

和歌山縣
日高郡

比井崎村誌

寫

比井崎村誌序

我が郷はその昔南日本の門戸たり、近畿の門戸たり。神功皇后新羅を征して凱旋し給ふや、竹内大臣先ず應神幼帝を奉じ、南海を横絶して着岸あり。皇后また此の土に行啓あらせ給ふ。當時大陸の新文明は、実にこの土を門戸として輸入せられたるなり。熊野山の盛時、貴神參詣相踵ぐや、海路をとつて南下するも、紀州灘の險を厭ふて、此の土に上陸せらるゝを常とし、當地は自ら南紀の門戸たり、熊野の門戸たるに至りしが、熊野の衰頹と共に、全く忘られて殆ど世外に超絶するの郷となりぬ。世降りて徳川氏の頃、廻船業大いに起おこり本村また太平洋岸の一要津たること稍久しかりき。過去の比井崎村は実に斯の如し。今は即ち如何、渺たる一日高郡の玄関たるのみ、否北日高の西門たるのみ。現代及び將來の村民は之を思ひて、発奮するところなかるべからず。乃ち稽古徴今の資として曩に有志に囑して本書を編ましめしが、今や刷成りて普く村内識者に頒たんとし、一言を巻首に題す。

大正六年十月卅一日

日高郡比井崎村長 白井 藤楠

凡例

- 一、本書編纂の順序は大体「郷土誌編纂要項」に準據したるも編者の私見を以て多少の斟酌を加へたり。
- 一、史実と現勢の闡明は素より大に留意せしところなるも、一面資料保存の見地よりして、成るべく郷土資料其の儘を引用して採録するに努めたり。
- 一、上古に於て畏くも我が皇室に御由縁浅からざること、及び近世鎖国の時代に於て、廻船業の隆盛を極めたることは、共に本村の至栄とする所にして、やがて本誌上に一大光採を添ふるものたらずんばならず。然も史料散逸、加ふるに編者の狭少なる智見をもつてして、之を詳悉する能はざるを憾む。
- 一、編纂上有誌・諸氏の助力を得しこと少なからず。就中津久野の塩崎次郎左衛門氏・阿尾の若田浅次郎氏・比井の上西邦助氏等が材料供給に力められし厚意は、編者の最も感銘する所。茲に記して謝意を表する。

大正六年十月三十日

編者識

比井崎村誌目次

第一篇 自然誌

第一章 位置・境界・面積及び廣袤

一、位置 二、境界 三、面積及び廣袤

第二章 地勢及び地体

一、地勢 二、地体

第三章 氣候及び変災

一、氣候 二、変災

第二篇 人文誌

第一章 沿革

第二章 大字区劃

第三章 戸口

第四章 官衙及公署

第五章 經濟及び財政

第六章 生業

第七章 教育

第八章 神社

第九章 宗教

第十章 民俗

第十一章 衛生

第十二章 交通

第十三章 各種團体

第十四章 名所旧蹟

第十五章 墳墓

第十六章 名門及人物

比井崎村誌

第一篇 自然誌

第一章 位置・境界及び面積廣袤

一、位置

比井崎村は日御崎の北、由良湾口に至る紀伊水道の東岸を領し、日高郡の西陲にあり。その回極は北緯三十三度五十二分余大字阿尾日御崎より同三十三度五十六分余大字方杭五分一崎に至り、東經百三十五度三分余大字阿尾大倉灣より全百三十五度六分余大字産湯西山に至る。

日高郡内本村より北にあるもの、志賀・由良・衣奈・白崎を始め日高河北の数村に過ぎず。然して本村以西に位するものは、則ちあることなし。乃ち知る本村は日高郡の北西門に當り、紀伊水道外口の東角を占むることを

二、境界

北及び東は日ノ御崎山脈（城ヶ森山脈の一支脈）を以て志賀村に界し、また和田村の一角に接す。南は西山より西走する、右の余脈を以て三尾村に界し、西より北の一部に亘り紀伊水道を隔て、徳島縣那賀郡と相望む。

三、面積及廣袤

本村の總面積は八百三十貳町六反三畝十一歩（〇・五三五方里強）あり、其の内訳左の如し。

- 一、田 九十五町七反二畝十九歩
- 一、畑 二十九町九反五畝二十一歩
- 一、宅地 十二町二反六畝二十歩
- 一、山林 六百九十三町八反五畝七歩
- 一、原野 六反七畝二十歩
- 一、其他 一反五畝十四歩

廣袤は東西大約二十町・南北は之に倍す。東西の最長は馳出ノ鼻・西山間にして略一里七町。最短は田杭浜・山間にして略六町。南北の最長は産湯南境・方杭境間にして約一里六町、最短は阿尾海浜と全字三尾境の間にして約四町とす。而して日ノ御崎より北々東五分一崎へは直距約一里廿町あり。

第二章 地勢及び地体

一、地勢

(1) 総説

本村は日ノ御崎山脈日・有の郡界となせる城ヶ森山脈の支脈の西及北斜面を領し、地形南北に長く東西に短く、東に較高くして西するに従ひて低し。山丘多けれどもみな高からず。然も傾斜概して急に山脚直に海に迫りて、断崖をなせる所少なからず。山頂と海岸とは最遠距離と雖も、二十余町に過ぎずして、谷みな浅く・溪流みな細く・山盡れば即ち海にして、其間殆んど低平の地を見づ。然して近海は紀伊水道の陥没地帯に属するが故に、概ね浅くして礁脈露岩多く、汀線は殊に出入屈曲に富む。

小活字(七号位)に印刷

* 今地理孝上の定義に従ひ、海拔五百米以下の地を以て丘陵と呼はゞ、日ノ御崎山脈の如きは一丘陵のみ。本村の如きも東に丘陵を負ひ、西海に臨むと云ふべきのみ。

(2) 山脈

日ノ御崎山脈は城ヶ森山脈西部の峻嶺、鹿ヶ瀬(海拔四二〇米)より分岐し、由良の地溝帯に並行して南西を指し、東内原の金比羅山(三四〇米)・西内原の小坊子峯(二六〇米)・志賀の瀬山(二六八米)・十七曲山(二二二米)等を起し、漸次高距を減じつゝ、志賀と本村との境上に至りて、突如方向を南に轉じ小浦・志賀村境の狼烟山(二〇八米陸地測量部の五万分一地圖に瀬山と註記せるものはなり・実は瀬山にあらず)・小阪・志賀村境の東高坪山(二一八米)産湯・志賀村境の秋葉山(三二〇米)等を抜き、遂に志賀・和田及本村三方の境上に至りて西山(三二九米)となる。久志坂(比井・志賀間の間道)及小阪峠越比井街道(比井・御坊間の縣道)は何れも此の山脈を横断するものとす。西山附近は傾斜殊に急就中南側(和田側)を最とす(此の事大日本地誌にも見ゆ)。山勢は之より西に轉じ、本村と和田及び三尾の境上を日ノ御崎に向つて走る。和田・三尾及本村境上の論争山(三三七米)は実に近郷第一の高峯なり。論争以西には我入道山(二六四米)・日ノ山(二〇二米)等ありて崎端に至る。狼烟山より西山に至る直距離約一里、西山より日ノ山に至る直距離また約一里・而して狼烟山より稍北、深山より分岐して北西に走るものは、五分一崎(海軍水路部海圖にはこぶちのはなとあるものはなり・方杭崎ともいふ)となり、狼烟山より稍南、西高坪山より南西に分岐するものは、天路山となり唐子崎に盡き、秋葉山

より西北に出づるものは亀見山（七五米）となり産湯崎に終り、三尾坂（阿尾・三尾間の間道）の西に突出するものは鉾突山（一〇〇米）となり馳出鼻に盡く。今標高順に山名及び其の標高・所属・大字を表示すれば左の如し。

山名	高 距	所属大字	登山口	備 考
論 争 山	三三七米	産 湯	産湯字	
西 山	三二九米	全		明治三十四年一等三角点標設置
秋 葉 山	三二〇米	全		
我入道山	二六四米	全		
東高坪山	二一八米	小 坂		
狼 烟 山	二〇八米	小 杭		明治三十四年二等三角点標設置
深 山		方 杭		
城 山				
日 山	二〇二米	阿 尾		
西 山		小 浦		
鉾 突 山	一〇〇米	阿 尾		
色 味 山	七五米	産 湯		明治三十四年二等三角点標設置

(八)

河川及池沼

地形既に右の如くなれば、河川及池沼の見るべきもの絶えてこれなし。今纔に溪流及溜池の主なるものを表示するのみ。

溪 流

名 称	流 程	流 幅	水 源	水 末	備 考
深山谷川	七町五〇間	三尺乃至一二尺	方杭字深山谷	方杭字	
船 川	一二町一六間	六 〽 一八	小浦方大船河	小浦字	
頓 登 川	二 町	六 〽 一八	比井字比井後谷	比井字	
産 湯 川	一七町	六 〽 三〇	小 阪 字	産湯字	
南 出 川	二五町	六 〽 三〇	産 湯 字	産湯字	
向 井 川	?四町四〇間	二 〽 一二	阿尾字川ノ上	阿 尾	
堂 場 川	?一町三〇間	二 〽 四	阿尾字多宝塔山	阿 尾	

溜 池

名 称	所 在 地	廣袤東西	廣袤南北	周 囲	面 積	備 考
小豆谷池	方杭字	一七間	一四間	六八間		
船河谷池	小浦字	四五	四二	四七六		

(二)

海洋及海岸線

名称	所在地	廣袤東西	廣袤南北	周囲	面積	備考
矢田ヶ谷池	小浦字	二〇間	二九間	九二間		
小浦峠小池	全字	一一	一一	三六		
南谷池	津久野浦字	一一	一八	五八		
端ノ瀬池	全字	三〇	二五	八二		
寺ノ池	比井字	一五	一八	四九		
溝平池	全字	一七	一三	四三		
比井後池	全字	二〇	一九	五九		
奥山池	小坂字	三〇	一三	八六		
峠谷池	全字	三二	三四	四九		
常瀆池一	産湯字	二八	三二	一一〇		
全二	全字	二〇	一八	五五		
小谷池一	全字	五〇	三五	一六五		
〃二	〃	二八	三二	一〇〇		
鉾突池	阿尾字	四二	六四	三〇六		
清水谷池	全字	一三	一二	四七		
谷筋池	全字	一三	二三	六五		

本村は紀伊水道の東岸を領し、北は由良・志賀両村の沿岸に続き、由良の峡湾に臨み、南は日ノ御崎を界として、紀州灘斜面の三尾村に連り、前面遙に四国の諸山を模糊の裡に望む。抑も紀伊水道は之を横観すれば、四国・紀伊両山脈間に於ける一大陥没地帯にして、両岸の地質相照應し、汀線出入の状亦頗る趣を同じうするものなくんばならず。之を縦観すれば瀬戸内海と太平洋との連絡点に當り、或る意味に於ては内海的外洋也。されば我が農商務省は明治四十二年省令第五十六号の第一条に於て、瀬戸内海の区域を限定して、日ノ御崎以北（紀伊水道）を内海の内と認めたるが、海軍水路部は水路誌に於て「瀬戸内海及紀伊・豊後水道」と記して、此の両水道を内海の外に置けるを見る。何れにしても其の海岸線に変化多きこと、及び紀州灘に比し水深の迥に及ばざるを特異の点とす。即ち比井崎村一ヶ村を以てして、岸線の延長四里三十三町三十間に及び、出入の著しき事紀州灘の諸村に越ゆるも、日ノ御崎附近を除きては、水深は之に及ぶべくもあらず。今本村沿岸を由良湾及び比井湾附田杭浦の両斜面に分ち、北より南に向つて追跡せんとす。

〔甲〕由良湾

由良湾はフィヨルド式の峡湾にして、其の湾入の方向は恰も此の地体を構成する中世層時代不詳の層軸と一致し、一の地溝帯をなせるもの、如し。本村は纔に其の湾口の南角を領し、大字方杭方之に面す。方杭の極北を五分一崎（即ち方杭崎にして俗にこぶちの鼻といふといひ由良湾港の防波堤たる蟻島一に有島に作る・志賀村領を南東に距る七町余りに位し、鼻長八〇米、直下九尋岩底なり。方杭浦は崎より湾入すること四町半、幅ほゞ之に同じ。湾口は西向し、南北兩岸附近は各岸底二尋内外、中央は砂底四尋・湾口に至つて同八尋を示す。浦の東北隅方杭浜に沿ふて民家二十七あり。方杭の南狼烟山陸測五万分一圖に瀨山とあるは誤なり西方に走りて小浦崎となり、其の北麓は砂浜・断崖交々相連る。崎端を北東に距る六町余の一角より、北西方約七町の間礁脈露岩抃延し、由良湾の爲に激浪を遮る。盡端を一ノ簪ハユといひ高さ四米。其の内側なるを二ノ簪ハユと云い高さ三米余、陸に近きを奈瀬磯といふ。総じて由良湾は水深く十尋線は下山鼻白崎村より蟻島の西側及南側を経て、東の方室木鼻ハコキナ志賀村領に近づき、更に出でて一の簪の外側を繞る。湾内は大抵五・六尋乃至八・九尋にして五分一鼻と蟻島との間は十尋乃至十四尋あり底質は泥及び沙也。

〔乙〕比井湾

小浦崎は由良湾口の平底なる險崖角にして、崎頭百十五米周圍に礁脈を繞らす。之を北角とし之より南微西二十三町にある走出鼻を南角とせる、西向浅湾を比井湾と称す。東西十五町乃至二十町・南北二十町乃至二十五町、西角の間更に唐子・産湯の二岬突出して、湾内更に三支湾に分れ中央に比井湾あり。

湾の中央にある一群の露出岩を中磯と呼ぶ。『名勝圖會』之を中出磯に作る最高頂約二米・周圍約五十間の間千出岩散布し、以て比井湾口を掩ふ。然りして右の最高頂より東方約三丁半の間礁脈延伸し、盡端水深約二尋四分の一・其の東側に於て四尋二分の一を示す。小浦崎端より南東約七町洲崎一に須崎に作るに至る間は千出岩散在す。洲崎はその東微南兜崎との間を北東に向つて凹字上に湾入す。北隅を小浦とし南隅を津久野浦とす。共に沙底一尋乃至二尋、湾口に於て四尋四分の三あり。『名勝圖會』に云うふ「小浦湊は方杭と磯山を界して湾をなし、小浦・津久野二村相對す。湾内廣くして船繫りよし」と。

兜崎の南六町余にして唐子崎一名川の鼻と云ふ・鼻長八十米に至る。附近岩礁散在し岩底三・四

尋。之より東北東に屈曲して比井港となる。比井は唐子崎を北角とし産湯崎頂七・五米を南角とし、湾口西南西に向つて開き、湾入の長さ八町・幅三丁。浦頭を距る二町半にして沙底一尋・港心に於て二尋半之を錨地とす。港口に至つて五尋線に達す。港外の中磯其の位置は比井湾中央稍浪を遮ると雖も、偏西風の時は錨泊に堪へず。浦頭榕樹の繁れる処、村役場・郵便局・商船扱店等ありて戸数百二十許。郡の首邑御坊へは南東二里二十五町、車道を通じ日高の西門たるの觀あり。航海者は此処に少量の食品及淡水を得べし。徳川季世には廻船業の一中心として、千石以上の大船三・四十艘と、現在に倍するばかりの戸数を有したりき。

産湯崎は南西阿尾の尾崎と相望み此直距離九町。茲に第三の浅湾をつくる。西山を東に仰ぐの地にして、東北隅にあるを産湯浦とし、南岸にあるを阿尾浦とす。其の間砂浜石磯相半し、産湯浜には藩政の頃塩田ありしといふ。附近底質は何れも沙にして、距離四町余にして五尋線に達す。尾崎の崖角に鈴木^{ハ立}あり、以西松林相連ること十町是(走)出鼻に盡く。走出の鼻頂を鉾突山といふ。神功皇后の御着岸に因みて此の名あり。尖峯(百一米)松樹茂生し、比井崎沖通過するもの、ひとしく其の秀麗なる山容を称す。其の西麓は荒磯にして岩底二尋内外、距岸約二町にして十尋線に達す。鉾突の南小湾をなせるを田杭浦といふ。阿尾浦の新田なり水深三・四尋、其の南西角茶煎ノ鼻水路圖ノ蛇ノ鼻二作ルは實に郡の極西に位す。之より日ノ御崎の崎端まで、距岸一二町の間小嶮離岩布列し近づくべからず。就中鼻端の南西約二町半にある舵取礁一に小目礁ともいふは最も有名なり。水路誌に曰く「舵取礁は日ノ崎の北々西の日鏈半距岸一鏈半の処にあり。礁上水深四分の一尋・周六・七尋」と。近年大阪商船株式界社所有船黄金丸の座礁せし処とす。走出の鼻端より西方約三町にも危礁あり杓子礁と云ふ。海圖に見えざれど、其の存在は事實なり。大倉^{ハ立}は日ノ御崎の北微西二丁にあり高さ廿米、本郡の極西陸地としては茶煎の鼻なるも島礁としては大倉^{ハ立}にして、本村の極南とす。此の附近露岩散在するもの數十、水深くして崎端を距る三町余にして十尋線に達し、此処に至れば危礁の險は略これなしと雖も、南方より潮流奔注して波浪を翻し、偏北風に會すれば殊に甚だし。

二、地 体

我が紀伊半島中央部の地質を通觀するに、日高郡の全部由来以北及び御坊・南部を除くを中央とし

中世大統のて北は有田・南は西牟婁に亘り中世大統の発達を見る。此の面積大凡一百万里。就中本郡の発達 大部は砂岩・頁岩・角岩・蠻岩等より成れる。時代不詳の中世層中に包含せられ、本村の殆ど全部も又本層に属す。大築理孝士推測に依れば、此の層は恐らく珠羅紀層上部に属するものならんとの事なるも、未だ化石の発見なきを以て、其の時代を確定する能はざる也。本村に於ては大宇小浦に薄き石炭層の露出せるを見るの外、鉾床及び鉾泉の著しきものを見づ。

新生大統の次に新生大統に属する、第四紀層中洪積層は産湯の南東論争山の南斜面三尾村領に僅に露出厚さ平均十米せるも、本村側は全く之を認むる能はず。沖積層に至りては、西山の東麓志賀村

以東に大発達を見るも、本山にありては方杭・小浦・産湯・阿尾等の海浜に掌大の地を見るのみ。阿尾鉾突山麓のものはや、大なり斯の如く沖積地の乏少なるは、即ち地体変遷の著しきものを語るものにして、要するに本村は時代不詳の中世層を成せる丘陵地たるなり。

第三章 氣候及變災

一、氣候

(1) 氣温

日本海流即ち黒潮は、紀南海岸に近く東流して、そが當地方の氣候上に及ぼす影響は著大。就中氣温に於て殊にその然るを見る。當村の南端日ノ御崎(三尾村領に於る)於ける、過去十七年箇年間の觀測成績を見るに、全年平均氣温攝氏十五・四度。之を高知四国の十五・七度・熊本九州の十五・五度に比して稍低きは當然。和歌山の「十五・二度」・神戸の「十四・九度」に比して稍高きも當然と謂ふべし。然して我が国に於る一年を通じての、最高温度の月は八月にして、最低温度の月は二月なるが、日ノ御崎の八月平均氣温は「二十五・五度」にして、近江の彦根と同じく、和歌山の「二十六・八度」・神戸の「二十六・四度」・京都の「二十六・一度」に比して著しく低きを見る。又二月の平均氣温は「五・六度」にして、高知の「五・八度」より低けれど沿津駿河と同じく、和歌山の「四・七度」・神戸の「四・〇度」・京都の「二・七度」に比して著しく高きを見る。是実に海流の影響を具体的に語るものなり。日ノ御崎に於る絶対氣温は、大正二年八月十八日の「三十五・〇度」と、明治三十三年一月二十六日の「零下四・三度」との間において、其の差「三十九・三度」なるが、和歌山にては其の差「四十二・〇度」・大阪にては全「四三・七度」を示せり。此の点に於

ても亦海流の影響を認むべし。

(四) 雨量

日ノ御崎に於ける一ケ年間の雨量は平均「一七二〇・八耗」にして、和歌山の「一五三一・九耗」・大阪の「一三七七・四耗」に比し、其の雨量多きこと論を俟たず。而して降雨最多の月は六月にして「二五五・六耗」を示し、九月の「二三四・七耗」之に亜ぎ、七月の「二二七・七耗」又之に亜ぐ。最少量の月は二月にして「五五・四耗」、次は一月にして「六九・一耗」・次は十二月にして「七十・七耗」とす。次に一日（即ち二十四時間）の総雨量に於て最多の日は、日ノ御崎観測開始以来大正五年九月廿三日の「一二六十一・〇耗」なりとす。参考の爲附記せんに、明治二十二年八月二十日西郡田辺町にては「九百耗」の巨量を示し、明治三十七年十月二日東郡新宮町にては「九百十六・四耗」の記録を作れるが、斯の如きは全く稀有に属す。次に降水日数を見んか。所謂降水日数とは一日中降水量一耗の十分の一以上の日をいふものにて、尙氣象孝上の曇天とは平均雲量十分の八以上、快晴とは十分の二以下、其の中間を晴天と称す。日ノ御崎に於る平均壹ケ年の降水日数は「百三十四・七」日にして、西郡田辺と略同じく、和歌山よりは稍少なし。概して紀伊半島に於ては、北東部山地に至るに従ひ降水日数増加す。是冬期降雪あると、山中に常に寒冷にして降水し易きとよる。また日ノ御崎に於ける降水日数最多の月は、六月にして平均「一五日」・最少は十二月にして「七・六日」とす。次に降雪に就ては、日ノ御崎の観測開始以来、初雪の最も早かりしを明治三十八年十二月六日とし、年々その平均を一月九日とす。終雪の最も遅かりしは大正三年四月四日にして、年々平均は三月五日なり。

(八) 風力

総じて我本州中部地方にては、所謂季節風よく発達して、夏季には太平洋より来る南東風、冬季は亜細亞大陸より吹き荒む北西風多きが、今日日ノ御崎に於る一ケ年の平均気圧を見るに「七六〇・九耗」にして、所謂一気圧（七六〇耗）に近く大差なきこと明らかなり。また各月平均気圧を見るに、最高は十二月の「七六四・四耗」・最低は七・八両月の「七五六・三耗」なりとす。何れにしても南方海洋の方面に比し、比較的高気圧なるを以て、年中を通じて、北風の吹く場合多く北西風之に亜ぎ、平均北十一度西の風となる。尚四季については和歌山及び潮岬と比較するに左の如し。

春 夏 秋 冬

和歌山 北々東 西南 北東 北西

日御崎 北西 北東 北北東 北西

潮岬 北々西 北北西 北北西 北西

次に風速に就て見んか。冬及び春は最も強く、夏は最も弱きことを俟たざるが、全年平均速度は一秒時につき「七・九米」強にして、和歌山の「三・一米」・潮岬の「四・三米」に比し遙に強きを見る。又最大風速力は明治三十三年十二月七日、北西風一秒時「四十・六米」を測りしを未曾有となす。平均月別とすれば二月「一〇・九米」最も強く、一月「一〇・五米」・十二月「全」之に亜ぎ、八月「四・八米」最も弱く、七月「四・九米」・六月「五・七米」之に亜ぐ。

(二) 結論

之を要するに

(1) 気温に於ては、年中平均気温に於て北部地方より高く、縣の全年平均温度（一五度）よりも稍高し。更に全国の中枢温度（約十一度）に比すれば著しく高し。夏冬二季に於ける気温の差に於ては、北部各地に比し著しく少し。

(2) 雨量に於ては紀伊半島南部に比しては、著しく少なきも猶全国平均（一五七〇耗）より多し。

(3) 風力に於ては著しく強く、最弱の八月に於ても、尚「四・八米」を示せるをみる。

二、変災

(1) 地震及津浪

天変地異中最大の惨害を齊すものは、地震及津浪にして、當地方の如き沿海にありては、津浪の災を殊に怖るべしとす。今旧記にあらわれたる地震及津浪につき、南紀に關係あるものを擧ぐれば、天武天皇十三年十月十四日近畿四国の大震日本書紀・元弘元年七月三日紀南の大震参考太平記・貞永二年二月五日紀伊及諸国の激震由良蓮專寺旧記・正平十五年拾月四日紀州熊野より攝州兵庫に至る大地震・大津浪全旧記・正平十六年八月廿日紀伊烈震大日本史・明應七年八月廿五日紀伊沿岸の津浪年代記・天正十三年十一月廿九日紀伊沿岸の大地震・大津浪梵舜紀・慶長九年十二月十六日太平洋岸の大震及津浪當代紀・寛文四年六月十二日熊野

宝永の大地
震・大津浪
嘉永の大地
震・大津浪

強震等震災及津浪の害は、屢々此の土を見舞へるもの、如けれど、當村には文献不備之を徴するに由なし。宝永四年十月四日の大地震及大津浪は、我が日高郡沿岸到处に莫大なる損害を及ぼし、南部山内及印南中村宇杉・光川等は一村全滅の不幸に陥れるが、當地方は被害少かりしもの、如し。嘉永七年十一月四日より五日に亘りまた地震あり。津浪を伴生して家屋震・人畜の被害洵に惨絶を極む。

『日高郡誌』にいふ是れ世に云ふ安政の大地震にして、四日のものは全日朝東海道の海底に震源を有して、紀伊より上総に及び、五日のものは全日夕刻南海道の南方海中に発して、前日の継続地震と見做すべきもの。紀伊以西畿内・中国・四国の全部・九州の北半まで及び。而して海岸線に並行する兩者の震源地帯は之を延長する時は互に接続する。蓋し此の大地震は本邦に於て地震の活動力を現時の状態に變易せしめたる一源因なり。又其の伴生せる津浪は、我國の沿岸のみならず太平洋を横断して、遠く北米海岸に波及せりといふ。以て其の激震の状を想見すべし。本郡沿岸にあつては四日辰下刻、激震と共に早くも海水變調を認め老若相孕ひて避難せるが、此の日は幸い津浪の襲来を見づ。人々稍安堵してありし程に、翌五夕刻申刻過ぎ、昨に増して大きく且つ長く地震ひて、屋舎傾倒するもの相踵ぎ、須臾にして海底鳴動して洪浪寄せ来る。第一波退ひて第二波来り、第二波去つて第三波来り。更に第四・第五等断続回数に及び、第一波最も強く第三波之に亜ぎ、第二波又之に亜いで、第四以下漸く其の勢衰ふ。日高川地方にありては、浪頭新町に寄せ家中にて魚躍るの奇觀を呈し、北塩屋沿海の民戸悉く漂波、名屋浦の民は源行寺に避難す。日高川を溯る小舟は木の葉の疾風に散るが如し云々。

本村の状況は比井浦村上久藏の（洪浪記）に詳なり。左に其の要を抄出せん。

一、十一月四日（つちのと己）午下刻我未覺大地震・同刻浜汐引小津浪に相成。夫迄は魚屋新右衛門殿之下迄汐満有之候処俄に左右巻き吉松殿下迄引汐に相成候得共浪様々出合候人無之候故誰有てか翌日は洪浪と申人も無之乍併蔭二而は洪浪にも相成候哉難計杯といふて其の仕がく杯致候人吉兩人程有之候 十一月四日晝九ツ時分（冬至）二入

二、右之翌日五日（かのへ午）七ツ前までは何事も無之体二有之候処七ツ時に相成前日四日之大地震より以之外大成地震ゆり其後大筒之音より十倍大成鳴物三ツ鳴り候二付何れも生きた心地なく悔り致居候折柄西上刻洪浪二相成り何を申す間も無之皆々忽然として而うるたゑ候者計に有之候但し右鳴物致候節は仲之方海中より火の柱三本立ち申し候

三、津浪の前々は順気も格別暖に有候洪浪の翌日は虚をしたような結構な日和するもの也。夫より彼此小恙年位も大小之地鳴又は地震ゆるものなり。

津波に付家並土蔵・納屋・隠居・雪隠・流損之控へ

- 一、東出 次八殿方 住家并雪隠共二力所但住家くさやぶき
- 一、同 五太夫殿 雪隠壹ヶ所
- 一、同 新助 殿 住家并雪隠共貳ヶ所但し住所くさやぶき
- 一、同 又九郎 〃 表面戌の方に壹坪程の塩納屋壹ヶ所
- 一、同 永田小右衛門殿 表土蔵并続こなし部屋共ニヶ所

- 一、同 清水屋徳五郎殿 住家并雪隠共二ヶ所
 - 一、同 長太夫殿 住家并雪隠共二ヶ所但住家くさやぶき
 - 一、同 權兵衛〃 土藏壹ヶ所
 - 一、外川次郎右衛門殿 坤の方男部屋并に小藏附添〃壹ヶ所猶又湯川玄俊殿方之表門と並納屋并納屋〃壹ヶ所
 - 一、浜田 善兵衛殿 住家〃壹ヶ所
 - 一、外川 彦四郎殿 住家并雪隠〃貳ヶ所
 - 一、外川 又五郎殿 住家并土藏・雪隠共〃參ヶ所
 - 一、中道 文五郎殿 雪隠壹ヶ所
 - 一、東出 長五郎殿 雪隠壹ヶ所
 - 一、東組中 壇尻藏壹ヶ所
 - 一、北組中 但壇尻屋具類少々損じ、外川彦四郎殿家敷外へ建る 嘉永年中の頃
 - 一、尾張屋徳五郎殿 但目薬屋平三殿所持屋敷へ西之方へ弘化年中の頃建る 尤も損じ物多し
 - 一、前田 久七殿 住家并雪隠〃貳ヶ所 但雪隠八家二附添有之候
 - 一、目薬屋平藏殿 納屋并牛納屋雪隠共三ヶ所又縁先之長巻間幅半間程之薪場〃四ヶ所
 - 一、浜口屋栄藏殿 土藏雪隠共〃貳ヶ所
 - 一、三崎 半兵衛殿 雪隠壹ヶ所
 - 一、弥右衛門殿 雪隠壹ヶ所
 - 一、湯川 玄俊殿 右 〃
 - 一、紺屋 市兵衛殿 右 〃
 - 一、上西 若太夫殿 柴納屋壹ヶ所 但浜つき屋敷二有之候
 - 〃 住家 九軒
 - 〃 土藏 七ヶ所
 - 〃 隠居 三ヶ所
 - 〃 納屋 五ヶ所 但し薪場共
 - 〃 雪隠 十六・七ヶ所
 - 〃 其他 六・七軒も住居難致家有之候
- 右汐行の具合は引波より突波の方強く有之候故流損之家々も大抵北浜田筋へ流れ着申し候
- 一、汐満干の儀は三・四度致候。段々下りに満干少く相成申候
- 一、干汐の最上は、唐子富士屋新八郎殿下より初産（湯）崎立岩对當迄干切申し候
- 津浪に付満干深浅覺**
- 一、大神田甚五郎殿所持の船大工部屋にて深さ壹尺五寸程、此の例を以て附近の深浅を知るべし。
- 一、松下源兵衛殿内庭にて深さ三尺程、此の例にて近辺の浅深を知るべし。
- 一、永田小右衛門殿内庭二而深さ五尺程、此の例を以て近辺の汐入浅深を知るべし。
- 一、東頓登川川端柴屋吉助殿内所持の田地へ汐上がる、此所は汐とまりなり。

天然寺

- 一、浜田八兵衛殿内庭二而深さ一尺五寸餘、此の例を以て其の近辺并浜辺迄の浅深を知るべし。
- 一、宮下玄達殿内上此へ行く道二而深さ壹尺程、但し此の例を以て北出安之助殿并浜筋迄の浅深を知るべし。
- 一、北出円太郎殿本屋敷二而汐とまる。但當時尾張屋徳五郎殿所持に成る。
- 一、同長吉殿内庭二而深さ二尺餘り、但し此の例を以て其の近辺の浅深を知るべし。
- 一、西下栄助殿内庭二而深さ小一尺程。
- 一、拙宅 表戸口迄汐来る、内庭少しにじむ。猶又裏納戸先二而深さ小二寸。是は両方溝より来り候故也。但し此の例を以て近辺を知るべし。
- 一、上西若大夫殿かどへ七分通り汐来る。但し此の例を以て近辺を知るべし。
- 一、からこ天照寺下四郎右衛門殿庭戸口九分通り迄汐来る。但し此の例を以て唐子中を知るべし。
- 一、同日津浪に付き村中皆思々に山又は畑へ逃げ行。其の夜は念佛一式二而夜を明かし申し候。然る処幸哉其の一兩日は大きに暖に而、左程寒さも無之候、乍併何分野宿の事故辛抱致兼候につき、翌六日より三軒又は六・七軒組の小屋を建て七日の夜まで右小屋二而住居申候。下拙方八皆々内之裏より源太郎殿裏を通り、あんでらへ行き當時甚四郎殿所持の畑へ小屋を建て凌居申候。尤も下拙一統は同所二而、飯又はかゆ杯をたき申し候。右七日の夜迄といふは、七日夜八つ前より雨なり候故よんどころ無く皆家へ皈る。
- 一、前文の儀に付村中大難義と相成候故、六日より七日・八日と三日の間、御宮之門にて飯を炊き難澁筋へ持行候へ共、毎日の事故飯にては余り入米多分に相成二付、夫より酒屋權藏殿表へ火床二ツ拵へ、壺斗釜二ツにて白かゆを炊き難澁筋へ與へ申し候。其節炊役北久次郎殿実子新藏殿。端甫助右衛門殿実子甚之助殿・猶又其外人足之筋は家々へ菜類を貰に廻り候。
- 一、十一月廿六日迄都合廿日之間、酒屋權藏殿表二而かゆたき申候。但し残米の儀は難澁筋へ夫々割付致候。
- 一、當村庄屋岡弥兵衛殿・同肝煎西下又吉殿、此の御両人大骨折二付村中静也。
- 一、諸方損じ二付爲三御見分一御代官衆、十一月十日當浦へ被成御越候。同夜浜田八兵衛殿方御泊り、翌十一日御出立、夫より外浦へ被成御越候。但し當時御代官鈴木佛藏殿、大庄屋田端彦太郎殿

右津浪二付諸方ヨリ難民へ救合控

、	玄	米	貳拾五石也	從 ^{より} 御上様
、	玄	米	拾	田端 彦太郎殿
、	同	俵	右八西口七浦中へ	湯川 周藏殿
、	同	俵	右同断	同 茂八郎殿
、	同	俵	"	玉井 傳太夫殿
、	同	俵	"	大橋 兵次郎殿
、	同	俵	"	湯川 西右衛門殿
、	同	俵	"	久保田半兵衛殿
、	同	俵	右八西口七浦へ	入山村 頭百姓中より
、	同	俵	"	小池村 頭百姓中より
、	同	俵	"	丸山村 頭百姓中より

(口)

風水旱害

風水旱害の惨も亦多く、地震津浪に遜らず。之を史乘に徴するに宝龜三年八月六日近畿の大

風雨（続日本記）・貞觀二年九月十四日の大風洪浪（三代実録）・元慶二年九月二十六日紀伊の大

風雨（全書）・正嘉元年の大旱（年代記）・元亨二年の大旱（太平記）・弘治三年の大旱（野史）・明和

二年七月三日の大風雨（泰平年表）・文化五年夏の大風雨等主なるものなるが、其の詳説は得

て知るべからず。次いで天保七年には三月より霖雨を聞して息まず。三伏の候も寒冷なる事

嚴冬の如く。加え七・八両月の交暴風頻りに起りて五穀登らず。諸国大飢の災に罹れるが當

地方も亦此の厄を免れず。人々野に出で・山に躋りて苟も口にすべきものを採り、然して餓

- | | | | | | |
|----------|--------------|--------|-------------|--------|-------|
| 一、同 | 依 | 當浦中へ | 藤井村 | 瀬戸 | 十右衛門殿 |
| 一、白米 | 五依 | 西口七浦中へ | 高家村 | 藤屋 | 安次殿 |
| 一、同 | 拾依 | 全 | 荊木村 | 頭百姓中より | |
| 一、人足五十五人 | 當浦丈へ但し辯当持參 | | 丸山村中より | 荊木村中より | |
| 一、人足拾七人 | 當浦丈へ但し辯当持參二而 | | 萩原村中より | | |
| 一、人足八拾人 | 右 | | | | |
| 一、玄米 | 三依 | 當浦へ | 當浦 | 上西 | 若太夫殿 |
| 一、同 | 三依 | 全 | 岡 | 弥兵衛殿 | |
| 一、同 | 三依 | | 平井 | 九右衛門殿 | |
| 一、同 | 三依 | | 西下 | 吉十郎殿 | |
| 一、錢 | 二百匁也 | | 西下 | 喜助殿 | |
| 一、白米 | 八依 | | 高城 | 左膳殿 | |
| 一、白米 | 五依 | | 拙宅 | | |
| 一、白米 | 拾依 | | 大阪今橋松坂屋新三郎殿 | | |
- 一、下拙所持の浜の藏へ下志賀村御年貢入置候処、右津浪二付澤手米に相成候故六日より、土井四郎右衛門殿表へ歩
び、下志賀人三・四人づつ昼夜附添申候。
一、浜之瀬小船へ中志賀御年貢積入有之候処、津浪二付同船汐船に相成、猶又少々損じ処出来候二付、唐子浦浜へ探
り出し、都合二十三日之間積置、十一月廿七日東浜田八兵衛殿方二而入札致候。尤下志賀御年貢も同断。
一、下志賀御年貢落札 五十四匁也
一、中志賀御年貢落札 三十八匁也
但し津浪前地米相場八十三・四匁也
一、近浦津浪 北塩屋一番、横浜・網代二番死人十七人人家七・八分損亡のよし當浦三番也との噂。三尾・阿尾・産湯・
小浦など八浪上り候へ共流亡の難なし。田杭・方杭・柏浦などは無事也。

嘉永の連旱

死せしもありき。古老傳へて三百年目といふ米價暴騰の意也。嘉永五年より同六年に亘り連旱稲苗を枯死せしめ、農民大いに苦しむ。

〔村上家旧記久藏記〕に云ふ。

『此の兩年旱魃打続候雨乞百計の中に當国八国君様より楓香脂と申もの、雨を招くもの、よしにて、役人をして田舎・在々を持運び申候へ共、変年何事も驗なく旱損に相成果候。右楓香脂と申すものは太閤朝鮮より取寄候ものとやら噂承り候。実に二年も旱損打続候事。年代記にも稀也云々。』

明治十六年早 明治に入り十六年夏また旱魃にて降雨なきこと六旬。當地方にありても畑に青色を絶し、水田亀裂するに至り、殆ど種子をも得る能はざりき。明治廿一年八月三十日稀有の暴風あり。

明治二十一年 大雨また之に伴ひ被害少からず。始め同日午前九時頃より雨降り出で、午後に至りては或は止み・或は降りしが、夜に入りて強雨となり十時過ぎより東北の風吹き起り、十一時頃風力最も甚だ敷、十二時に至り勢力稍減ぜしも更に西北風に轉じて再び猛威を逞うし、翌三十一日午前三時頃漸く風収まり雨又歇めり。(官報第一五六八号)に依るに縣下にては日高・有田被害最も多く、日高郡のみにて死傷百一名を生ぜるを見る。被害統計左の如し。

人	牛	馬	家	屋	納屋其の他	寺	社	亭	校	難	破	船
死	傷	死	傷	全潰	半潰	全潰	半潰					

(右表あるも数字の記入なし……………筆寫の際 清水長一郎 記)

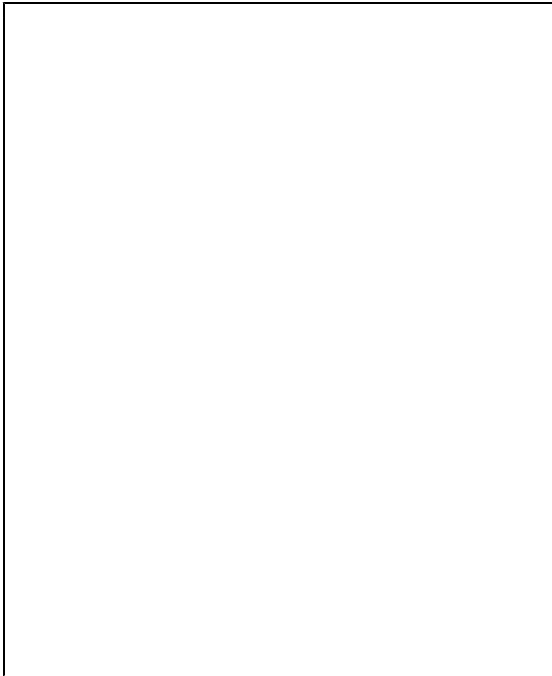
明治二十二年 明治二十二年八月十八日より十九日に亘り大雨・強風の変異あり。遂に古今未曾有の洪水を惹起するに至れり。仰も此の年春分前後の氣候、寒暖すべて度を失ひ清明を経て雨特に滋く一句纒に二・三の晴色を見しのみ。當時謂へらく梅天に入れば則ち曉乾初暑を醸すべ志と。

何ぞ科らん、霪霖凄冷にして未だ被衣を脱すること能はず。己にして驟かに劇暑となり爾後斬く炎威を殺ぎ七・八月の交に當り、陰晴定まらず。蒸暑の激しき夜半に至りて、猶甑中に在るが如く。人をして苦惱に堪へざらしむ。而して意に八月十九・二十兩日大雨・強風の変異を來せるなり。内務省土木工師デレーケ氏の説によれば、此の雨は其の初め冷々の雲海洋に起り黒風之を送りて殆ど十里の幅員をなし、南は日置川・北は日高川の海口を劃りて東北に進行し、而して遂に紀和山彙に衝突して這の暴雨を降らすに至ると。日高川筋の慘状は古今未曾有と称す。本村は幸にして此の川に沿はざりしも、尙左表の災を被れり。

死	傷	死	傷	全潰	半潰	全潰	半潰	寺	社	孝	校	難	破	船
人		牛馬		家屋		納屋其ノ他								

(右表数字の記入なし) ……筆寫の際 清水記)

大正元年の海嘯 大正元年九月二十二日暴風雨到る。而も村民風雨に狎れて敢て驚かず。皆謂へらく、常に秋霖に稍東南風の荒めるのみと。さる程に廿三日午前一時風は遂に東北風に変じ、茲に狂瀾怒涛濤を呼びびて、猛威を逞うするに至る。沿岸住民・倉皇悲鳴をあげて高所に逃避するもの相踵ぎ、混沌実の名状すべからず。果然海嘯襲来し浸水床上に及んで、家財を流失せしめ船舶を破壊せしこと多数。而して本村沿岸の護岸及突堤は大抵崩壊し、海浜一帯は海屋・船舶の破片参差として、足を容るに堪へず。古老傳へて嘉永大震及大津浪の惨を謂へるあり。然りして這般の海嘯は殆ど之に劣らずと称す。今被害の状況を表示すれば左の如し。然り尚惨状の真相は寫眞版として掲げたり。就いて見るべし。



『こゝに寫眞版挿入の豫定
なりと見え以上の如き空
白を残しあれど遂に寫眞
の揭示なし』

昭和二十四年六月二十日

筆寫の際 清水記

本件の善後策に就いては、官民の共に苦慮せし所、殊に當村にありては護岸・突堤の復旧工

第二篇 人文誌

第一章 沿革

事あり、事實に容易ならざるなり。乃ち村長として志賀村白井藤楠氏を聘し、専ら此の難局に當らしむ。斯くて該工事中村費支辨に係る個所、即ち大字方杭の突堤・大字産湯の護岸・大字阿尾の突堤は縣費補助に依り、総工費五千四百二十九円七錢を投じて復旧し、大字小浦・全津久野浦・全比井の分は縣費を以て復旧せらるゝこと、なり、大字小浦は外川寅市氏・全津久野浦は塩崎次郎左衛門氏、各字を代表して之を引請け、多額の資を縣費に附加して工を竣へたり。大字比井に於ける分は湯川玄碩氏請負の衝に當り、大字より三百円・私金數百円を投じ、字西出に囑する海岸の拡築を遂行して、從來六尺幅たりし里道は三間以上の幅員を有する大道たるに至れり。然も此の工事半にして、湯川氏病氣の故を以て其の衝に當る能はざるや、白井村長單獨之を繼承し千辛万苦を嘗め、且つ私財を糜してよく之を完成せしめたり。

本村には石器時代の遺跡と認むべきものなきを以て、先史時代に住民ありしか否かを審にする能はず。原史時代に入りては、出雲派の諸神紀伊半島を経營し、北紀より南紀に到りて神熊野出雲の熊野に対してを興立し、其の族繁滋す。然りして當地方には、自ら彼等南進の経路に當り、陸よりするも・海よりするも最要害の位置にあり宜なり。此処に出雲系の地名の存することや、試みに古圖を繙いて、出雲記の地形・地名を考較するに「ヒ」と稱する地名、及び「ヒノミサキ」なる岬角は彼我にあり。而して「ヒノミサキ」の東に「ミホ」といふ地名あることも、彼我相似たり知るべし。出雲族の南進するや、先ず當地方を立脚地とせしことを。苦し夫れ當地方沿岸に往々見るところの古墳塚穴、及び其れらの痕跡は果して何時代のものなるか、有史以前か・以后か今遺物を缺くを以て、遽に経々に断定する事を避く可し。神武天皇即位の後、天道根命紀伊国造に任せらる。其の子孫連綿として當国の統治に任ず。然れども事實上、上古に於ては国造の勢力範圍甚だ狭く、當地方の如きは別の統治を受け、国造の治下にあることなかりしなり。今和田村に本の脇なる地名あり、是或は別の館のありし所ならんか。神功皇后新羅

を征して凱旋し給ふや、武内宿禰をして皇子譽田別命を懐いて南海を横絶して、此の地に泊らしめ、御躬らも又垂いで行啓あり。蓋し此の時忍熊王の叛乱あり、乃ち先ず武内の故国に據りて、軍略を廻らし武備を整へ給ひしなり。皇紀一千三百五十八年人皇第三十六代孝徳天皇の大化元年乙己に至り、千有余年間の族制政治を打破し、中央集權の郡制政治施行して国司を置かれしが、誰人が国司たりしやは史乘に記録なしと雖も、無名抄を察するに人皇第四十代天武天皇の白鳳十四年四月の條に、紀伊国司言牟婁温泉汲而不出也とあるを以て国司の有りしこと想ふし。人皇第八十二代後鳥羽天皇の文治年間に、源頼朝が總追捕使と爲りて、諸国に守護を置き莊園に地頭を置くに及んで、佐原義連が始めて紀伊国の守護職に補せられ、国中の著姓家人と稱せし者を地頭に命じ、義連没して未だ其闕を補せられざりしに、人皇第八十二代土御門天皇の承元元年丁卯に、院の熊野詣駅家雑用の爲に守護職を置かずとあり、依つて思考するに今を距ること凡そ七百五十六年前なる承元年間より以後は、我が紀伊国に守護職を置かずして、兵糧に備へんとて、従前より徴収し来りたる段米等は、仙院が熊野御幸の御用達に供し奉りしならん。

其の後に佐原重連・源頼治・源基治等相尋ぎて守護職に補せられたりしは、蓋しこれ国家有事の時に應じて置かれたるものなりといふ。中古斯く莊園起りて、古制の郷名は自然に廃滅し、郡名も亦有名無実と爲り、地方の行政区劃は国と莊との二つと爲れり。最初に日高郡を六郷に分ちし當時、本郷土は内原郷に属したりしが、郡中を十八莊に分つに方りて三尾莊に編入せられ、組を置くに及んで入山組に編入せられたり。本郷土は久しく聖護院宮並びに民部卿親王の所領となりて、皇室に対し奉り縁故深きが故に、南北争衝の年代には大義名分を明にして、南朝の正朔を奉じ吉野朝廷に忠勤を抽でしこと誇とする所なり。

爾来幾多の領主を経て、龜山城主甲斐源氏湯川氏の併領する所となりて、天正年代に至れり。因に大字阿尾の巽方に阿波監物の古城趾あり。大字比井の北方に湯川直春の故砦址有り。大字小浦に故城址と狼烟山との名の散在せるは、或は湯川氏の控城たりしならんか。人皇第一百五代正親町天皇の天正十三年乙酉に、豊臣秀吉十万の兵を引込して本国に入り、一擧して根来寺を焼亡し。太田城を水攻にし、長鷗して紀伊全国を掃蕩せんとするや、遠近所在の大小名等は之を目觀耳聞して、悉く氣を打たれ魂を褫はれ、戦々兢兢々として祖先傳來の居城を棄て、奔竄し、或は山谷間に潜匿する者、北々として踵を接ぎ、或は降参して憐みを乞ふ者のみなりき。然る

に我が領主湯川直春は小松原、即ち現今の丸山なる龜山城に在つて屬せず。我が家は武田源氏の末流なり、我に至る迄十三代の間未だ曾つて武勇の名を汚したること無し。今一戦をも試みずして降るは、豈末代の耻辱ならずやとて、敢然兵器を執りて之に抵抗し、藤代及蕪坂及び鹿ヶ瀬の險に據りて防禦せんと、準備未だ完了せざるに豊臣の軍は水陸並び来りて、比井の要害を焼亡し、龜山城に迫りければ直春自ら火を放つて焚焼し、馳せて牟婁郡に入り近露村に趣き、横矢六郎に憑り潮見峠の險を以て上方軍進入を遮断す。直春の女婿なる山本主膳は市之瀬城に據り、真砂七郎及び田上五郎太夫の徒と協力して防禦し、目良淡路守は手兵を師ひて秋津川中の岸城に據りて防禦せられたり。此地は渾て懸崖後に聳へ沼澤麓に廻らし、所謂山河襟帯の地なれば、豊臣氏の軍は大勢なれども地の理に暗く、熊野軍は協力一致なりし故に、秀吉は空しく兵を損ずるを惜みて策謀を運らし、偽り本領安堵を約して和を講じ互に兵を退け、翌天正十四年丙戌七月に直春と主膳とは詭計に罹り、大和に誘殺されて二氏祀遂に絶つ。因に大字比井の王子神社も天正の兵火に罹れりと相傳はる。豊臣氏の兵が本郷土の要害を攻撃せし際の兵火ならん。記して史家の考證を俟つ。湯川氏の滅亡と同時に本郷土は豊臣氏の所領となれり。豊臣氏は己に紀伊国を平定して、之を舎弟なる羽柴秀長に賜ひたり。然るに秀長は大和を領して其の身は郡山城に在るを以て、家臣柴桑山修理亮重晴を代官となして、紀伊国の政治を悉皆処理せしめらる。秀長が紀伊を兼領すること七年にして、人皇第百六代御陽成天皇の天正十九年辛卯に薨去し、養子秀俊が其の後を継承として居る事四年にして、文禄三年甲子に卒去し嗣無くして国除せられども、柴桑山重晴が當城代として依然國政を執る六年の久しきに亘れり。同御宇の慶長五年庚子九月に左京大夫浅野幸長が、関ヶ原の戦陣に参加したる軍功を以て、同月に三十七万石紀伊之守に封ぜられ、入国して政を執ること十四年にして、人皇第百七代水尾天皇の慶長十八年癸丑八月に三十八歳にして卒去し、幸長の弟但馬守浅野長晟が兄の後を相続して領主たること七年の後に、天和の勲功を録せられ、安藝と備前とに於て四十二万石に封ぜられて退去す。尋で徳川家康公の第十子なる、従二位大納言徳川頼宣卿即ち南龍院殿が、紀伊全国と伊勢十八万石と、計五十五万石に封ぜられて入国せらる。これ所謂紀伊藩祖なり。夫より第二世光貞・第三世綱教・第四世頼職・第五世吉宗・第六世宗直・第七世宗則・第八世重倫・第九世治貞・第十世治実・第十一世齊順・第十二世齊疆・第十三世慶福を経て第十四世茂承卿に至り、王政復古の大勢に遭逢し、明治二年己巳二月に紀州藩の版籍を奉還し、和歌山と

成りたれども徳川茂承卿は、依然和歌山藩知事に任ぜられ、御代官なるものを廃して、藩下の四ヶ所に民政局を設置せらるゝや、本郷土は御坊村なる日高民政局の配下に属し、知局事瀨見善水の管理を受く。大政維新の宏業漸次緒に就きて、中央政府の組織は粗整頓の暁に達し、明治四年辛未七月に廃藩置縣の詔勅降り、和歌山藩を廃し和歌山縣と爲し、同年十一月に和歌山縣を廢し、和歌山・新宮・田辺の三縣を併合して、更に和歌山縣を置かれ同五年壬申四月に、大小区制を布くに方つて、本郷土は第六大区二小区に属す。該制の実施と共に郷長及び庄屋の制を廢し、一小区に戸長一人・一町村若くは数町村に副戸長一人を置き、二小区の戸長は田端喜惣兵衛にして、本郷土の副戸長は坪内輿四郎なりき。二小区の区役所は入山村に設置されたり。同六年癸酉三月に戸長を副区長に・副戸長を戸長に・村總代を副戸長と改稱し、同年十一月に大区に大区長を・小区に小区長を置くの制定を爲したれども、經費の都合に依りて大区長を置かず。一小区毎に縣廳の直轄とせらる。因に大字比井は此の際まで、唐子浦と比井浦との二浦なりしが、比井に合併せられたり。當時は区以外に郡町村の名称は存したれども、区の管轄は必ずしも郡町村と一致せず。維新前に在つて一種の行政区劃たりし、郡も單に地理的名称たるに至れり。加ふるに小区長並びに戸長は、官吏に準じたるが故に藩政時代に行はれし自治制度は、殆ど消滅の状態と成れり。然れども其の町村に関する費用徴収の方法のみは旧慣に依れり。同十年丁丑三月比井浦に浦役場を設置し、小区長或は戸長が之を兼掌せり。因に此の時縣下の海岸に三十六個の浦役場を設置せられたり。同十二年己卯一月に郡区町村の制を改定せらるに方つて、本郷土は方杭村と小浦と比井浦と産湯浦と阿尾浦とに戸長役場を設置し、堀太郎左衛門は方杭村戸長に・大石市太夫は小浦と津久野浦と併合戸長に・上西邦助は比井浦区長に・武内梅吉は産湯と小阪村と併合戸長に・津村孫七は阿尾浦戸長に公選せられ、同十四年辛巳に津村孫七辞して井上芳松公選せられ、同十五年壬午に上西邦助辞して、外川次郎右衛門公選せられて就職せり。同十七年甲申五月に此制を廢して、比井浦外七個村聯合村に改められて、方杭浦・小浦・津久野浦・比井浦・小坂村・産湯浦・阿尾浦と三尾浦と八箇村浦の役場を比井浦に設置し、官選戸長湯川玄碩と筆生稻葉直十郎との二人が事務を担任執掌せり。同二十二年己丑四月に方杭浦と小浦と津久野浦と比井浦と小坂村と産湯浦と阿尾浦と合併して、比井崎村てう自治村を組織し、従来の一村六浦を大字と呼称す。これ其の大略なり。今沿革の項を草するに方つて、特筆大書す可きは、本年七月十九日午後四時に、朝香宮鳩彦王殿下が、本郡の風

俗・民情及び教育を御視察の傍、矢田村道成寺に御参拝あらせらるゝに當つて、御通行の道路を麗掃して各戸に日章旗を掲げ、村役場吏員・小孝校職員児童・在郷軍人・村會議員・神職・僧侶・其他村民一同路傍に臚列して奉迎し、翌二十日午後五時に御皈依の際も、前日の如く奉送せしは、これ比井港の幸福にして、また実に光榮とする所なり。

第二章 大字区劃

本郷土は七個の大字より成立組織せる自治村にしなければ、今各大字別に列擧せん。

方 杭

北は由良港に面し、東は深山山峰を以て志賀村の上志賀に接し、南は深山の尾崎を以て大字小浦に接し、西は海に面す。古記録に方久井と書しあれども、名義は詳ならず。傳へて云ふ、當大字は慶長の初年に、若越後守の遺臣堀太郎兵衛が、始めて開墾して移住せりと。故に今より三百十五年前なる、慶長六年辛丑の檢地帳に太郎兵衛・八藏・輿惣兵衛の三戸なるを以て證し得べし。此の太郎兵衛は即ち堀太郎右衛門の祖先にして、本郷土にあつて屈指の旧家たり。

小 浦

北は深山の尾崎を以て大字方杭に接し、東は狼烟山を以て志賀村の久志に接し、南は久知良山を以て大字津久野に接し、西は海に面す。此大字は湊小にして大船・巨船の碇泊すること能はざるを以て、小浦と呼ぶと云へり。城山あり・狼烟山あり往時は高見寺及大通院等の古義眞言宗の梵刹二個を建立せられたりしより推考せば、必定殷盛なる郷土たりしならんと、思惟すれども今より九十九年前なる文化十四年丁丑の回録にて書類悉皆焼失して、考證の端緒を得ること能はざるは遺憾の極みにぞある。

津 久 野

北は久知良山を以て大字小浦に接し、東と南とは城山峯を以て大字比井に接し、西は海に面す。昔時の書記類を閲するに、盡野或は付野とあれども、其の名義の出処明らかならず。當大字は現今の戸数僅々十四戸なりと雖も、數個の神社ありしと、寺院の現存せるより推考せば、往年の殷盛なりしを偲ぶに足る。

比井

北は天路山の山脈を以て、大字津久野に接し、東は比井後峠を以て志賀村の久志及び大字小坂に接し西は海に面す。比井と呼称する所以は、當大字の巽位に名にし負う日ノ御崎あるに因る。比井の井は日の字に余韻を加へて二字と爲したりと云ふ。當大字は昔時より比井浦と唐子浦との二つにして、各自に庄屋ありしに明治の初年より唐子浦を合併したり。本郷土中の主腦地にして村役場あり・尋常小学校あり・郵便局あり・巡查駐在所あり・汽船扱店あり・旅館あり・雜貨舗あり・造酒業あり・洗湯屋あり・理髪業ありて至便なる大字なり。

小坂

北は北山の山頂脈を以て、大字比井及び志賀村の久志に接し、東は比井路峠を以て志賀村の中志賀に接し、南は鍋倉山の山脈を以て大字産湯に接し、西はカネハミ山脈を以て大字比井に接す。傳へ云ふ當大字より志賀村に到るに、小さき坂を越ゆるを以て小坂と呼ぶと。道傍に並列する五つ石は往時華山法皇が御休息あらせられたりし古蹟なりと云い傳ふ。

産湯

北は東山嶺の稍西を以て大字小坂に接し、東は東山嶺を以て志賀村の下志賀と小池とに接し、南は奥山峰を以て和田村の和田と・三尾村の大三尾とに接し西は海に面す。傳へ云ふ、當大字は往昔武内宿禰が譽田別皇子を守護し奉り来たりて、産湯を参らせしより産湯と呼称すと。皇子に産湯を参らせしより、其の火を傳へて永く絶へず。故に火を打つこと無く、若しも偶然に消ゆる際には、近隣に就きて移し来たりしに、近年摺火の流行し始めしよりこの風習は自然廢滅に皈せり。

阿尾

北は港湾に臨み、東は大代山脈を以て三尾村の大三尾と大字産湯とに接し、西は港湾に面す。阿尾てふ名義詳ならず、俗説に千餘年前に神功皇后が、譽田別皇子と會せられしを以てアアと呼称すと斯く如きは、もとより帝強附會の妄語のみ。

第三章 戸口

(1) 沿革

戸口の沿革に就ては、徳川氏以前に溯ることを得ず。今大字別に近世以降の分を敘すること左の如し。

方 杭

今より三百十五年前なる慶長六年辛丑の檢地帳に、僅々三戸なりしに十八年を経て、今より二百九十七年前なる元和五年己未に八戸、四十四年を経て今より二百五十三年前なる寛文三年癸卯に二十戸、百七十六年を経て今より七十七年前なる天保十年己亥に四十二戸・二百九人、四十二年を経て今より三十五年前なる明治十四年辛己に四十戸・百八十九人、三十三年を経て大正三年甲寅に二十六戸・百三十七人と爲れり。

小 浦

今より三百九十七年前なる元和五年己未に四十二戸。四十四年を経て今より二百五十三年前なる寛文三年癸卯に七十一戸、百五十四年を経て今より九十九年前なる文化十四年丁丑十一月二十八日に大火に罹りて、多く離散せしが二十二年を経て、今より七十七年前なる天保十年己亥に八十四戸・三百二十七人、四十二年を経て今より三十五年前なる明治十四年辛己に八十九戸・四百十二人、三十三年を経て大正三年甲寅に六十九戸・三百六十二人と爲れり。

津 久 野

今より二百九十七年前なる元和五年己未に十二戸、四十四年を経て今より二百五十三年前なる寛文三年癸卯に二十六戸、百七十六年を経て今より七十七年前なる天保十年己亥に四十二戸・百三十八人、四十二年を経て今より三十五年前なる明治十四年辛己に二十戸・四十六人、三十三年を経て大正三年甲寅に十一戸・四十六人と爲れり。

比 井

今より二百九十七年前なる元和五年己未に百三戸、四十四年を経て今より二百五十三年前なる寛文三年癸卯に百六十五戸、百七十六年を経て今より七十七年前なる天保十年己亥に二百二戸・七百九十四人、四十二年を経て今より三十五年前なる明治十四年辛己に百六十戸・六百四十人、三十三年を経て大正三年甲寅に百十九戸・五百七十八人と爲れり。

小 坂

今より三百九十七年前なる元和五年己未に十九戸、四十四年を経て今より二百五十三年前な

る寛文三年癸卯に二十六戸、百七十六年を経て今より七十七年前なる天保十年己亥に十八戸・九十二人、四十二年を経て今より三十五年前なる明治十四年辛己に十八戸・八十六人、三十三年を経て大正三年甲寅に二十一戸・一百人となれり。

産湯

今より貳百九十七年前なる元和五年己未に二十三戸、四十四年を経て今より二百五十三年前なる寛文三年癸卯に五十八戸、百七十六年を経て今より七十七年前なる天保十年己亥に六十七戸・二百五十二人、四十貳年を経て今より三十五年前なる明治十四年辛己に七十戸・二百八十三人、三十三年を経て大正三年甲寅に六十戸・三百十八人と爲れり。

阿尾

今より二百九十七年前なる元和五年己未に七十戸、四十四年を経て二百五十三年前なる寛文三年癸卯に百二十七戸、百七十六年を経て今より七十七年前なる天保十年己亥に百六十一戸・八百四十人、四十二年を経て今より三十五年前なる明治十四年辛己に百八十七戸・九百二十八人、三十三年を経て大正三年甲寅に百九十五戸・千六人と爲れり。
右の内戸数増減を表示すれば左の如し。

大字名	慶長六年	元和五年	寛文三年	天保十年	明治十四年	大正三年	天保と大正との比較
方杭	三	八	二〇	四二	四〇	二六	減 一六
小浦		四二	七一	八四	八九	六九	" 一五
津久野		二二	二六	四二	二〇	一一	" 三一
比井		一〇三	一六五	二〇二	一六〇	一一九	" 八三
小坂		一九	二六	一八	一八	二一	増 三
産湯		二三	五八	六七	七〇	六〇	減 七
阿尾		七七	一二七	一六一	一八七	一九五	増 三四
計	三	二八四	四九三	六一六	五八四	五〇一	減 一一五

(口) 総説

概括すれば今より二百九十七年前なる元和五年己未、即ち紀州藩主祖南龍院殿が入国の當時は、二百八十四戸なりしが四十四年間に二百九戸増加して、二百五十三年前なる寛文三年癸卯に四百九十三戸となり、夫れより百七十六年間に百二十三戸増加して、今より七十七年前なる天保十年己亥に六百十六戸と爲り、夫より四十二年間に三十二戸減少して、今より三十五年前なる明治十四年辛己に五百八十四戸と爲り、夫より三十三年間に八十三戸減少して、

(二) 戸数

年次	現在戸数	増戸数	減戸数
明治三十八年	四九八	一	一
明治三十九年	五〇〇	二	一
明治四十年	五〇〇	一	一
明治四十一年	五〇〇	一	一
明治四十二年	五〇〇	一	一
明治四十三年	五〇〇	一	一
明治四十四年	四九三	一	一
大正元年	五〇二	九	一
明治三十二年	五〇七	五	一
明治三十三年	五〇一	一	六

毎戸平均五人〇八三強 男二人五〇六強 女二人五七六強

職業別戸数

職業	計	農	工	商	庶業	漁民	計	備考
大字	九	一	一	一	三	一五	二七	
方杭	三三	一	一	一	一〇	一八	六六	
小浦	三五	一	一	一	一	二四	一一	
津久野	一八	一	一	一	一	一	一一	
比井	四七	一	一	一	一	一	一一	
小坂	一八	一	一	一	一	一	一一	
産湯	六八	一	一	一	一	一	一一	
阿尾	二二三	一	一	一	一	一	一一	

入稼人と出稼人

年次	入稼人	増或は減	出稼人	増或は減
明治三十八年	九八	三増	二五七	一八増
明治三十九年	一〇〇	二増	二六四	七増
明治四十年	八九	二減	四七三	二〇九増
明治四十一年	八九	二減	四七三	二〇九増
明治四十二年	八七	五減	四七三	二〇九増
明治四十三年	一〇一	一四増	五四四	一七減
明治四十四年	一三八	三七増	五六九	二五増
大正元年	一五七	一九増	五八四	二五増
明治三十二年	一三二	二四減	五七六	一五増
明治三十三年	一五〇	一七増	四九一	八五増

入稼人と出稼人 大字別

大字	入稼人員	出稼人員
方 杭	五	三二
小 浦	四八	一〇二
津久野	三	一六
比 井	四二	九四
小 坂	八	八
産 湯	九	一〇五
阿 尾	三五	一四四
計	一五〇	四九一

入移住民と出移住民

大字	入移住民人員	出移住民人員
方 杭	七	三〇
小 浦	五〇	一一二
津久野	二	一貳
比 井	一八	一三〇
小 坂	三	一〇
産 湯	五	一三二
阿 尾	一二	一八八
計	九七	六一五

寄留人員

大字	入寄留人員	出寄留人員
方 杭	七	三〇
小 浦	五〇	一一三
津久野	二	一一
比 井	一三〇	一八
小 坂	三	一〇
産 湯	五	一三二
阿 尾	一二	一八八
計	二〇九	五〇三

第四章 官衙及公署

本郷土は在昔、官衙及公署の設置を感じざれば、庄屋及肝煎てふ公役人は各浦、即ち現今の各

大字に在りたれども、孰れも自己の居宅に於て事務を執りしに、明治五年壬申四月に庄屋制を廃し、戸長及副戸長を置くに際會して、本郷土の事務公署も全然消滅して、第六大区二小区の区役所より、直接の管理を受けつ、数年を経過せしが、明治十一年戊寅七月に区制を廢し、各町村浦に戸長を公選せしむるに因り、方杭・小浦・比井・産湯・阿尾等に戸長役場を設けられども、多くは自己の居宅或は社寺等を役場に充てしに、明治十七年甲申五月に比井浦他七箇村浦の、聯合村制を布きて、官選戸長を置くに方つて、「比井浦外七箇村浦戸長役場」を、比井浦千二百九十七番地に設置し、尋で明治二十二年巳丑四月に、比井崎村てふ自治村を組織するに方つて、「比井崎村役場」を大字比井六百六十六番地に設置し、尋で明治四十四年辛亥十二月に、比井三百四番地に移る。即ち現今の役場これなり。「村吏員」明治二十二年辛亥四月に比井崎村を組織せし以来の村吏員は左の如し。

村長

氏名	就任年月	退任年月	通計年月
湯川 玄碩	明治二十二年 五月	明治四十三年 八月	二十一年 四月
坂本 繁	" 四十四年 二月	" 四十四年 三月	二月
大出 弥右衛門	" 四十四年 三月	大正 二年 一月	一年十一月
白井 藤楠	大正 二年 二月		

助役

氏名	就任年月	退任年月	過計年月
井上 芳松	明治二十二年 五月	明治四十四年 二月	二十一年 九月
武内 庸太郎	明治四十五年 一月	大正 二年 五月	一年 四月
外川 寅市	大正 二年 九月		

収入役

氏名	就任年月	退任年月	通計年月
外川次右衛門郎	明治二十二年 六月	明治二十二年 六月	一月
富士 新三郎	" 二十二年 七月	" 二十八年十月	六年 四月
外川 敬一	" 二十八年十月	" 二十八年十月	一年 一月
外川次郎右衛門	" 二十八年十一月	" 二十九年十一月	一年
城山 仙太郎	" 二十九年十一月	" 三十三年十一月	四年 一月
森本 梅吉	" 三十三年十一月	" 三十九年 二月	五年 四月

書記

氏名	就任年月	退任年月	通計年月
氏名	就任年月	退任年月	通計年月
外川寅市	" 三十九年三月	" 四十三年十月	四年八月
川崎清次郎	" 四十四年十月	" 四十五年一月	一年九月
外川寅市	" 四十五年一月	" 四十五年一月	一年九月
若田浅次郎	大正 二年九月	大正 二年九月	一年九月
富士新三郎	明治 二十二年六月	明治 二十二年七月	二年二月
北民藏	" 二十二年七月	" 二十二年七月	一年一月
藤田虎藏	" 二十二年七月	" 二十二年九月	三月
大石市太夫	" 二十四年四月	" 二十九年八月	五年五月
城山仙太郎	" 二十九年八月	" 二十九年十月	三月
富士新三郎	" 二十九年十月	" 三十五年九月	六年
川崎清次郎	" 三十五年三月	" 三十八年三月	三年七月
玉置秀次郎	" 三十六年六月	" 三十七年三月	一年十月
西下友太郎	" 三十六年六月	" 三十七年二月	一年九月
西下喜之助	" 三十七年三月	" 三十九年五月	二年三月
藤田久米藏	" 三十七年三月	" 四十一年三月	四年一月
高階米吉	" 三十八年三月	" 三十九年九月	七月
外川敬市	" 三十八年九月	" 四十一年三月	二年七月
若田浅次郎	" 三十九年三月	" 四十一年五月	二年三月
武内庸太郎	" 三十九年六月	" 四十三年六月	四年一月
西出秀五郎	" 四十一年四月	" 四十四年四月	二年一月
寒川定吉	" 四十一年五月	" 四十四年四月	三年
津村德三郎	" 四十一年八月	" 四十二年三月	一年八月
山口糸藏	" 四十二年三月	大正 二年十月	三年八月
中井伊之助	" 四十三年十月	明治 四十四年十二月	一年三月
武内庸太郎	" 四十三年四月	" 四十五年一月	一年十月
若田浅次郎	" 四十三年四月	" 四十四年十二月	一年二月
浮津真海	" 四十五年一月	大正 二年一月	一年一月
富士庄太郎	大正 二年十月	大正 三年三月	六月
玉置秀次郎	大正 三年四月		
滝川助次郎	大正 四年四月		
滝川助次郎	大正 四年四月		

縣會議員

明治維新創業の際は、百搬の制度未だ完備せず。民情も亦甚だ幼稚なりければ、議会の組織権限等を規定せずして、地方の行政は地方官吏の専行なりしに、明治十三年己卯五月に和歌山縣会を開会し、爾後数次の規則を改定せられたり。本郷土に在つて縣會議員に當選せし人は左の如し。

氏名	就職年月	退職年月	通計年月
坪内 興四郎	明治十二年四月	明治十六年三月	四年
湯川 玄碩	明治十五年八月	明治二十九年八月	十四年四月

郡會議員

明治二十三年庚寅に法律第三十六号を以て郡制を制定せらる。これ実に郡行政の參與機關にして、合議制の必要にしあれど、和歌山縣は郡市町村の編成未だ完了せず。随つて郡自治の準備ならずして荏苒歲月を経過し、明治二十二年己亥九月に郡制を施行せらるゝに至り。然りして本郷土より選出せし議員は左の如し。

氏名	就職年月	退職年月	通計年月
中村 栄太郎	明治三十二年十月	明治三十六年十月	四年一月
山本 源助	" 三十六年十月	" 四十年十月	四年一月
塩崎次郎左衛門	" 四十年十月	" 四十四年十月	四年一月
外川 寅市	" 四十四年十月	大正 四年十月	四年一月
中村 栄太郎	大正 四年十月		

因みに本郷土湯川玄碩は、明治三十二年十月に郡會議員に當選して、明治三十六年十月に至る四年一月間在職し、現村長白井藤楠氏は大正四年十月に當選し在職中なれども、此の二人は志賀村より推選せられしに依りて本表に掲げず。

巡查駐在所

太古はいざ知らず、藩政時代に於ける警察の任務は、御目付の管掌に属し御目付・同押・御小人目付・同押等ありて、其の職を分担し機察を偵察し・非違を逮捕し或は水火の警備等に從事し、在方にては胡論(乱)者改め、鳥見役等以下の者も亦警察の任務に當り、又其の下に番太なるものありて、常に草鞋を穿き十手を帶して、日夜受持の区域を巡廻し、窃盜・放火等の犯罪人を、逮捕すること頗る鋭敏なりしも、其他は不完全にして、未だ警

第五章 經濟財政

(1) 沿革

察を以て目す可き程度を具備せざりしが、明治二年己巳二月に盜賊改方を、捕亡手と改称し、各郡出張所に数多を配置して、非違を偵捕せしめ、當時の捕亡手は旧藩の士卒、或は旧郷土或は旧胡論方改めを、採用して編成せられたり。同五年壬申三月に捕亡手を廢して、更に捕亡吏を置かる。其の月棒は四円にして被服は官給たり。これ即ち現今巡者の前身なりき。此の時代の捕亡吏は一大区に二人の割合なるを以て、各小区に総廻り一人と・一町村浦に小番一人を置かしめ、平常の取締りは総廻りと小番に担当せしめ、窃盜或は不良の徒を捕ふる際は、捕亡吏の巡廻を俟ちて授受せしむる事とせり。同七年甲戌三月大ひに捕亡制を拡張して、各大区に分配所を設置せらるゝに至つて、本郷土は御坊村分配所の所轄に属せらる。同年六月に捕亡吏を警邏組と改称し、分配所を警邏局と改称せられたり。斯く漸次に改正せられたれども、警察の任務は旧年代の如く専ら犯人を偵察・逮捕するを主とし、司法警察に偏して行政警察を施行せざりければ、一般の人々が警察官に対する觀念は畏服するを知つて、其の保護に依頼することを知らざりしが、同八年乙亥三月に行政警察規則の發布に依り、警邏を羅卒に・警邏局を警察署と改称し、同年十月に羅卒を巡查と改称し、同十年丁丑二月の改正に依りて、本郷土は浅湯警察署御坊村分署の管轄に属せしが、同十三年庚辰十月の改正に依りて、本郷土は御坊警察署の直轄と爲りたり。同十八年乙酉七月に比井浦外七箇村巡查派出所を、比井浦四百十八番地に設置し、同二十二年乙丑四月に比井崎村役場設置に際し、比井崎村三尾村受持巡查駐在所と改称し、同二十六年癸己七月に大字比井六百六十七番地に移轉し、同三十九年丙申七月に三尾村受附巡查駐在所を設置せしを以て、比井崎村受持巡查駐在所管轄に於て三尾村全部と大字阿尾字田杭とは三尾村受持巡查駐在所の所管に属し、同四十五年壬子一月に大字比井千三百四番地に移轉したり。

本郷土は海岸に臨みて港湾の多きこと他郷土の上に出づるは、實地に徴して明なり。故に古來此の海岸線は、本郷土の住民に種々なる便を提供せられたるものにして、各地方の往来

を助長し移住を將勵し、海事思想を養成し下総國銚子に出稼して漁業を営み、廻船業の發展は、遠く附近の諸國に冠絶せしに依りて、殷富なる郷土たりしは、数十年以前の戸数を調査し来れば思ひ半ばに過ぎん。然れども近年汽船の旺盛なるに因りて船乘業の職を喪失し、一時は年々歳々衰頽に傾きたれども、昨今に到りて大いに回復の兆候を 　しつ、あるは欣喜する所なり。

(口) 總説

本郷土は幾多の盛衰を経たれども、人文の展開に伴ひて農業或は漁業の發達すると共に、殷富に向上しつ、あるは、左記の諸表によりて了得するに余りあり。

歳入之部

年次	金	額	前年に比し増或は減
明治三十八年	二六五七円七	三三三厘	増 二六六円七
三十九年	二五〇七円一	五七	減 一五〇七
四十年	二七一円八	〇三	増 二〇四
四十一年	二九一五円四	四六	増 二〇三
四十二年	三二二三元四	五五	増 三〇八
四十三年	三四二九円一	九九	増 二〇五
四十四年	四七二一	五六七	増 一二九二
大正元年	三九九二	四七七	減 七二九
二年	四八六六	一一三	増 八七三
三年	四七四四	五七一	減 一一一

歳出之部

年次	金	額	前年に比し増或減
明治三十八年	二六一七円	三三二	増 五〇〇円
三十九年	二三二八	〇九一	減 二八九
四十年	二六二六	六八三	増 二九八
四十一年	二九〇七	六五三	全 二八〇
四十二年	三二二三	一〇五	全 三一五
四十三年	三二三七	八三〇	全 一四
四十四年	四七二一	五六七	全 一四八三
大正元年	三九九二	四七七	減 七二九
二年	四六八八	七七三	増 六九九
三年	四五五四	一二四	減 一三四

基本財産

和歌山縣農工銀行株式	二七四円	六十六株
現金	四八町八反三畝	二二五
山林	拾五歩	

部落有財産

大字	田	宅	畑	山林
方杭	地	地	地	雜地
小浦	一	一	一九歩	三町八反四一三
津久野	一	三一坪八二	一	一三町二反四〇八
比井	一	八四坪	三歩	一町六反三〇六
小坂	一	二七三坪四三	一	二一町九反二〇九
産湯	一	一	一	一八町五反九一七
阿尾	三畝八歩	一七〇坪	一	七七町二反九〇四
				一〇四町三反八〇八

因みに該部落有財産を村有統一すべく、昨大正三年甲寅四月二十四日に村會に於て議決せられたり。

部落有貯金

大字	金額	大字	金額
方杭	二八〇円一四九	小浦	八五五円一〇
津久野	三三〇四〇	比井	二七五六
小坂	七九〇八	産湯	六八七
阿尾	九五九		

因に該財産並びに貯金は渾て村長之を管理しつゝあり。

毎戸租税平均負担額

年次	國稅	縣稅	村稅
明治三十八年	六円五二四余	四円五一余	三円三七〇余
"三十九年	七・二〇九余	五・一五七余	三・二五六余
"四十年	七・五八三余	四・四〇六余	三・七四五余
"四十一年	七・三三三余	四・四〇〇余	四・七二九余
"四十二年	七・九〇四余	四・〇五七余	五・二四四余
"四十三年	七・二九九余	四・六五一余	五・七〇二余
"四十四年	六・五一五余	六・五一一余	五・八八五余
大正元年	五・五六八余	五・三八五余	六・六七七余

第六章 生 業

沿 革

貯蓄の状況

本郷土は帆船業を以て古来主業と爲したければ、近年汽船の発展に伴ひて一度は大打撃を被りて、衰頹に傾向したりしは、前項に於ける戸口増減表に徴して明かなり。然れども今は農業及び漁業の進歩著しく、常住の農漁民は生活豊富に向上し、加ふるに在外人よりの送金も僅少ならざるを以て、個人貯蓄の額も年々増加しつゝ、あるは、眞に欣抃して措かざるなり。

年次	國 税	縣 税	村 税
三年	五・九六九余	五・二四九余	八・一八〇余
二年	六〇一二六余	五〇二四七余	七〇八九〇余
一 年			

人間の需要に應ずべき物資の生産に就きては、古往今来何れの住民も其全力を傾注せるものにして、人間社会の活動は生産問題に外ならずと、云ふて敢えて過言ならざるなり。故に生産の多少は其の勢力の多少と比例し、民族の興亡国家の隆替は、直ちに生産か問題と相関聯するは珍とせざるなり。人類増殖して生存競争の激甚なるは、これ自然の運勢なり。本郷土は南海の一隅に僻在し、加ふるに全村の過半は山嶽丘陵に点領せられ、且つ耕地の土壤は善良ならざれば、農業を営まんか田面僅少なり。森林業を営まんか・深林幽谷無く一見すれば生活の途無きに似たれども、所謂天は無疆の人を生ぜずてか古言空しからず。佳良なる港湾ありて、住民は船乗業に熟達せるを以て、多くは該業に従事して諸国の港湾に到り、夙に下総国銚子港に寓居して漁業に従事し、昔時は殷富なる郷土たりしに、近年汽船の旺盛なるに因りて、本郷土は偉大な打撃を蒙りたれども、輓近は亞米利加に渡航して、應分の労を爲し財貨を送り来れると。農業と漁業との業、日進月歩せる時代に遭逢したれば、昨今は稍恢復に向ひつゝ、あるに至れり。

(1) 農 業

本郷土は古来農業に重きを置かざりければ、敢て甚しき沿革を見ざれども、近年は當局者の奨励其の宣敷を得しと、智育の進歩とに随ひて収穫額大いに増加し、十餘年前に豊作なりし

と称せし収穫額も、昨今は通常作と見做すに至りしは、眞に慶賀の極にぞある。本郷土の戸数五百〇一戸中にて農業は二百三十三戸なれば、全戸数に対する四分六厘九毛強なり。而して此の二百三十三戸に於ける中、純乎たる農家は殆ど半数強と云ふも、敢て過言ならざるなり。

此の原因は本郷土の大概は、山嶽丘陵の占領する所と爲りて、耕地の面積僅少なるに在り。

小作	自作	區別
三八町二反四畝〇〇歩	五七町三反六畝〇〇歩	面積積

(口)

甘藷	柑橘	麥	米	區分
二二九二〇〇	二九三〇〇	六六八〇〇	三一八七二〇〇	金額

斯く農業に従事する所の戸数と、耕地と多からざるを以て、牧畜業も亦盛ならず。

(八)

沿林業
 革業
 馬 牛 牧場数 無
 八拾七頭
 壹頭

本郷土は大過半山嶽・丘陵なれども、深山幽谷に乏しきを以て、古來林業を営みし者無きが故に、敢て記録す可き沿革を有せず。依然として薪材を採取するのみなりき。然れども往々松・等の深林はなきにもあらざれども、意を森林の繁殖に注ぐ者殆ど絶後なり、と云ふも過言ならざるなり。晩近稍心を造林に傾注するに至れり。本郷土の山林は

私有
 公有
 国有

社寺有

六七七町四反七畝七步

民有
産額
販路

(二) 沿 鋤 業

本郷土中にて鋤区無きを以て、古来鋤業に従事せし者絶無なり。随つて沿革の記す可きもの無けれども、大字小浦に一の石炭山あれども、これを採掘するも産額寡少なりとして、採掘に着手するもの無きなり。

(ホ) 沿 漁 業

本郷土は紀伊水道に面すれども、漁業すべき地域は多からず。然れども地曳網を使用し得べき箇所は、方杭・小浦・津久野・比井・産湯・阿尾・田杭の七所を有せり。本郷土民は、古来渡航に習熟せるを以て、元禄年間より壯者相卒ひて下総国銚子港に出漁せし者は、明治初年に至るまで継続せりと云ふ。貳・参拾年は漁業も稍衰頽に傾向せしが、晩近は漁業大ひに進歩しつゝあり。本郷土戸数五百一戸中にて漁民は百六十四戸なれば、全戸数に對する三分二厘七毛強なり。然れども此の百六十四戸は純呼たる漁民にして、他の農・工業家より臨時に該業を営むものの、無きにしも非るは戸口に對する漁船数と網数に、徴して明らかなり。

漁船数(日本型) 二三五艘
同 (西洋型) 一

網数 一
産額 一六二八五円

本郷土は漁業に於て、他府縣に稀なるは、大字阿尾のイサギ網りいでや、其の概況を記せん。

コレ八只今調査中デス。

(ハ) 工 業

本郷土は古来業を工業に注がざりしを以て、敢て沿革の記すべきもの無し。本郷土の戸数五百〇一戸中にて工業は僅々十九戸なり。

瓦 二戸
桶 戸
籠 二戸
戸

(ト) 商業

本郷土は帆船隆盛時代に在つては、諸国の船舶の来往頻繁にして、商業も亦殷賑なりしが、近年に至りて大いに減少し、啻に村内に必要な雑貨品と魚問屋のみなり。故に全戸数五百一戸中にて僅々五十九戸なり。

附記

明治二十五年の勝浦漁船遭難事件と本村

明治二十五年十二月末に於ける、熊野勝浦沖於ける秋刀魚漁船遭難事件は、明治年間に於ける本縣漁業史上の痛恨時なるが事、本村に關する所あるを以て、其の概要を叙せんに、全地由来秋刀魚の本場とて漁期に入れば、他地方より漁民入込むもの數百名に及ぶと云ふ。全年十二月廿八日未夾六十余艘の漁船・鱸を勝浦灣頭に解き、舳舻相含んで東南拾余里の沖合に出漁す。此の日や曇翳日光を見ざるも、風波靜穩にして一点の波浪なく眞に格好の漁獲日とて、各船共正午頃には己に捕漁を滿載し、正に販船を饑せんとす時に、突として猛烈なる西北風起る。元來冬季熊野灘に風波起るや、先づ南風を起し漸次西北風に変ずるを例とするに、今や則ち然らず突然「アナセ」北西暴風の起るに會す。漁民皆色を失ふ。乃ち應急の処置として漁獲物を海に投じ船腹を軽くし、三艘宛相連結して極力販路を急ぐ。時に午後二時然も風濤々猛烈にして操縦意の如くならず。止むを得ず針路を三木崎沖に変じ、大約二里余りを漕ぎ進みたるも、日既に暮れて咫尺を辨せず。風威彌加はり船動もすれば顛覆せんとす。乃ち搭載せる漁網を悉皆海に投じ、必死の勇を鼓して漕舟に力むるも、到底風濤のに抗するに能はず。茲に於て運命を天に任して又櫓槳を採らず。只船の轉覆せざらんことに意を用ひ、以て万一を僥倖せり。斯くて船は遂に洋中に押流され、果は黒潮の流域に入れり。散舟は木の葉の如く漂蕩し、或る者御藏島に・或者は八丈島に・或者は青ヶ島に漂着し、然して或者は遂に海底の藻屑と消えぬ。初め出漁するもの東・西牟婁・日高三郡の民七百四十九名、内生存者五百二十名・行衛不明者二百二十九名、我が比井崎村よりは出漁者四名、其の運命は左の如し。

岡本 三藏 生存 大正 二年 六月二十四日病死
田端 作太郎 生存 明治三十六年十一月二十八日病死
岡部 運藏 行衛不明 (大字阿尾二九四番地永次郎弟)
富田 熊吉 行衛不明 (大字阿尾五七七番地市松弟)

當時本縣當局の之に對する態度熱心ならず。其の処置甚だ當を得ざるものあり。後遂に帝國議會の問題となり、本縣選出山本登・塩路彦右衛門兩代議士は、犬養毅外三十人の讃成を得て質問書を提出し、政府當路を詰責せり。民論の急先鋒たりし。日

本新聞も又慷慨激越の調を以て本件を論じ「和歌山縣民は縣廳を有せず」とさへ云へり。

第七章 教育

沿革

本郷土に於て明治維新以来最も力を傾注したるものは実に教育に優れるもの無し。各般の事業に於ても長足の進歩を爲したるも又教育の事業なり。特に日清と日露の二大戦役に依り、国民教育の結果の顯著なる効果の表明せしより、本郷土民は教育の重要な所以を一層痛切に意識し、強大なる自覺心を惹起して日に月に生氣を帯び來たれり。明治維新以然に在つて、本郷土中に神職と僧侶と医師の以外に、書を讀み・字を書きし者は、庄屋並に肝煎・其の他中流以上の男子のみなりき。往時保元・平治の乱後は數百年間兵事倥傯にして、人々緒（堵）に安んぜざりければ、随つて教育に熱心する者殆ど稀にして、日用の文字のみ寺院に就きて、教授を受けしを以て、就孝児童を目して寺子と呼び、教授所を寺子屋と稱せしを推定せば、往時の教育を察知するに余りあり。今維新以前の教育状態より、現時に至る迄の概況を略擧して参考に供せんとす。

維新以前の教育

太古及び中古に於ける教育の状況を精査し能はざれども、近古百年前后以還の状況を調査するに、課程はいろは・名盡・村名・国名・日用文・商賣往来・江戸往来・庭訓往来等の習字と八算・見一の珠算と四書五經の素讀等を以て十分なりと爲したれども、これすら全科を習得する者殆ど稀なりき。今近古の教師を調査せんと欲すれども、調査の據る所無く、古老の談話と散見せる記録を調査するに、大字阿尾に在つては今より百三十四年前なる、天明乃至寛政年代には光徳寺本堂の一隅於て、第十二世了義と第十三世了案と共教授せしが、安政乃至文久年代には、湯川義兵衛・小熊佐兵衛の二人が阿尾全部の子弟に教授せり。子弟の員数は大抵多き時は三十名・少き時は十余名なりき。大字比井に在つては代々の神職・或は各寺の僧侶が習字を専ら教授したれども、今にして神職平井鈴成が、五十余名の子弟を教授せられたるは、原要助・湯川見正・高城左膳等あれども、子弟數等詳に調査し能はず。大字小浦に在つては弘化乃至安政年代に円行寺第九世住職智鏡、文久乃至明治の初年迄は西川慶次郎が教授に従事せり。此の

年間の課程は、僅々如上の如くなれども、師弟間の礼儀整頓せし事、実に感ずるに余りありたり。

孝制頒布以後の沿革

明治五年壬申八月二日に、文部省は学制第百九章を頒布し、始めて国民教育の基礎を定められたるを以て、各地方官は漸時に教育事業に着手し、従来の私塾寺子屋の中にて組織の不完全なるものを廃し、改めて公共（立）**立** 孝校を設置するに至れり。今孝制の所定に依れば人口六百を以て一小孝区とし、土地の広狭と人口の粗密を計りて、郡区町村に区分し毎区に小孝校を設置せしめ、孝区取締てふ吏員をして、区内人民の勧誘と孝校の設立と孝資の使用等の事務を担任せしめ、区内の子女にして六歳に達するも、就学態はざるものは、詳細にその事由を孝区取締に届出でしむること、爲せり。其の年代の小孝校種別を見るに、

一、小 孝

二、女児小孝 普通小孝校教科の外に手藝を教ふるもの

三、村落小孝 僻地農民の師弟に教則を省略して教ふるもの

四、貧民小孝 有志者の寄附金を以て貧民子弟を教ふるもの

五、幼稚小孝 六歳以下の男女児に小孝に入孝する端緒を教ふるもの

六、小孝私塾 小孝教員の免状所有者が私宅に於て教ふるもの

等の六種に分ち、小孝は之を上下の二等と爲し、下等は六歳乃至九歳・上等は十歳乃至十三歳上下通じて八個年とす。課程は上下各八級に分す。各級の修業期間を六個月とせり。下等小孝の教科は綴字・習字・單語讀方・連語讀方・單語書方・洋方算術・修身口授・單語暗誦・會話讀方・讀本輪講・地理孝輪講・窮理孝論講・書牘・各温習科とし、上等小孝の教科は讀本輪講・細字徒寫・劃畫・幾何・博物・化学・生理となし、該教科のの順序を躡まざるものは、これを變則小孝と云へり。斯くて之を實行すること一年にして、補正を要するもの鮮少をならざるを以て、明治六年癸酉に更に改定増補せられたり。此の時に方つて本郷土中に於て、方杭と小杭と連合して方杭に向陽小孝・小浦に小浦小孝・津久野と比井と小坂と聯合して、比井に比井小孝・産湯に産湯小孝・阿尾に阿尾小孝等の五個の村落小孝を設立せられたり。これ則ち本郷土に小孝校設立の濫觴なりき。明治十二年己卯に政府新に教育令を頒布し、明治五年壬申に頒布せし学制を一変せられたり。今其の概要を摘記すれば、小学区制を廃して毎町村或は数町村

聯合して公立小孝校を設置し、従来の孝区取締の職務をして、学務委員に処理せしめ小孝校の教科は讀書・習字・算術・地理・歴史・修身等の初歩とし、土地の状況に従ひ劃画・唱歌・体操を加へ、又物理・生理・博物等の大意を加へ、殊に女兒の爲には裁縫等を設けしめ、孝齡を六歳以上十四歳に下の八個年とし、土地の便宜に依りては四個年まで減ずることを得せしめ、孝校設置の資力に乏しき地方に於ては、巡迴教授の方法を設けるを得べく、授業料の徴と不徴とは地の便宜に任せしめ、小孝校費は町村費より支辨せしめて、文部省これを補助し地方税の補助を要する時は、府縣会の議決を経て之を實行せしめ、教員は師範孝校の卒業生を以て通常とし、而らざるも、相當資力ある者は教員たることを得せしむ。明治十三年庚辰に教育会を改定せられたり。今其概要を摘録すれば孝区の制を復し、就孝の督促を嚴にす。小孝校の孝期は三ヶ年以上八個年とし、授業日数は毎年三十一週以上とし、教則は文部省頒布する綱領に基き、地方長官之を編成し、文部省の認可を経て施行せしむ。其綱領は小孝校を初等・中等・高等の三等に分ち、初等科は修身・讀書・習字・算術の初歩及び唱歌・躰操とし、中等科は初等に続きて地理・歴史・圖画・博物・物理の初歩を加へ、女子の爲には裁縫等を加へしめ、高等科は中等科に続きて、化学・生理・幾何・經濟の初歩を加へ、殊に女子の爲には經濟に代ふるに家事經濟の大意を以てせしめ、教員の資格は師範孝校の卒業證書を有せずして、教員たらんとする者は地方長官の免許状を受けしめ、巡迴授業を爲さんとする者は郡区長の認可を受べきこと。師範孝校の卒業證書の有効年限を制定し、教員品行檢定規則・小孝校教員心得等を制定し、小孝校教育の改善を期し、教員講習所を設けしめられたり。明治十六年癸未に向陽小孝校と小浦小孝校とを比井小孝校に合併し、同十八年乙酉八月に比井小孝校を海南小孝校と改称す。明治十九年丙戌新に小孝校令を發布して、従来の制度を一変せられたり。今其概要を摘録すれば、小孝校を分ち尋常・高等・簡易の三科となし、其設置区域は地方長官の所定に依らしめ、児童満六歳より十四歳に至る八個年を以て孝齡とし、父母・後見人は孝令児童の尋常科を孕へざる間、就受せしむべきの義務を有せしむ。経費は児童の授業料を以て之に充て、寄附其他の収入金を以て補ひ、不足ある時は区町村会の議決を以て、区町村より補足するを得せしめ、土地の状況によりては小孝簡易科を設けて、尋常小孝に代用し、経費は区町村費を以て支辨し、教員の俸給は地方税を以て補助せしめ、尋常科は修身・讀書・算術・躰操とし、高等科は修身・讀書・作文・習字・算術・地理・歴史・理科・圖画・唱歌・躰操とし、土地の状況に依りて

は尋常科に圖画・唱歌・裁縫の教科を加へ、高等科に英語・農事・手工・商業の一科若しくは二科を加へ、唱歌は之を缺くを得しめ、修業年限を各四ヶ年と爲せり。其の他に小孝簡易科の要項、及び小孝教員免許状の制を細定せられたり。此の時に當つて本郷土中に海南小孝校・産湯簡易小孝校・阿尾小孝等の三個の小孝校を設立しあれども、連年の不漁と凶作等にて一般以下不景気に傾向し、教育事業も挫折して振はず。方杭・小浦・津久野・比井・小坂の五村浦を以て学区と爲せる海南小孝校に於てすら、在籍児童数は僅々男四十三人・女十四人なりしを以て、他二校をも推測し得べし。然るに天運漸次に回復し、漁・農の二業も好況を來たし。随つて教育も稍振起するに至れり。小浦の如き尚私塾類似のものありて、同二十一年戊子四月に産湯小孝校を海南小孝校に合併せられたり。明治二十二年己丑四月に比井崎村成立に方つて、本郷土に於ける孝校は大字比井六百六十七番地に海南小孝校と、大字阿尾五百三十二番地に阿尾簡易小孝校の、二校ありたれども、未だ学費を共通せず。海南小孝校は方杭・小浦・津久野・比井・小坂・産湯の六大字にて維持し、阿尾尋常小孝校は阿尾の一大字にて維持す。明治二十三年庚寅三月に、海南小孝校を豫算七百円にて大字阿尾千二百九十七番地に建設せんと決議し、大工三木善四郎に受負はしめ、建築委員外川次郎右衛門・山本源助の二名が監督して、六月十三日に起工して十一月月上旬に落成しければ、同十六日の吉辰を卜し、日高郡長・御坊警察署長・附近各村長・小孝校長・其の他百数十名参列して十月三十日に喚発せられたる。教育勅語奉讀式と落成祝賀式を擧げられたり。本日は孝区内一般休業し、各戸に日章旗を掲げ、老少袖を連ねて此の慶式を參觀せられたり。十一月二十八日帝國議会の開院式を祝して、各小孝校に於て教育勅語を奉讀す。十二月十四日教育幻燈会を長覺寺堂宇にて開催せり。これ本郷土に在りて幻燈会の開始なりき。明治二十四年辛卯十月二十四日より明治二十三年縣令第二百十五号小孝校令に基きて、指定せられたる尋常小孝校設置区域に依り、本郷土には比井及び阿尾の二尋常小孝校を置くこと、なり、之に要する経費は両校共通經濟の方法を取りたり。然して従来は大字阿尾字田杭は三尾尋常小孝校の孝区に属したりしが、これ亦本令に依りて、阿尾尋常小孝校の設置区域に編入せられたるを以て、更に三尾尋常小孝校に其教授を委任すること、せり。明治二十九年丙甲七月十五日縣令第二百六十九号を以て小孝校教員の制服を制定せる。明治三十年丁酉縣令第三百十号を以て小孝校用圖書を改定せられ、單級高等小孝校及び複級高等小孝校に在つては轉換教授を許さる。明治三十一年戊戌十月二十一日縣訓令甲第五十四

号を以て小学校礼法の種類・様式を一定せらる。明治三十二(三十三)年庚子八月十八日勅令第三百四十四号を以て小学校令を改正頒布せられ、同月二十一日文部省令第十号を以て小学校令施行規則を發せらる。其の大意は

(一) 教科書に於ては讀書・作文・習字を合せて國語の二科とし、小学校に於て教授する。假名の字体並に字音・假名遣ひは詳細に実例を掲げ、且つ尋常小学校に於ては教授に用ふる漢字数を千二百字内外にして選用すべきことを示さる。

從來教科の負担重きに拘らず、其得る所の知識は却つて散漫に失して確實ならざる患を除き、實際の應用に適切ならしめんことを期せらる。

(二) 右孝年課程を終了若くは全教科の卒業を認むるには、日常の成績を考査して之を定め、試験の方法に依らざること、せられ、從來の毎週教授時数を減じ、尋常科に在つては三十時なりしを二十八時とし、高等科に在つては三十六時なりしを三十時とせらる。

之兒童が身心の発達に應ぜしめんが爲なり。

(三) 修業年限に於ては、尋常小学校は從來三年若しくは四年なりしを、更めて四年とし、更に修業年限延長の準備として、高等小学校に於ける教科目は修業年限に應じて斟酌すること許せり。

これ小学校を増設するに當り、資力を量らずして濫に年限の永きを設けんよりは、寧ろ短年限程度の設置を要する主旨に他ならざるなり。

(四) 雇庸に依りて学令兒童の就孝を防げを、教育の普及せざるを以て、未だ尋常小学校の教科を終了せざる兒童を雇庸する雇主は、該兒童の教育義務あることを規定せられたり。

之一層義務教育の普及を謀り、邑に不孝の徒なく、家に不學の人無からしめことを、期するにあり。

(五) 授業料は小学校に於ては、徴収せざるを以て本体と定め、經濟上遽に之を廢止すること能はざる地方は、地方長官の認可を受けて徴収することを得ると定めらる。

これ義務教育の普及を圖らんが爲なり。

(六) 小学校圖書審査委員會の組織を改定し、從來加へたる所の府縣參事會員、及び小学校教員を除き、府縣書記官・府縣立高等女学校長・郡市視孝を加ふること、せり。

これ汎く教育社会の輿論を重んずるにあり。

(七) 各小学校に於ては正・准教員の外に代用教員を認めらる。

これ實際の状況に顧みて、都邑にのみ資格ある教員を集中するが如き弊を、除去せんことを期せられたり。明治三十五年辛丑五月五日縣訓令甲第十二号を以て、本縣小孝校用圖書を改正せらる。明治三十七年甲辰一月十九日縣訓令第二号を以て、市町村立小孝校印・校長印・門標の雛形を示さる。明治四十年丁未三月二十一日勅令第十五号を以て、小孝校令中改正の件を公布せらる。其の要旨は從來の義務教育年限四ヶ年を延長して六個年とし、代用小孝校の制を廢せらる。

比井尋常高等小孝校

明治二十六年癸己七・八月の交より、大字比井に赤痢病の流行激甚なりければ、八月十四日より臨時休業を爲し、九月五日より大字小浦に仮教場を設けて、方杭・小浦・津久野の三大字児童を收容し、訓導米谷頼をして教授を担当せしめ、九月中旬より悪疫止息せしを以て、同二十八日より本校に於て、教授を開始すると同時に、小浦に設けたる仮教場を閉鎖す。明治二十九年丙申四月より、三孝年の高等科を併置し、比井尋常高等小孝校と改稱す。明治三十一年戊戌三月二十五日小浦・比井・小坂・産湯の四大字より、孝校基本財産として山林二十六町八歩を寄附せらる。明治三十六年癸卯一月二十五日、日訓令第四号を以て、小学校教員孝術研究会準則を設けらる。當校は阿尾・三尾・志賀の三校と連合すること、爲れり。明治三十八年乙巳三月二日、大字産湯袋谷山に松苗二千七百本、同九日に二千六百七十本、同二十五日に二千四百本、同二十九日と三十一日の両日間に四千二百八十本を、高等児童をして植付けしむ。明治三十九年丙午四月二日、高等科修業年限四箇年に延長の件許可せらる。明治四十年丁未六月三十日、日露戦役記念品を受領す。

- | | | | |
|----------|---|----------|---|
| 一、連發騎兵銃 | 一 | 一、連發騎兵銃劔 | 一 |
| 一、榴散彈藥莢 | 一 | 一、榴散彈被筒 | 一 |
| 一、清国式大槍銃 | 一 | 一、方匙 | 一 |
| 一、鶴嘴 | 一 | | |

明治四十一年戊申四月一日より、尋常科を六孝年とし、高等科を二孝年とす。明治四十三年庚戌の學期より、国定教科書を改正せらる。これ即ち現行の教科書なり。大正參年甲寅九月五日、比井崎村立裁縫孝校を本校に附設す。

- (一) 孝科は裁縫・修身・国語・家事・躰操とし
- (二) 孝年を四箇年とし、尋常小孝校卒業者を一孝年に編入し、高等小孝校卒業者を三孝年に

編入す。

(三) 授業料を月額金参拾銭とす。
年中行事左の如し

- 一、毎日行事 校舎掃除
- 二、毎週行事 月水金は晝會、火木土は朝會、運動場掃除、土曜日校舎大掃除
- 三、毎月行事 第一土曜日職員會
- 四、年中行事

四月

學級父兄懇談會

一日 入學式・授業開始準備・本日より午前八時開始

十七日 国民記念式(馬関條約締結)

下旬 児童身体検査

五月

授業批評會

初旬 遠足又は運動會

廿七日 国民記念式(日本海海戦)

中旬 各部落に出張父兄懇談會

廿二日 第一回成績調査

国民記念日(元兵太宰府を犯す)

七月

授業批評會

上旬 教科練習會開催

中旬 第二回成績調査十一月より授業短縮

下旬 校具の整理及び當該帳簿の照合

廿一日 終業式舉行

授業批評會

九月 第二学期始業式を行ふ

廿一日 本日より授業開始時間復旧

十六日 本校紀念日

各級父兄懇談會

十月 児童トラホーム患者檢診

上旬 戊申詔書奉讀式

十三日 国民記念日(日露平和克復詔書下賜)

十六日 遠足會 第一回成績調査

下旬 教育勅語奉讀式

三十日 天長節祝日儀式

十一月 授業批評會
 一日 本日より午前九時始業
 十二月 第二回成績調査
 上旬 国民記念日（王政復古）
 九日 終業式
 廿五日 本日より一月六日まで冬期休業
 廿六日 授業批評會
 一月 新式儀式
 一日 第三期學期始業式
 七日 授業批評會
 二月 紀元節儀式
 十一日 第一回成績調査
 中旬 學級経営簿に児童性行録を整理し、繼承者に引渡す準備を爲す。
 三月 十日 国民記念日（奉天占領）
 中旬 第二回成績調査を爲し成績品展覽會の準備を爲す。
 廿五日 證書授與式を執行し、児童成績品展覽會を開く。
 廿六日 児童招集、来孝年の準備につき指示す。来孝年度各自保管の諸帳簿作成。
 廿七日 本日より孝年末休業

孝齡児童数	男	女	計	人
就孝児童数	男	女	計	人
孝令児童就孝歩合	男	女	平均	人

（本表数字の記載なし……清水）

小學校長（比井尋常高等小學校成立以来）

氏名	就任年月	退任年月	通計年月
山下 正作	明治二十九年四月	明治四十二年十二月	十二年九月
山本 清五郎	明治四十二年十二月	大正三年十一月	
山本 啓藏	大正四年五月		

阿尾尋常高等小學校

明治二十五年壬辰五月に、阿尾尋常高等小學校と改称したれども、教室の都合上にて字田杭の児童を、明治十年丁丑に同校の當時より、教育を委託し来りて、三尾村へ更に委託すること、爲せり。明治二十九年丙辰七月に當字四百十七番地に新築落成せし校舍に移轉す。即ち現當小學校なり。明治三十年丁己字田杭の児童にして、三尾村に通學せし者悉皆皈校せり。明治三十

六年癸卯一月十五日日訓令第四号を以て、小孝教員孝術研究会準備準則を設けらる。當校は三尾・比井・志賀の三校と聯合すること、なれり。明治四十五年五月七日日露戦役記念品を受領す。

一、露国式騎兵連発銃 一 一、同銃劔 一 一、方匙 一
 一、榴散弾藥莢 一 一、清国式大銃槍 一
 明治四十一年戊申四月一日より尋常科を六孝年とす。明治四十三年庚戌の學期より国定教科書を改正せらる。これ即ち現行の教科書なり。大正四年乙卯四月一日より、比井崎村立裁縫孝校を本校に附設す。

(一) 孝科は裁縫・修身・国語・家事・躰操とし
 (二) 孝年を四箇年とし尋常小孝校卒業者を一孝に編入し、高等小孝校卒業者を三孝年に編入す。

(三) 授業料を月額参銭円とす。
 年中行事左の如し。

(一) 毎日行事 朝会 翌日教案製作 當日の反省 法潔方

(二) 年中行事

四月 一日 入孝及び始業式
 上旬 學籍簿記入
 下旬 遠足会・体格検査
 土曜 談話練習会
 五月 三十日 靖国神社遙拝式・氏神参拝
 七日 氏神参拝
 土曜 談話練習會
 下旬 第一回成績考查
 六月 廿七日 海軍記念日
 入梅 訓話夏の衛生
 土曜 談話練習會
 氏神参拝
 七月 廿一日 父兄懇話會
 上旬 授業時間短縮
 十二日 第二回成績考查
 中旬 談話練習會
 土曜

孝齡児童数	男	人	女	人
就孝児童数	男	人	女	人
孝令児童就孝歩合	男	一〇〇	女	一〇〇
	平均	一〇〇	計	計

(数字の記入無し……清水)

小孝校長(阿尾尋常小孝校成立以来)

氏名	就任年月	退任年月	通計年月
土屋 庄五郎	明治二十八年 四月	明治二十九年 六月	一年三月
中松 円一	明治二十九年 六月	明治三十七年 四月	八年十一月
津村 孫三郎	明治三十七年 四月	明治四十三年 九月	六年 六月
佐竹 辰藏	明治四十三年 九月	大正 三年 三月	三年 七月
津村 孫三郎	大正 三年 三月	大正 六年 四月	

教育費額村費全割に対する割合

年次	村費百円対に付	前年比増減
明治三十八年	五五円 九五五	円 八五八減
" 三十九年	五六 〇三九	〇八九増
" 四十年	四七 三二三	八一六減
" 四十一年	五九 五六〇	三三八増
" 四十二年	六二 四九五	九三五"
" 四十三年	六二 五〇四	〇〇九"
" 四十四年	五八 八六七	六三七減
大正 元年	五五 二八六	三五八"
大正 二年	五三 五七一	七一五"
大正 三年	四七 八二五	五七四六"

教育費の戸数一戸に対する比較

年次	一戸負担	対前年比較増減
明治三十八年	二円 五一五	円 九〇減
" 三十九年	二 五三六	〇二一増
" 四十年	二 四〇三	一三三減
" 四十一年	二 四七九	〇七九増
" 四十二年	二 七七二	二九三"
" 四十三年	三 一六三	三九一"
" 四十四年	四 四四五	二八二"
大正 元年	四 〇四七	三九八減
大正 二年	四 一九七	一五〇増

年次	一戸負担	対前年比較増減
大正三年	四一四八五	二二八八〇

斯く著しく増加せるは、義務教育年限を延長せしに因りて、教育数の多きを要せしと、諸物價騰貴せし結果に外ならず。

第八章 神社

総説

紀伊国に神祇の鎮り座せましは、何時の頃より初りしか、又如何なる神なりしか、日本書紀に伊弉丹尊生火神時被灼而神退去矣故葬於紀伊国熊野之有馬村焉とあるを以て、紀伊国は夙に祭神の例有りしは瞭然たり。随つて各郡・各郷土に神社を建て、報本反始の実を表せしは論を俟たざるなり。加ふるに本郷土は永く熊野の神領たりしに依りて、自然敬神の思想に篤かりしは、己に産湯八幡社の如きは、日高郡中にありて著名なる十五社中に屈指せられたりしは、世人の熟知する処なり。儒教及び佛教の渡来せざりしは昔日は、敬神思想頗る純粹なりしに、儒教渡来して簡樸の風自ら繁褥化し、佛教渡来して思想変移し、僧行基が在世の年代に、本地垂迹の説を生じ、尋で傳教或は空海等出でて之を潤色し、数百年間持続し来たりしが、徳川幕府時代に至りて、林羅山・加茂眞淵・本居宣長・平田篤胤等の諸氏、本地垂迹説に反対し純呼たる復古説を主張せられしより、人心二派に分離し数多の春秋を経過中に、明治維新に至り断然神佛を剖判して典礼悉く復旧し、敬神思想を鼓吹して人心大いに向上せしは、眞に邦家の爲に欣歡する所なり。明治二十七年八月及び同三十七年八月の兩役に大邦に克ち強暴を挫きて、帝国の名声令聞を八表に光被したるは忠君に出づ。忠君の根源は敬神に在るや照々乎たり。然るに因習の久しき旧来、無名無格の小社が田野山谷の間に散在して、祀るに人無く修するに資なく、徒に荒廢亡滅に放任せるもの、多くして、却つて敬神の思想を沮害するの慮無き能はざれば、神社合併を奨励するに及べり。本郷土の人士は政府當局者の主旨を諒得し賛同し、茲に古来各地に散在せる処の小社を合併し、村社四社と爲して合祀しつゝあり。

村社

御靈神社 比井崎村大字小浦字中道

村社 御靈神社

社殿 桁行 四尺二寸 梁行 四尺七寸

祭神 大鷦鷯神 事代主神 宇賀魂神 蛭子神

式殿 桁行 十三尺 梁行 十三尺

拝殿 桁行 十三尺 梁行 十尺

華表 木造 一基 開 八尺五寸 高 十尺五寸

華表 石造 一基 開 六尺二寸 高 七尺七寸

長床 桁行 二十一尺 梁行 十三尺

境内 七百九十八坪 撰社 皇太神社 天照皇太神宮 由緒勸請年孝不詳

謹んで當社の由緒を繹ね奉るに、今より五百六・七十年前なる南北兩朝角衡の年代に、やんごとなき御夫婦が當地に御移住あらせられたり。其の御二方は如何なる故にかまましけん。御名を公に明かせ給はざりければ、土人は竹の園生の公達ならんと推察し奉りて、唯に殿君と呼称したりけり。其の御本籍より御手當も有りしものか、或は御携帶のましませか、斯る辺僻なる土地に御侘住居あらせられしに、御生涯中は些少も御不自由を感じられずして、富裕に過ごさせ給ひたり。或夜女 が今の社地より北方十二町を距る浜汀に於て、靈像の出現せられしを夢みたまひて、翌晨旦に馳せ到りて視れば夢告空しからず。果して晒木自然の如き靈像が波浪のまに／＼に出現ましましければ、踴躍欣喜して奉迎し寓居に安置せしが、幾許もなくして御二方共に薨去せられたり。此に於て土人等は御遺言に遵ひて、靈像を尊崇し出現ましませし地を、女房が浜と呼び做せり。其後人皇第九十九代後小松天皇の應永三年丙子二月九日に、當時當地に在りし古義眞言宗大通院王(主)聖禹(易)が發起し、部民一同の賛同を得て産土神と勸請し奉れり。夫より四百二十一年を経て、文化十四年丁丑十一月二十八日に、西方三町を距る民家より出火し、加ふるに西風強烈にして火焰天に漲り、當社も数十の民家と共に類焼の危難を被り、社殿・神器等悉皆有鳥に販したり。後数年を経て再建せられし際に、預つて力有りしは氏子なる湯川重郎の長女にして、和歌山藩土食祿三百石小島行右衛門に嫁し、藩守の姫君が京都二条閑白家に御入輿せらるゝに方つて、随伴して在京中に歳老ひて致任引退しける人なり。火災より五十六年を経て明治六年癸酉四月に村社と爲り、今大正四年乙卯に現時の社殿を再建せり。

明治四十三年庚戌七月七日に許可を得て左記の神社を當社合併せられたり。

秋葉神社 祭神 迦具土神 當社境内に鎮座せし撰社

由緒不詳 勸請年月不詳

若宮神社 祭神 大鷦鷯神 大字方杭宮の前に鎮座せし村社。

由緒不詳 勸請年月不詳

惠美須神社 祭神 事代主神 大字方杭中出に鎮座せし無格社

由緒不詳 勸請年月不詳

稻荷神社 祭神 宇賀魂神 大字方杭字新出に鎮座せし無格社

由緒不詳 勸請年月不詳

里神社 祭神不詳 大字方杭字中通に鎮座せし無格社

由緒不詳 勸請年月不詳

惠美須神社 祭神 蛭子神 大字方杭字中通に鎮座せし無格社

由緒不詳 勸請年月不詳

祭典

當社を創始せし日を記念せんが爲に、毎歲太陰曆の六月十五日を例祭と爲せしに、明治七年甲戌より改めて五月十五日と爲せり。其他に神事兩度あり。一は女性の薨去せられし九月九日に一夜酒の御供あり。一は殿君の薨去せられし十一月六日に、新穀の御供と青菜の御贄を奉る。之を眞菜の饗應と云いて、深夜に神職と十二・三以下の少女二人と奉仕す。此の二女は往昔召使ひたまひし列(例)に因襲せしものにして、御贄を供する箸は女房が浜の、柳の枝を切り取りて用ひたり。然るに近年は前例を廢して、十月八日を祭日と改め、同日は渡御式を奉仕し、餘興に獅子無(舞)神樂を奏し山車を曳く。明治四十四年庚亥一月十九日に陸軍大臣より

戦利兵器奉納ノ記

是明治三十七・八年役戦利品の一二シテ、我が勇武なる軍人ノ熱血を濺ぎ大を得タル記念物ナリ、茲二

謹ミテ之ヲ献ジ、以テ報實ノ微意を表シ、尙皇運の陵盛と国勢の發揚とヲ祀る。 花押

王子神社 比井崎村大字比井字溝手

村社 王子神社

社殿 桁行 七尺七寸 梁行 六尺三寸

祭神 伊弉册神 大日要神 速玉男神 事解男神 須佐男神 天照皇太神

豊受大神 蛭子神 金山彦神 宇賀魂神 猿田彦神 三筒男神

事代主神 菅原道眞

式殿	桁行 (記載ナシ 清水)	十尺六寸	梁行	十尺三寸
拝殿	桁行	一基	開	八尺
華表	石造	一基	開	十尺
華表	石造	一基	開	十尺
長床	桁行	四十三尺	梁行	十六尺五寸
神輿庫	桁行	十四尺	梁行	六尺四寸
境内	二千三百二十四坪			
撰社	玄子神社	桁行	一尺八寸	梁行 二尺
		祭神	武田三郎靈	由緒 甲斐源氏の一族なる武田三郎が、當社を
			崇敬して社殿を經營す。依て後に之を祀れりと云ふ。勸請年月不詳。	
撰社	弘春神社	祭神	武田弘春靈	由緒 中務少輔湯川直春の舍弟なる左馬充(允)
			武田弘春は、深く當社を崇敬し数回社壇嘗繕等を爲せり。依	
			つて後に之を祀れりと云う。勸請年月不詳	
撰社	西宮神社	祭神	事代主神	由緒不詳 勸請年月不詳
			一尺八寸	桁行 二尺
撰社	稻荷神社	祭神	宇賀魂神	由緒不詳 勸請年月不詳
			一尺八寸	梁行 一尺六寸
宝物	短刀	正宗作	長サ九寸	小川久五郎奉納
	太刀	助村作	長 三尺	外川次郎右衛門奉納
	太刀	長光作	長 三尺	内川又四郎奉納
	刀	重定作	長 二尺	橋本甚吉奉納
	法華經	八軸		

宝曆七年丁丑社殿修繕の際に、社地の巽位にて土器を採掘したり。其中に青銅の筒あり。真寫の法華經八軸を藏め有りて、其奥に保元元(三)年戊寅十月二十三日、大旦那比丘尼尊者勸進信阿 執筆圓照と記せり。大正六年四月五日国宝に指定せらる。

謹んで當社の濫觴を繹ね奉るに、記録の遺存無きを以て窺知すること不可能なりと雖も、古老の口碑と散在せる古文章とに依るに、比井浦開基の當時戸数僅々六戸にして、交も神務せしが故ありて、平井家が神務を担任せりとあるを以て推考せば、今を距る一千年内外ならん。然して相傳の縁起に曰く、日高郡小松原村龜山城主湯川直春より十二代の祖先甲斐源氏の末葉なる、武田三郎が熊野に左遷流謫せられし後に、窃に遁れて當地に潜伏假居せられたり。一日海浜に行吟（吟）せられし時に、遠き沖辺より古篋が波浪に漂流しつゝ、來れるあり。いぶかしみて之を拾ひ揚げて、啓視すれば豈圖らんや、いと尊き五体の靈像にぞましましける。三郎は歎天喜地して曰く、余當社を崇敬すること茲に歳有矣。今にして之を得しは実に、神明の感應にあらずして何ぞやと。手の舞ひ足の踏む所を知らず。感佩胆に銘じて須臾も身を離さざりしが、遂に身辺に奉安するは恐擢に耐えずと、楔抜して後に社殿に鎮め奉れり。とあり故に後世に至りて、境内に玄古社を建て、三郎が靈を祀れるも亦宣ならずや。

因みに傳へて云ふ、當社に古文章及び神器等数多ありたれども、今大正四年乙卯を距ること三百三十一年前なる、天正十三年乙酉に比井浦天路山の城主湯川弘春が、兄直春に同心して豊臣氏に抗抵せしに依り、豊臣氏の兵來りて、龜山城を攻撃せし際に當城をも焼討ちせられ、神社佛閣及び民家諸共兵燹に罹れり。此の時當浦の住人内川四郎右衛門なる者は、神職平井掃部太夫と協力して幸くして、御神躰を奉擁して産湯浦鍋倉山に避難し、事平ひて後に假殿に移し奉りたり。其の時民家に全を得しは僅々十六戸にして、當社の古文章及び神器も悉焼失せりと。

明治六年癸酉四月村社に爲れり。明治四十年丁未十月の祭日より、地方長官の指定にて弊帛神餅料を供進せらる。明治四十一年戊申十一月十二日に許可を得て、左記の神社を當社に合併せられたり。

辨天神社 祭神 嚴島姫神 大字津久野字南山に鎮座せし無各社

由緒不詳 勸請 慶長年中

太 神社 祭神 天照皇太神 豊受大神 大字比井字唐子谷に鎮座せし無格社

由緒不詳 勸請年月不詳 明治六年癸酉四月に、村社と爲りたれども故ありて同十一年戊寅三月に無格社と爲られたり。

惠美須神社 祭神 蛭子神 太神社境内に鎮座せし末社

由緒不詳 勸請年月不詳

金力比羅神社 祭神 金山彦命 太神の境内に鎮座せしが末社

由緒不詳 勸請年月不詳

稻荷神社 祭神 宇賀魂神 太神社境内に鎮座せし末社

由緒不詳 勸請年月不詳

里 神社 祭神不詳 大字比井字川添に鎮座せし無格社

由緒不詳 勸請年月不詳

住吉神社 祭神 蛭子神 猿田彦神 三筒男神 大字比井字向井に鎮座せし無格社

由緒不詳 勸請年月不詳

祭典

往吉より毎年太陰曆九月九日なりしに、近年は十月九日を祭日と爲し、同日は渡御式を奉仕し、餘興に獅子舞・神樂を奏し山車を曳く。

明治四十四年辛亥一月十九日に陸軍大臣より

戦利兵器奉納ノ記

是レ明治三十七・八年戦利品ノ一二シテ、我が勇武ナル軍人ノ熱血ヲ濺ギ、大 ヲ得タル記念物ナリ。茲ニ謹ミテ之ヲ献ジ、以テ報實ノ微意ヲ表シ、尚皇運ノ隆昌ト国勢ノ発揚トヲ祈ル。

明治四十年三月

陸軍大臣 寺内 毅

と奉納の記に四十七密輸團砲弾丸二個を奉納せられたり。 健

八幡神社

村 社 八幡神社 比井崎村大字産湯字宮筋

社 殿 桁行 六尺三寸 梁行 六尺三寸

祭 神 譽田別尊 高良明神 事代主神 巖島姫神 市杵島姫神 忍穂耳神

式 殿 桁行 十二尺六寸 桁行 十二尺六寸

拝 殿 梁行 十二尺 桁行 十二尺

華 表 木造 一基 開 六尺 高八尺五寸

長 床 梁行 三十三尺 梁行 十三尺二寸

境 内 千三百二十五坪

謹で當社の由緒を繹ね奉るに、人皇第十三代成務天皇崩御御在らせられ、日本武尊の第二子足仲考(彦)尊が高御座に即かせらる。之を人皇第十四代仲哀天皇と申し奉る。即位の翌年皇紀八百五十三年癸酉五月に、人皇第九代開化天皇の第四世の御孫に當せらるる、息長宿禰王の王女たる息長足姫尊を立て、皇后と爲させらる。之を神功皇后と称へ奉る。皇后三韓を御親征あらせらるゝに方つて、己に御妊娠にましませしかば、石を御腰に狎みて事竟へて還り、此の地に分娩せんと宣らせ給ひて御出征ましませられたり。三韓にて御目的を果せられ、御凱旋の砌に、筑紫宇佐の宇美てふ靈地に於て皇子を擧げさせらる。これ即ち譽田別尊にましませり。皇后が皇子と共に還幸あらせられんとするや、之より先に仲哀天皇が御即位の前年、景行天皇の皇子彦人大兄の女なる中津姫を納れて香坂と忍熊との二皇子を産ませたまひて、既に長ぜられたり。此に於て二皇子は皇后既

に三韓を征服し、凱旋して皇子を譽げさせられたりと聞きて、謂らく皇后に子生まるれば、群臣は皆之に従ひて幼主必ず即位せん、吾等兄を以て焉んぞ弟に奉仕せんやと、遂に先帝の山陵を嘗むと稱し、採石に託し船を聯ねて、赤石より淡路の海路を封鎖して、皇后の到着を俟つ。皇后は二王の兵を擧げしを聞きたまひ、弟彦王をして播磨と吉備の境介に屯して敵兵に當らしめ、武内宿祢をして密に譽田別皇子を奉じて、紀伊に赴かしめ皇后は阿波の鳴門を経て、南海に出でさせたまう。天佑なるか哉時恰も日飾に相當し、白晝に暗黒なりければ、御船は悠々として本郷土の大字阿尾に御上陸あらせられて、皇子と當地に會せられたまう。初め武内宿祢は皇后の宣旨に従ひ、幼王子を奉じて當地に來たり。産湯を捧げしより産湯に會せられたまう。破して皇后は皇子と共に吉田村、即ち現今の日高郡藤田村大字吉田に於て、群臣と軍略を議定し二王の軍を擊破して、撰政せられたまう。皇后崩御の翌年即ち、皇紀九百三十年庚寅正月元旦に、大和輕島豐明宮に御即位あらせられ、在位四十一年にして、皇紀九百七十年庚午二月十五日に崩御せられ、後に之を應神天皇と稱し奉る。四百二年を経て、人皇第四十三代天(元)明天皇の和銅五年壬午に、尊靈を豊前国宇佐に奉祀して八幡宮と稱し奉り。又百四十八年を経て、人皇第五十六代清和天皇の貞觀元年己卯に、尊靈を山城国男山に奉祀して、石清水八幡宮と稱し奉り。當地も亦御駐輦に因みて、當社を奉祀したり。然れども勸請年月の不詳なるは、遺憾の極みにぞある。明治六年癸酉四月に村社と爲れり。

明治四十三年庚戌七月七日に許可を得て、左記の各神社を當社に合併せられたり。

建内神社 祭神 高良明神 大字産湯字中北に鎮座せし無格社

由緒

人皇第八代孝元天皇の皇子彦太忍信命の、御子屋主忍男武雄心命の御子にして、智勇絶倫なる武内宿祢其の人となり。五朝に歴任して国家の重鎮たり。當時三韓の使臣其の名を聞きて撰服せりと云ふ。人皇第十二代景行天皇の五十一年辛酉に、天皇大に群臣を召させたまひて、宴を賜こふとあり。其の時武内宿祢は皇子稚足彦命と、二人のみ参廷せざりければ、天皇召して其故を問はせられ給ふに、武内宿祢は宴樂の日は百僚群臣心多く國に存せず。故に万一狂生の臆闇を窺ひ奉らん事を恐れ、敢えて門下に待して非常に備へたりと、奉答しければ天皇大いに喜ばせたまふ。斯の用意の周到なること其の如し。其他棟梁の臣として精勵画策し、各郡に長を立て縣邑に首を置き、國の幹了に當るものを以て之に任せし等、地方自治に重きを置き、及び利用厚生に力を用ひられ、軍を督し兵を練り、枢機に參與せられし等の、著しき御勲績は筆舌の尽す能はざる所なり。人皇第十六代仁徳天皇の十五年丁卯に神避りませり。御長壽は二百八十歳なりとも或は三百六歳なりとも云ふ。勸請年月不詳

戎神社 祭神 事代主神 大字産湯字向井に鎮座せし無格社

由緒

此神は大國主命の御子にましまして、御母は神屋楯比賣命なり。此の大御神はしも、睡神涌岐神涌美の命をもて、皇御孫の命の豊葦原水穗の國を、安國と平げくし食せと事依して、天降り給ふ時に、此大神は出雲三穗の崎にて、鳥遊魚採を樂み給ひけると、立どころに葦原の中津國を皇御孫の尊に奉獻ましまして、父の大神と共に事避りて、かしこく君親に忠誠なる道をあらはしまして、廣き御神徳の程あなかしこし。勸請年月不詳

嚴島神社 祭神 嚴島姫神 大字産湯字産湯川に鎮座せし無格社

由緒

記に故爾各中置天安川而字氣布時天照太御神先乞度建速須佐之男命所佩十峯(拳)劔打(祈)三段而那登毛由良爾振滌天之眞名井而 佐賀美而於(吹)棄氣(意)吹之狹霧所成神御名多紀理毘賣命姿都岐島神社とあり之現今の官弊大社嚴島神社なり。勸請年月不詳

一字脱字アリ

小坂神社 祭神 市杵嶋姫神 忽穗耳神 大字小坂字寺ヶ谷に鎮座せし村社

由緒 嚴島神社に同じ 勸請年月不詳

里神社 祭神不詳 大字小坂字打越に鎮座せし無格社 由緒不詳 勸請年月不詳

祭典

祭典創始の年代より毎歲太陰曆八月十五日なりしに、近年は十月十五日と爲せり。傳へ云ふ當社に餘興なき所以は産湯を奉り、御産後の神にしあれば、音由歌舞を謹慎帳せしに依れりと。明治四十四年庚亥一月十九日に陸軍大臣より

戦利兵器奉納の記

是レ明治三十七・八年役是利品の一にして、我勇武ナル軍人ノ熱血を濺ギ大ヲ得タル記念佛なり。茲ニ謹ミテ之を献ジ、以テ報賣の微意ヲ表シ、尚皇軍の隆喝と国勢ノ發揚トヲ祈ル

明治四十年三月

陸軍大臣

寺内正毅

花押

と奉納の記と四十七密輪砲彈丸二個ヲ奉納せられたり。

白髭神社 比井崎村大字阿尾字尾崎

村社 白髭神社

社殿 桁行 四尺七寸五分 梁行 五尺一寸五分

祭神 猿田彦神 天津字屋根神 事代主神

拝殿 桁行 十九尺 梁行 十尺

華表 石造 一基 開 九尺 高十一尺三寸

廳舎 桁行 三十七尺五寸 梁行 十三尺一寸

境内 四百三十三坪

撰社 惠美須神社 桁行 一尺三寸五步 梁行 一尺二寸

祭神 事代主神 由緒不詳 勸請年月不詳

撰社 稻荷神社 桁行 一尺二寸五分 梁行 一尺二寸五分

祭神 宇賀魂神 由緒不詳 勸請年月不詳

撰社 辨天神社

桁行 一尺

梁行 一尺四寸

祭神 嚴島姫神 由緒不詳 勸請年月不詳

大字阿尾字鳥ヶ谷に鎮座せし無格社なりしを、明治四十三年庚戌七月七日許可を得て、本社の境内に移轉す。

謹んで本社創立の由緒を、繹ね奉らんとすれども、記録の遺存なきを以て、精査すること不可能なり。相傳ふ、往昔近江国白鬚神社より勸請し奉れりと。あふげたじ神と、君とのみめぐみこそ、いくはる秋のかぎりしらひげ。と吟詠せられしを思へば、如何に神威のいやちこなるかを、了得するに餘あり。加ふるに今より二百年前なる享保年間に、回祿の火災を被るに方つて、時の神職が神軀を負い奉つて、高き処より低地まで一足飛びに避難せしに、些少も身軀を損傷せざりし如きは、実に敬尊すべき至にぞある。明治六年癸酉四月に村社と爲られたり。明治四十三年庚戌七月七日許可を得て、左記の各神社を本社に合併せられたり。

春日神社 祭神 天津児屋根神 大字阿尾字瀬戸に鎮座せし無格社

由緒不詳 勸請年月不詳

蛭子神社 祭神 事代主神 大字阿尾字下出に鎮座せし無格社

由緒不詳 勸請年月不詳

祭典

創始年代より毎歳太陰曆九月九日を祭日と爲せしに、近年は十月九日を祭日と爲し、同日は獅子舞・神樂を渡御式奉仕前に奏す。當社に奏する獅子舞・神樂は、他神社の獅子舞とは、大いに其主義を異にせり。他神社に奏する獅子舞は、若連中の誤(娛)樂・余興なれども、當社の獅子舞は、所謂天孫降臨まします際に、祭神猿田彦神が猛獸を駆除せし、往古の面影にあれば、觀覽する者をして祭神が、如何に忠誠を抽んぜられしやを、偲ばしめて、頑懦を警醒せしむるの感有り。敢て望むらくは、各地の獅師舞・神樂をして、悉く主義を當社と同じくせられんことを。次に山曳を伊勢音頭にて曳き、或は壯者が大ひなる魚を太き木材に載せて、海岸より社頭に運搬する狀況等は、実に愉絶快絶なり。明治四十四年辛亥一月十九日に陸軍大臣より

戦利兵器奉納ノ記

是レ明治三十七・八年戦利品ノ一ニシテ、我ガ勇武ナル軍人ノ熱血ヲ濺ギ、大捷ヲ得タル記念物ナリ。茲ニ謹ミテ之ヲ献シ、以テ報賽ノ微意ヲ表シ、尙皇運ノ隆昌と国威ノ発揚トヲ祀ル。

明治四十年三月

陸軍大臣 寺内毅

と奉納の記に密圍砲弾丸二個を奉納せられたり。

第九章 宗教

我が帝國に幾多の宗教あれども、本郷土は目下佛教と天理教の二宗教のみなり。今之を各宗派別に略擧せん。

佛教沿革

溯つて本郷土に於ける既往佛教の状態を、窺識せんと欲すれども、上世は遼遠にして記録を存せず。物件を遺さざるを以て、考證するの端倪を得ること不可能なれども、各所に散在せる古墓地に、五輪石塔の残留せると、翁媪の口碑とを綜合すれば、今大正四年乙卯を距ること一千年前なる、人皇第六十代醍醐天皇の、延喜年代乃至七百年前なる、人皇第八十四代順徳天皇の建保年代は、附近渾て古義眞言宗に屬し、各地競ふて最上秘密の精舎を建立して、阿宇本不生の奥義を説示し、六大四曼の法旗を翻して、三密三相の觀念を凝らし、或は金胎兩藏界を談じ、或は即身成佛義を教へて、群生を濟度しつゝ、三・四百の星霜を経過中に、時機は漸次に澆季に傾向し、衆生は悉皆下根に化し、佛教をば現世の利・福德を願求する加持祈祷方なりと信じ、寺院をば祭葬の儀式現場視し、僧侶をば祭葬の執行人視し、三有余の春秋を徒歴し、佛教は既に落日孤場の悲境に垂んたらんとするに當つて、今より四百二十四年前なる、人皇第二百二代後土御門延徳乃至永正年間に、京都本願寺の第八世蓮如上人が、数次熊野参拝の途次に錫を日高郡に駐めて、末世有縁の要道にして、凡聖通修の徑たる他力易行の法門を布演し、僧俗の儀を分たづ。師弟の別を立てず信心を獲得せば、報土往生の目的を遂果す可きの、平民の安心を獅子吼せられければ道俗時衆等は、大早に雲霓を望みたるが如き感想を惹起し、袖を連ねて葵向し、陸続眞宗に轉じ佛日をして、再び光輝を赫々たらしめ、加ふるに三百余年前なる、人皇第六十六代後陽成天皇の慶長年間に、鎌倉の沙門宝譽も又熊野参拝の途次、日高郡に駐錫して、心存助給口唱南无てう、浄土宗の安心起行を主張布演し、理義を以て異義を挫折し、温言以て宗義を説示せられしより、郡民信仰の焼点は遂に他力門に傾瀉蟄集。且つ人皇百七代後水尾天皇の元和五年己未に、徳川頼宣卿即ち南龍院殿が、紀州藩主に封ぜられて入国せられるや、高野山の勢威を殺（毀）滅せしめんとする政略方便として、口実を將軍家の浄土宗たるに籍り、古義眞言宗をして浄土宗に改めしに依り、本郷土の佛教は眞宗と浄土宗の二宗のみなる所以な

佛教総説

中古佛教衰頹し兵馬恫憊の年代に、人死すれば山野に埋葬して、祭奠の儀式を用ひざりに、徳川藩政に至りて悉皆檀那寺を一定せしめ、佛式を以て祭奠を行はしめしは、天主教を忌嫌せし政略にして、毎歳七月十五日に于蘭盆を執行し、^マ経と称し僧侶をして各戸に就きて、天主教の神を祀れりや否を鑑査せしめ、且つ年々宗旨改めと称して、天主教即ち切支丹を信奉せざるを、盟誓せしめ各寺院より、檀徒は決して切支丹に非るを證明せしめ、加ふるに本寺より末寺の切支丹に非るを證明せしめたり。今其例を擧げんに

就きりしたん御改一札の事
一當寺末寺日高郡津久野浦円照寺住寺玉霖代々浄土眞宗相統の僧に紛無御座候為後日依而如件

明和八年卯二月

塩崎五郎左衛門 殿

有田郡湯浅村 福藏寺

鍵

と斯くの如く毎歳寺院の證明を要せしを以て、僧侶の権力は頗る強大にして、往々横暴なるものあれども、若しくも抵抗して證明を拒絶せらるゝあらば、国民の資格を失すが故に、表面上に敬意を拂ひければ、僧侶の過半は檀徒に対して寸毫も教旨を示さず。只管に名有りて実無きの状況たりしが、憲法に信仰の自由を許されしより、各自に深く省る所有りて、輒近は教導に勤勉しつゝあり。

寺院

莊 巖 寺

比井崎村大字片杭六十五番地

京都 本派本願寺末

眞宗 光明山 莊巖寺 檀家二十三戸

本堂 桁行 六間 梁行 六間 慶長十二年丁未三月建立

本尊 阿弥陀如来 木造立像 一軀

元禄十年丁丑九月本山より下付

宗祖大師 画像 一幅 安永九年庚子十二月本山より下付

蓮如上人 画像 一幅 明治三十一年戊戌六月本山より下付

七高祖 画像一幅 享保五年庚子三月本山より下付
聖徳大師 画像一幅 享保五年庚子三月本山より下付

庫裏 桁行 五間 梁行 五間
古文章 今より二百二十六年前なる、元禄三年庚午九月に本寺なる在田郡湯浅福藏寺主
浄空より送られし古文章に曰く

覺

一、其道場住持長傳先祖より安置被致候、御本尊者本願寺十世之證如上人、天文年中之比御裏書慥成法
物にて有之候間難有被存彌尊敬可被申候 以上

有田郡湯浅 福藏寺 浄空

元禄三年午九月

日高郡方杭村

長傳殿

同 門徒中

とあり。當時開基の由緒と年代を繹めるに、往時は古義眞言宗にして、既に頽廢に傾向せし
際に、人皇第百六代後陽成天皇の慶長十年乙巳に、田辺城主 若越後守の家臣なる、切目莊
を領せし堀太兵衛が、主家没落の後に和田村に潜伏せしが、幾許もなくして當地に移住せら
れたり。其の弟の稚樂なる者が、篤く眞宗の教義を信奉し、法名祐正と改め道場一字を建立
して草創し、年老ひ引退して第二代照蓮に傳へ、第三代長傳を経て第四代端傳に至り、享保
元年丙申に寺号公称を許可せられ、第五代瑞應・第六代智麗・第七代智桂・第八代智成を經
て第九代智得は、化導の傍医道も兼ねられたり。第十代專淨を経て第十一代なる現住職信雄
に。子孫連綿繼承しつゝ、あり。慶長十年乙巳に改宗せらしより、今大正四年乙卯を距ること
三百十一年なり。

圓行寺

比井崎村大字小浦百九十六番地

京都 本派本願寺末

眞宗 茲谷山 圓行寺 檀家四十一戸

本堂 桁行 六間 梁行 六間 宝永四年丁亥八月再建

本尊 阿彌陀如来 木造立像 一軀

寛文十二年壬子正月本山より下付

宗祖大師 画像 一躯 元禄六年癸酉七月本山より下付

蓮如上人 画像 一躯 嘉永四年辛亥六月本山より下付

七高祖 画像 一幅 元禄六年癸酉七月本山より下付

聖徳太子 画像 一幅 元禄六年癸酉七月本山より下付

宝物 四点 元祖大師一代画軸 金襴表装 四幅

縦 四尺五寸 横 二尺六寸
享保二年丁酉八月門徒より寄進

庫裡 桁行 四間半 梁行 七間

當時の由緒と開基年代とを繹めるに、往時は大通院と称する、古義眞言宗たりしが、己に廢滅に傾向せる時機に方つて、豊臣秀吉家臣にして賤ヶ岳七本槍の一人たりし、市正方桐旦元が、秀頼の傳となりける時に、慶長十九年の甲寅の三月、豊臣家と徳川家と意氣衝突しければ、旦元は事無らん事を圖りけれども、却つて關東に内通せりとの、謔口に罹りければ大いに憤慨して、其の菜(采)邑茨木に引退中なる、元和元年乙卯五月に、大坂落城し秀頼自刃しけるを聞きて、自ら刃に伏したりけり。次に支族は四方に離散せらる。其時一支族たる片桐主膳なる者、漂浪して當時に來り。八重郎と改称し劔を賣りて、田園を購ひ、専心一意農業に従事せしが、大通院檀徒の懇請黙止難く、得道して明専と改名し、住職中に篤く眞俗二諦の教旨を信俸し、寛永十二年乙亥正月に断然改宗し、堂宇を建立すると同時に、寺号公称を許可せられ、夫れより第二世明慶・第三世淨清・第四世明慶・第五世智辨・第六世俊貞・第七世俊岸・第八世徳雄・第九世智鏡・第十世俊慶・第十一世命慶・第十二世勝専を経て第十三世現巖了に至り、子孫血統相統繼承しつゝ、あり。因に片桐家に傳來の宝物三点あり。即ち

聖教切 親鸞上人の染筆 明治八年乙亥五月本山の鑑定済
大 刀 長 二尺三寸七五 備前国長船佐定 作

片桐家の祖先片桐主膳が、累代の宝刀を賣却して、田園を購求せし時に、記念として、此太刀を購求せしと相傳ふ。

木地盆 直径一尺九寸 底一尺四寸 深三寸

これも又片桐主膳が、携帶し来たりし盆なりと相傳ふ。

寛永十二年乙亥に傳宗せしより、今大正四年乙卯を距ること二百八十一年なり。

浄土院

比井崎村大字小浦百七十三番地

京都 知恩院末

浄土宗 九品山 浄土院 檀家二十三戸

本堂 桁行 四間 梁行 四間 天保四年癸巳三月再建

本尊 阿彌陀如来 木造立像 一軀

両脇士 木造立像 二軀

善導大師 木造立像 一軀

元祖大師 木像坐像 一軀

大師堂 桁行 六尺 梁行 五尺

弘法大師 木像坐像 一軀

地藏堂 桁行 六尺 梁行 五尺

地藏菩薩 石造坐像 一軀

相傳ふ當地の饅饨屋と称する家に寄寓して漁業に従事せる、和泉国岸和田の漁夫權太郎てふ者が、今大正四年乙卯を距ること百十二年前なる、文化元年甲子の七月二十四日に、當沖合に出漁中、圖らざりき手探(手繰)網に地藏菩薩の懸り揚りければ、直ちに當寺に奉祀せり。一夜半に住職の枕頭に地藏菩薩が出現しましたして、われこそは一切衆生の苦惱を救はんとて、隱岐国より波浪に漂流しつ、跡を、有縁なる此の地に垂れたり。故に願求するものあらば應顯せん。と玉韻嘯々として宣らせ給ひしより、翌旦に寓像を拝觀せば、欣喜雀躍の御姿と爲りしかば、小浦の地藏とて名聲遠隔に聞達せり。

薬師堂 境内に在り 中に薬師如来を奉安せり。

法華塔 境内に在り 一字一石の法華經を納めたりと云ひ傳へり。

庫裡 桁行 四間半 梁行四間半

當寺は往時に高見山と称する、古義眞言宗たりしに、漸次衰頽せしより一定の住職無く、寛永乃至寛文年代に、清諦坊・有傳坊・讚説坊等今道心者が假住せしに、実譽随傳てふ上人が、土佐より来たりて、浄土宗の教旨説示し、諸人大いに信仰の思念を發達し、加ふるに藩政府

は頻々改宗を勧誘せしより、延宝八年庚申に断然浄土宗に改宗し、寺院を茲に建立して浄土院と改称し、二世音譽智源・三世覺譽圓茂・第四世鑑譽智圓・第五世見譽眞轍・第六世弘譽靈海・第七世一譽圓成・第八世聽譽察應・第九世山譽測量・第十世本譽教嚴・第十一世智譽善正・第十二世戒譽全隆を経て、第十三世現住職隨譽隆演に至れり。延宝八年庚申に改宗せしより、今大正四年乙卯を距ること二百三十六年なり。

因に當寺は古來寺宝及び古文章等多く所藏せしに、今より九十九年前なる文化十四年丁丑十一月二十八日の回祿に、悉皆烏有に皈せしは、千載の遺憾にぞある。

円照寺

比井崎村大字津久野百四十五番地

京都 本派本願寺末

眞宗 祇音山 円照寺

本堂 桁行 四間 梁行 四間 明治三十九年丙午九月再建

開基の當時は草葺なりしに、寛文三年癸卯に桁行三間・梁行四間の本堂を再建したれども、職の永續せざりしと、檀徒の異動甚しくして、自然修繕を怠り加ふるに、風雨の爲に破損し、且つ庫裡と共に白蟻に襲はれて、破壊しければ更に再建せしなり。

本尊 阿弥陀如来 木造立像 一軀 天和三年癸酉四月本山より下付

宗祖太郎 画像 一幅 元禄十三年庚辰正月本山より下付

蓮如上人 画像 一軀 文化七庚午六月本山より下付

七高祖 画像 一軀 宝永八年辛卯二月本山より下付

聖徳大師 画像 一軀 宝永八年辛卯二月本山より下付

鐘 株 桁行 七尺 梁行七尺 宝永元年戊辰八月建立

梵鐘 直径 二尺

當寺は古義眞言宗にして、頽廢に傾きしに方つて、了惠てふ眞宗の教旨を篤信せる法師が、承應乃至万治年代に、公衆の懇頼に應じ寛文三年癸卯に、一字を建立し二十年を経て、天和三年癸酉に円照寺てふ、寺号を許可せられたり。爾後住職の繼承・断続一定せず、且つ記録の遺存なきを以て、詳細に調査すること困難なれど、過去帳に依りて推考するに、二世智賢・三世旭霖・第四世旭城・第五世智了にして、明治の初年智聞が在住せられしが幾許な

らずして退隠せられしより、数十年の久しき無住なりき。寛文三年癸卯に改宗せられしより、今大正四年乙卯を距ること二百五十三年なり。因みに改宗當寺檀家二十六戸ありたり。

長 覺 寺

比井崎村大字比井四百八十八番地

京都 本派本願寺末

眞宗 義天山 長覺寺 檀家 六十三戸

本堂 桁行 七間 梁行 八間 元禄二年乙巳八月再建

本尊 阿彌陀如来 木造立像 一軀 天文七年戊戌八月本山より下付

宗祖大師 画像 一幅 元禄十年丁丑三月本山より下付

蓮如上人 画像 一幅 享保四年己亥十月本山より下付

七高祖 画像 一幅 元禄十年丁丑三月本山より下付

聖徳大師 画像 一幅 元禄十年丁丑三月本山より下付

山門 桁行 二間 梁行 二間 文化九年壬申八月建立

鐘樓 桁行 六尺四寸五分 梁行 六尺四寸五分 宝曆十二年壬申八月建立

梵鐘 直径 一尺八寸五歩

宝物 一点 明應元年壬子に教念が直接に拝領す

當寺は往年に青苔寺と称する。古義眞言宗なりしに、明應元年壬子に住職教念が、本願寺第八世蓮如上人の教旨に皈依して、永正十年癸酉に断然眞宗に改め、天文七年戊戌に長覺寺てふ寺号公称を許可せられたり。夫より第二世西浄・第三世空賢・第四世教順・第五世教意・第六世教證に至りて、化道の傍ら医道を爲し、第七世教照・第八世教善・第九世大識・第十世立善・第十一世存教・第十二世教意を経て、第十三世現住職善立に至れり。明應元年壬子に改宗せしより、今大正四年乙卯を距ること四百二十四年なり。

一 行 寺

比井崎村大字比井三百九十一番地

京都 本派本願寺末

眞宗 謝法山 一行寺 檀家 十三戸

本堂 桁行 四間 梁行 五間半 享保六年辛卯四月再建

本尊	阿弥陀如来	木造立像	一躯	慶安四年辛卯本山より下付
宗祖大師	画像	一幅		元禄十一年戊寅十月本山より下付
蓮如上人	画像	一幅		明治三十一年乙丑七月本山より下付
七高祖	画像	一幅		貞享二年乙丑七月本山より下付
聖徳太子	画像	一幅		貞享二年乙丑七月本山より下付
鐘樓	桁行	六尺五寸		梁行 六尺五寸 慶応三年丁卯三月建立
宝物	二点			

當山の開基を繹めるに、了空てふ法師が篤く、本願寺第八世蓮如上人の教旨を信じ、永正八年辛未九月に、精舎を創建し、同十三年乙亥六月に一行寺てふ寺号公称を許可せられ、夫より第二世旦正・第三世旦月・第四世惠正・第五世浄円・第六世惠哲・第七世惠隆・第八世惠入・第九世智存を経て、第十世現住職孝順に至れり。永正八年辛未に寺院を創立せしより、今大正四年乙卯を距ること四百一年なり。

天 然 寺

比井崎村大字比井四百五番地	京都	智恩院末	浄土宗	東光山	天然寺	檀戸	三十八戸
本堂	桁行	五間	梁行	六間半	文化四年丁卯二月再建		
本尊	阿弥陀如来	木造立像	一躯				
両脇士	木造立像	二躯					
善導大師	木造坐像	一躯					
元祖大師	木造坐像	一躯					
觀音堂	桁行	二間	梁行	二間	大正三年甲寅六月再建		
波切觀音	當寺に所藏せる今大正四年乙卯を距ること、二百七年前なる宝永六年巳丑二月に、第十世智譽惠秋が認められたる波切觀音由来に曰く。						

夫大聖の垂跡衆生濟度の方便、彼に浴し此に現る。豈九智の側処ならん。哉柳々此本尊波切觀世音菩薩は聖德太子の御作也。往古近江国人常に信仰なし奉りける。或時家業の爲に上総の国に下り、岩船浦に住居ける。信心至誠の余り右の浦へ負ひ参らせ、不斷朝暮概（懈）怠なく念じ奉ける処に、隨願成就成りければ、諸人參詣皈敬して、佛日増輝ましましける。其後星霜年を得て、元禄十一年寅三月の頃かとよ、紀州日高郡比井浦の船人難風を凌つ、房州左古の浦へ船を乗り込み逗留しける折節、或夜船頭夢見るやうただならぬ。高僧枕上に立たせ給ひ、我其の昔近況（江）の国より結縁の爲に此の岩船浦に下り住立せり。其方我を迎へよや、宿因ある汝なれば大悲の徳を顯し、海上安穩ならしめ二世福業を得せしめんぞと、正靈夢を蒙りける。切々不思議（議）の思をなし夜明けぬれば、浦人に右の次第を逐一に尤も貴つて語りける。浦人は隨喜して実に岩船と申所、是より四・五里も候得は、御尋あれかしといと懇に教れば、直に其儘取敢へず御迎へにぞ参りける。彼浦に立寄りて委事を尋ぬれば、旧草庵ましまして、大慈大悲の尊像を安置し、沙門一人侍者として、尤も殊勝にぞ見え給うふ頓て、合掌參拜して右の次第を住僧に残らず語りゆべければ、住僧も手を打て切々不思議の御事哉、去夜某夢見るやう、上方よりの人参り我を迎へんとするぞ、必ずとゞめまじきよし、御示現也。兩方符節の御夢想なれば、御余波惜しき事ながら何と申さんやうもなし。迎へて登りたまへとぞ佛の勅に任せける。船頭は喜びて左古の浦へ迎へて飯り、順風に帆を掲げて、紀州日高比井浦まで程なく着岸しけるゆへ、先草庵を結構し道心老人附置て、飯敬渴仰弥増しける。朝暮勤（勤）行懈怠無く、信仰日日に新なれば、妙智不思議の薰刀にや家業・浦並豊饒して、信心至らぬ者もなし、諸願満足福壽海無量の徳を興へ給ふ。二世安樂の大悲尊是故應頂禮

時宝永六五年二月

天然寺

現住

智譽惠秋

堂守

西順

とあり。

種々重要

五逆消滅

自他平等

即身成佛

とあり。

三十三觀音

木造立坐像

三十三軀

鐘樓

桁行 六尺三寸

梁行 七尺

元治元年甲子四月再建

梵鐘

直径 一尺九寸

宝物

五點

三尊來迎の画像

一幅 長 四尺四寸

巾 二尺六寸

元祖大師一代画軸

四幅 長 四尺七寸

巾 二尺五寸

庫裡

桁行 六間

梁行 六間半

當山の創立年代と第一世の住職は誰なりしやは、記録の遺存無きを以て、精査し能はざれども、開基の當時は古義眞言宗にして、第二世住職たりし龍譽覺心は、正平年間の人なりとの相傳に依りて推考せば、第一世住職は今より五百七・八十年前なる、元弘乃至興国年代の人ならん。爾後三代乃至七代の二百四十有余年間は、寺史の残存無きが故に、住職名と年月と

は、精査し能はざるなり。第八世教譽円察は日高郡小松原村九品寺住職宝譽上人の、浄土宗教旨を信奉し、慶長九年甲辰に浄土宗に轉宗し、寺ヶ谷より當地に移轉して法燈を掲げ、夫より第九世行譽忠隨・第十世智譽惠秋・第十一世專譽龍覺・第十二世覺譽円茂・第十三世深譽円諦・第十四世高譽本哲・第十五世円譽満空・第十六世雕譽琢立・第十七世得譽喜證を経て第十八世現住職隨譽圓廣に至れり。慶長九年甲辰に改宗せしより、今大正四年乙卯を距ること三百十二年なり。

大恩寺

比井崎村大字小坂二百六十二番地

京都 本派本願寺末

眞宗 岩見山 大恩寺 壇戸 十五戸

本堂 桁行 四間 梁行 四間 寛文九年巳酉三月建立

本尊 阿弥陀如来 木造立像 一軀 寛文九年巳酉五月本山より下付

宗祖大師 画像 一幅 寛政四年壬子正月本山より下付

蓮如上人 画像 一幅 文化八年辛未三月本山より下付

七高祖 画像 一幅 安永六年丁酉三月本山より下付

聖徳太子 画像 一幅 安永六年丁酉三月本山より下付

庚申堂 桁行 三尺 梁行 三尺

青面金剛童子 石造立像 一軀

元當字鴻谷山林中に在りしを、明治十年丁丑八月に境内に移轉せられたり。

庫裡 桁行 三間半 梁行 三間

當山の設立の由緒と開基の年代は、記録の以て徴すべきもの無きを以て、詳悉すること不能なりと雖も、墓所に五輪石塔の許多なるを推考せば、相當古き由緒を有する古義眞言宗ならん。然るに漸次衰頹せしに際し、正俊てふ法師が篤く眞宗の教旨を信奉し、壇徒と共に寛文九年巳酉正月に眞宗に轉宗し、尋で享保六年辛丑十二月に「今度寺号大恩寺と願之通遂言上候処被成御免間難有可被存候如斯候也

享保六年辛丑十二月二十八日

横田内膳勝雄 花押

紀州日高郡西口庄 小坂村

と寺号の公称を許可せられ、夫より第二世佐[?]・第三世善應・第四世善了・第五世諦聴・第六世專順・第七世專了に至りし迄は、過去帳等を調査して知得したれども、爾来幾拾年間無住にして、更に記録の存せざれば、精査すること不可能なり。寛文九年巳酉に轉宗せしより、今大正四年乙卯を距てること二百四十七年なり。

大恩寺 正[?] 俊[?]

西教寺

比井崎村大字産湯

京都 本派本願寺末

眞宗 光揮山 西教寺 檀家

本堂 梁行 五間 桁行 六間

本尊 阿弥陀如来 木造立像 一躯

宗祖大師 画像 一幅

(此の後詳細の記載なし……清水)

光徳寺

比井崎村大字阿尾四百五十六番地

京都 本派本願寺末

眞宗 海光山 光徳寺 檀家

本堂 桁行 七間半 梁行 八間半

本尊 阿弥陀如来 木造立像 一躯

宗祖大師 画像 一躯

蓮如上人 画像 一躯

七高祖 画像 一幅

聖徳太子 画像 一幅

山門 桁行 間 梁行 間

鐘樓 桁行 間 梁行 間

宝物 間

……(以上数字記入ナシ 清水)

もと村の南に金藏寺(眞言宗)と云ふ一字ありしが、文明年間當住道明、本願寺第八世蓮如

の教化を被り、遂に改宗して浄土眞宗に皈し、現位置に移りて當寺を創む。時に文明十六年十月なり。乃ち道明を初代となす。第四世了春は石山本願寺の法難に參與すること七年、此の縁故を以て教如の南奔するや、和歌浦より當地に遁れ来り、潜匿すること十六日に及べり（名称旧跡の章参照）。寛永十七年はじ免て寺号光徳寺公称を許可さる。第八世俊了は篤孝高德、當時の中興となす。歴代住持は第一世道明・第二世了明・第三世了円・第四世了春・第五世了西（以上示寂年月日在職年数不明）・第六世了順（寛文五年正月六日寂）・第七世了円（享保七年十二月廿一日・在職五十一ヶ年）・第八世俊了（享保十年七月廿日寂・在職四ヶ年）・第九世了應（享保十九年正月十六日寂・在職九ヶ年）・第十世了識（天明六年十月十七日寂・在職五十二ヶ年）・第十一世了觀（文政九年四月八日寂・在職四十三ヶ年）・第十二世了義（万延元年四月十九日寂・在職三十三ヶ年）・第十三世了察（明治二年二月十日寂・在職十九ヶ年）・第十四世香全（明治四十五年五月九日寂・在職四十三ヶ年）・第十五世賢藏（當主）とす。

第十章 民俗

沿革

本郷土に於ける上古の民俗は、容易に調査し能はざれども、地勢は紀伊水道に臨めるを以て、各地方との往來を助け移住を奨め、海事思想を養成し、廻船業の名声を博し、下總国銚子に出漁して漁利を得し等、種の便を住民に供給せしは枚擧に遑あらず。地理は日高平野に接したれども、交際は多く坂神地方に結べるが故に、婦女子の結髪初め・衣服の縞柄等は、時様の流行を坂神地方を眞似びて、日高平野に卒先したり。斯く外部の時様は坂神地方を眞似びたれども、風俗は古来醇朴なる美風を継承して、坂神地方の如く経（輕）薄ならず。古来四季折々は古来最も丁寧に之を修し、先ず年立ちて若水を汲み、神佛を礼拝し三日は雑煮を祝ひ、七日には唐土の鶏と雛しつ、若菜粥を煮て祝ひ、十五日には七五三縄を下して小豆粥を祝ひ、三月は雛祭り、五月には武者人形祭り、又神社の祭典には老少袖を聯ねて参拝して敬意を表し、各宗祖大師の忌辰には誠心誠意もて奉仕せる等の、美風は殆ど個有の状態なりき。金銭貸借の如きは一片の證書を以てして、抵當を入れること稀なり。元禄年間に用ひたりし借用証書の如きは

右借可申候
申九月 喜八
源助様

とあり、今大正四年乙卯より四百余年前なる、永正五己辰年代の地所賣渡証書に曰く

永代賣渡申田地之事

在所はみやうしろ

合小者 二せまち

右かの下地はせんそよりさうてんのしたちたりとゆへとも、やうくあるに
よりに直米一石にうりわたし申処実証也年貢一斗八升三合反彥は十八文之此
外無公事也。たとひ天下一同御とくせい行候共、此下にをきて一言いらんさ
またけ申もの有間敷候。依て後日のせうもん如件

永正六年つちのへたつ五月二日 大浦

藤太夫

西 十良左衛門 殿

因みに云ふ、永正六年は己巳にして、永正五年はつちのへたつに本證書に永正六年つちのへたつとあるは、干支に於て相違せるも之を承諾して受領せしは、該年代に在つては年号よりも、干支を重ぜしを以てに因りしならん。又三百四十四年前なる元龜三年壬申の、地所賣渡証書に曰く

永代賣渡申下地之事

所はたからの内の田井さかい

とうより東二反めぐり

右御年貢仍未進現米三石三斗請取申事実也本役は年貢三斗六升并反錢五十文湯錢二升此外無公事万一天下下一同徳政行候共此下地にをいては違乱妨申者有間敷候爲後日證状如件

元龜三年壬申 十二月十二日

賣主 野尻

弥七郎

重左衛門

三郎兵衛

若兵衛

三郎右衛門

西平

五郎兵衛

まとは

小熊清

中栖 源兵衛 殿

とあり、斯くの如き不完全なる證書を用ひて、地所を賣買せしは、當時の人情を推測するに余りあり。今より百九十五年前なる享保六年辛丑の頃は、金錢を貸借するに抵当を要せしを以て、借主より質入れ證書を出し、貸主よりも預り書を出したり。其の預書に曰く

七十四

預り申し地之事

一、北砂田壹個所 高式升四合十八歩御帳の通

此取替金新金式歩ト新銀三匁六分[?]

右は子ノ年諸役銀に取かへ則右しち地慥に預り此方に支配致候。

然上は近々銀子才覚被致本銀返辨可被致候其節無相違預申しち地

其方へ相渡申可候。尤取替銀返辨段々延引に罷成候は、此方へ受

取申一札之通此のしち地賣払罷申候て銀子狩明け可申候爲其一札

如此に御座候 以上

享保六年

丑九月廿四日

付野浦 預り主 七右衛門
同受人 肝煎 作右衛門
同證人 庄屋 次郎左衛門

付野浦 次郎太夫殿

とあり往時に比すれば稍變遷したりと雖も、利息と期限とを明記せざるは、尚往時の風習を存
在せり。然して今より百三十九年前なる、安永六年丁丑の頃の年切證文に曰く

年切證文の事

私儀以勝手息久太郎酉正月ヨリ未^{ヒツジ}正月迄丸年十年切に奉公被仕せ

候年数之内御勝手に御遣い可被成候万一海陸等において相果候とも

少しも違乱申間敷候若し彼是難敷義出来候は、私罷出急度相済可申

候猶又衣類義は其一重物冬布子帶手拭廻し等は時々御見合に可被候

右手数相済候は、早速御暇可被遣候爲後一札如件

紀州津久浦

安永六歳

酉 七月

久 作
久 太郎
請 人 吉兵衛

阿波堂ノ浦

林 右衛門 殿

とあり今より二百年前は天下泰平打続き、人々稍奢侈に流れ、或は金錢を賭して輪亡[?]を争ひ、

怠惰俗を爲せしに依り、幕府當局茲に見る有り。百二十七年前なる、寛政元年己酉の二月に嚴に博奕を禁止し、天下一般人をして受書を出さしめしは、所謂政府武断の威力の巨大なりしと、一般人の如何に服従せしかを見るに足る。其の控に曰く

表 寛政元年 酉二月
此度博奕御制禁之儀に付御願申上候書付控并に小前
承知印形帳

浦 二月二十三日西川大庄屋役所にて組中連印いたし
相違候

奉 願 口 上

一此度被 仰出候在中儉約アリ方之儀委ク御通シ之上猶被爲入御念候被仰聞之趣一等難有承知仕候以後御定を奉守可成は小入用夫々半減に取計可申候得共無據筋之儀は入用之分ケを相糺シ書付を以奉窺可申候就夫博奕之儀は先規より嚴敷御制禁之儀能り乍存心得違候ものも粗有之右等取扱仕候上は免角色々之悪敷事を相工而其身くの業を忘れ百性稼も等閑に仕り天理を離れ作物の手入悪敷修理にて不熟仕並地に替り歳々凶作に逢候に付而は諸上納の節々 上之御苦勞に奉成其上親類又は村方へ難儀を掛け候族有之候然に不埒者又其不埒を見及外へも移り候儀數多有之趣に付博奕制道之儀一等申合以來万一取扱候者於有之者右博奕仕候者之家内其村方之人数を省キ帳面を切申候様取計右之段大庄屋衆胡乱者改方役人衆へ御断申達候迄にて御聞濟被爲成下候へば供吟味に仕往々は

上之御苦勞も薄ク相成候様仕度猶右之通無造作に取扱方御免被爲成下候へば自然と能り治り候道理にも相當候歟と乍恐存奉候に付私共一等存寄之趣奉申上候事に御座候可成儀に御座候は、御許客被爲被下候様仕度奉願上候 以上

酉 正月

何組 庄屋 兩人

右御願書之通承知仕候然上は村中互に氣を附万一心得違博奕仕候者御座候は、弥村方人数を省キ帳面を切り申答仍之爲後日村中承知印形仕候 以上

寛政元年酉二月

次郎左衛門

(外 三十五名)

とあり斯く压制の年代に在つて、斯く連印せしめしはこれ自治体の卵子ならんか。然れども動もすれば奢侈遊惰に流るゝを以て、今より百二十五年前なる寛政三年辛亥に発せられし達しに曰く

一、此度儉約之儀被仰出諸士麤服を着候に付途中杯にて百性共慮外仕不様弥繁々可相通旨御取寄衆御申被成候
一、百性共背候衣類着 を儉約改役人見付候節近在は其百性之家迄改方役人付参り候て住所見届候筈に候へ共遠在之物之在所得は附不申會所にて下役人召連人足支配得相渡候筈候間其節右百性居所等吟味御申付可有事

右書付兩通丑極月十八日御用役中被相渡候に付 六郡奉行中並人足支配申渡有候

一、此度諸士儉約之儀被仰出候条在中へも右を受万端費ケ間敷品會て無之様に可仕候尤男女衣類帶襟等に至迄綿地布之外一切仕間敷候

一、年頭歳暮五節句等今迄は地頭得祝儀物致候得共自今は右祝義物相止メ申可事

一、地士并大庄屋且又妻子共衣類細もめん地布八講之外堅無用帶襟等迄絹不苦候但妻娘等覆面絹不苦候

一、惣て百姓並に妻子共先達而申聞之通万もめんの外不成候

一、地士並に大庄屋之妻子に至迄敷龜甲之指・櫛・かうがひ・蒔絵之櫛・竿一切不罷成候且又衣類等惣て紅紫に梁め申間敷事

右御目附中より申来候旨紀州役人へ追極り

一、勢州三領大庄屋他領得罷越又他領之物共等出合今迄之通

一、在々女帯八尺寄不罷成候尤紋ちらし付候儀不罷成候

一、在々醫師致候物衣類俗躰にて俗名を名乗醫者致候もの其身妻子とも衣服百姓同断

一、坊主並に惣髪にて医者名を附家業に療治仕候物其身衣類は今迄之通妻娘は羽二重さらし迄不苦候但医者娘にても嫁之節も夫々格を用申筈

一、神社祭礼之節祝式仕来候儀は勿論祭礼相勤候役人衣服等今迄之通其他新規之儀曾て不仕候筈祭礼役人之外は衣類今迄之通

一、御定を背く衣類にて無之ても二人三人同ちらしを付候衣類着し目立候仕方不仕筈

一、此節諸子儉約之被仰出候に付在中之儀も諸事費がましき儀無之様御申聞候様にとの御事に候夫に付年頭之祝儀に父母へ軽きものは不苦候右の外五節句にも祝義物とり替堅無用可仕候地頭歳暮五節句等之祝義物並に焼米持参不仕筈勿論外之音物は一切仕間敷候且又正月の祝義表父入等之出入随分軽ク費がましき儀曾て無之様相心得可申候親子寄合物結候節は兄弟祖父母孫之外出入相止可申候惣て無據用にて奇合候共大勢奇合申間敷候尤一切酒を不可用猶委細之品々追い段々可申達候心得候様に在中へ可申聞候前々より相通候品を猶以此節無油断相心得候様に御申聞可有之候但医師藥札師匠付之儀は格別之事

二月

右勢州紀州役人得通覺

一、在々百姓之暮し米猥りに費不申專雜穀を用衣類は布毛綿を着シ妻子共晝夜稼を精出し渡世一通を心掛身躰持立御年貢御定之時節皆濟仕義肝要に候処近比はいつとなく風俗悪敷成奢費有之弱百姓も出来之様に相聞候自今村中申合急度相改古来の風俗に立飯候様に相慎可申事

一、家作之儀前々御定之通弥次軽ク可仕候身上宜敷千百姓座敷構之家取建候共床巻つ之外榮がましき普請曾て仕間敷候襖塗ぶち唐紙張躰之儀相止め漆紙などにて麁相に可仕候總躰は右之格に準じ分限不相應之儀堅仕間敷事但往来筋旅人之宿等仕候物は格別ノ事

一、地士大庄屋村庄屋并に右妻子共衣類之品且又祝儀之出合音物等之儀前々申渡候弥堅相守可申候尤婚礼之節娘衣類寢道具等に至迄御定之通相心得可申候若背物有之候へば役人見付次第品々取上にて急度可申付事

一、婚礼之節遺候道具之儀地士大庄屋並に庄屋頭百姓共前々仰出候通儉約を專に相守随分軽ク可仕候尤小百姓共八古(右)を更に以て軽ク可仕候惣て油断(單)堅爲無用之事

一、智取嫁取ノ義万事輕ク仕結納遣し候物大庄屋は鳥目三百文庄屋以下百姓は貳百文不可過智引出物可爲右同

前猶又小百姓は弥輕ク可仕候右鳥目之外少し之物にて互に取替可爲無用事
右之節地主大庄屋は木地長持棹葛籠一つ遺す分は勝手次第に仕随分減少に可仕候尤小百姓は右を更猶以
輕ク可仕事

一、婚禮之節仲人は勿論親類從弟迄之内勝手次第出合可申候給物随分輕ク仕酒三献ノ外可爲無用事

一、神事佛事弥輕ク可仕候親類奇合候共從弟迄之外一切出合申間敷候尤所有合之ぞうじ(雜事)にて一汁一菜
之外給物無用に可仕候且又祭(葬)禮之節張輿無用寺に有合候駕又は桶にて可遣候女祭礼送之場得出候
儀堅無用に致忤之外親類は素羈着し申間敷事

一、端午之織(幟)男子何人有之候共家一軒に志本甲志少鎧長刀之内志本右より多立間敷事但し幟は紙にて毛綿にても小ふりに可仕候尤八歳以上は無用に可仕事

一、離之儀 紙雜を可用雜道具少にて漆塗箔置堅無用に仕可事

一、往來筋旅人之宿休所并に茶屋等之外耕作志通之村々にては小間物餅酒肴其外百姓に不相應之物賣買之商人
有之所々は相止メ可申候尤先年より酒造り來り候物は今迄通に相心得可申候

一、小盜仕者博奕候者は自今役人内廻り見付次第召捕申筈に候間弥村々にて念入可申付候

一、辻打并に見物等在々へ参り候共一切留置間敷候且又箱木偶等の儀立願にも立申間敷候事

一、小入用村割組共兼て御定之通不用之入用無之様に可仕候是又所々にて役人に帳面改めさせ可申候費之儀
有之候は、急度可申付事

一、役人在賄之儀御定之通料理がましき儀仕間敷候尤役人に対し不礼不仕間敷事
右は前々より御定之趣を以此度相究候條急度相守可申し候若し相背儀有之候は、庄屋肝煎五人組迄可爲越度
候間小百姓共迄能々申間相守可申者也

享保八年卯二月

一、此帳面は毎々相通有之候去ル享保八年卯二月被仰出候御儉約之御書付に候右は在中一統能存居候事に候得
候共中には咄しに承り候迄にて得と御書付をも不存趣意不辨者も有之候哉心得違御法度之衣類并銀きせる
銀籠多葉粉入にも銀鉄物等相用候者も有之哉之趣相聞右等はは以之外成にて百姓相統之基を取失候にも相成
候間若干者共で能々別紙御通ヲ見せ猶又庄屋肝煎五人 等へも毎々相通候得共右躰心得違候者も候哉之趣
粗相聞て候に付山廻胡乱者改爲打廻り御定之外衣類は勿論右に申銀細工等相用候者有之候は、男女に不限
爲改御書付之通取計候間其通相心得猶別紙御通シヲ庄屋元にて寫取作間ヲ見合毎月一兩度寄合小前末々迄
不滅讀聞かせ尚熟讀爲致夫々家内を相示し弥々心得違可申付事但山廻胡乱者改來ル七月朔日より爲打廻候
筈

右此度在々村役人共へ相觸候條急度相心得可申候

亥ノ五月

近年在方因窮に付儉役之儀毎々被仰出候事に付一統能行届相心得可儀候処中には心得違ひ物も有之哉之趣相聞
候に付尚又此度儉敷可申付旨御出候に付去ル享保年中被仰出候御書附別帳寫し一冊并別紙書付共差シ越候間愈
々儉敷御通シを相守心得違無之様別紙之趣村々役人共へ入念被申付若し受用不致相背候者も有之候は、吟味之
上被相達候依之申越候 以上

五月二十三日

村田 九郎右衛門

七組 大庄屋 アテ

尚々別帳寫し并別紙申通候品共村役人共へ被申渡候上夫々承知連印之書付取可被相違候 以上
右之通被仰渡候二付別帳御書付之寫一冊并御添簡一通とも指越候間村々にて別帳御書付寫取置御文言之御趣能
々被相心得未々迄行届候様御取計可有候猶右之儀二付相通し候儀も有之候得共別帳早々村々にて寫候様致度指
越候間早々寫取相通し可被申候仍之申越候 以上

五月 晦日

村々 庄屋中

右之御書付之趣委細被仰聞一々承知仕候此上随分申合互に儉約を專にし衣類勿論諸事奢費有之品等無御座候様
諸稼精出可申候且又博奕之儀急度相慎可申候依之村中連印仕候 以上

とあり該儉約書の如きは文章不明瞭にして通讀するも脈絡貫通せざれども、要点は人民の階級
に重きを置きしと、百姓をして雜穀を食せしめて、上納を完了せしむるの方便なりしと、當時
の人民が如何に盲從せしかを察するに余りあり。尋で今より百十九年前なる、寛政九年丁巳八
月に縊死せし者ありければ、庄屋より具申せし状況を書記して、當時の風俗を知るの一材料と
せん。其の控書に曰く。

御尋に付口上

唐子浦水主宿六左衛門所に罷在候水主徳次郎儀當日三日晝飯後より翌四日晝飯後迄私方に罷在夫より右六左衛
門方へ賑り候迪 私方を出立候処永井根と申所にて首つり相果候儀如何様の儀にて件の品及び候哉且何の所縁
にて私方へ罷越一宿致候儀に候哉口論等にて無之哉右之始未有体に可申上旨承知仕候右首つり
相果候儀は何故之儀にて候哉一切様子不相分申候尤私方へ參候儀は當浦重三郎と申者に式・參年も水主仲間
に至極入魂の由にて上下毎に遊びに罷越候節折には私方へも立寄咄仕候内彼是晩景に相成候に付一宿致させ吳
候此度も右重三郎方へ遊に罷越候とて當月三日晝飯後私方に立寄咄仕候内彼是晩景に相成候に付一宿致させ吳
候様申に付一宿致させ候処翌四日晝飯後唐子浦宿へ賑り候とて私家を罷出候然処同日七ツ時より出候徳三郎自
木に首つり候躰之もの相見候段村之者ども追々申出候に付早速右場所へ罷越見候処先刻私家より出候徳三郎自
分之帯にて首つり罷在候に付驚早速件之趣唐子浦庄屋方へ申遣候処同人并宿六左衛門罷越候唐子浦庄屋と申
合色々介抱仕見候得共最早時刻過愼身色変り冷渡候に付致方も無之折柄雨頻に降出候に付右死骸暮方宿六左衛
門方へ引取らせ御断申上候儀に存候夫に付唐子浦にての様子是不奉存候得共私方并村内之ものと何等少し
口論も仕候儀は無御座候勿論外に何等不審成儀も相見え不申候得共上症にて次第に耳遠く相成候由地声之咄は
一向得聞入不申自分之事而已に不都合成咄等何とやら常躰に相見不申候に付其方儀此節遊廻候ては上病に不
可有之候間宿元へ賑り得と養生致候様申聞候義に存候右之外に何等自滅可仕躰之義は相見不申候得共永々相
煩候義薬代も多入り国元へ可販路用も無御座候折柄上症に罷存候に付風取諾自滅仕候義にて可有御座哉と奉
存候右之外承候儀は勿論心得候品は御座候 以上

カウ

孫太夫

湯川 喜三兵衛

巳 八月六日
其表書きに曰く

寛政九巳八月六日認め出す

肥後国嶋原大浜浦富津村徳二郎と申もの當巳八月四日當浦長井根山林に生立有之桜木にて首つり候節御断書并御尋に付口上書共ひかへ

とあり、該年代の風俗を推知するに足れり。其寛政乃至文化の頃は村役人は非常なる權利をなして、現今の所謂民事訴訟事件は村役人にて仲裁し、平和に畝せしめしは左の一例を見て推測し得べし。今より百五十年前なる文化七年庚午の濟口に曰く

濟一礼之事

一、其元親常七儀去ル二十四年巳前申年上納筋調儀出来兼難儀被致候由にて我等より銀子五拾目取替有之候に付此節元利共作略相片付候様申入処自分借用筋にては無之勿論我等姉其元継母およつ遺言には右借用は有之候へとも我等流浪之内恣ケ年程も養育致シ有之候得は右銀子返済致候にはおよび不申との事に付元利共得払不申趣被申候得共右は急度受入も相立有之尤我等世話に相成候儀も有之候へ共夫丈の儀は外に少々銀子取かへ候筋有之候に付是非元利共受取申度段申彼是相起候に付村役人衆初技突衆より御糺之上雙方共申出候趣尤にも相聞へ候とも何等尔と證據立候儀も無之銀子借用致候儀は相違無之趣に相聞候へ共是以指定り候手形證文も無之尚又貸方よりは迄一度催促も不致不行届成儀は不及申親類内之儀は何れ及難澁に候節は相互に救合も致可申筈勿論之義に候へば了簡致候様色々御利害申聞元銀濟之御挨拶被下候に付雙方納得之上此度元銀五拾目被相渡受取相濟申候然上は此儀に付己後何等申分毛頭無之候爲後日濟一札如件
文化八年未七月八日

庄 兵衛 殿

右之通相違無之候 以上

庄屋 万次

とあり、此年代に遊蕩に耽りて、親兄弟の訓誨を聞入れざる者ある時は、離籍するの風習あり。之を勘當或は義絶といふ。今より百三年前なる文化十年癸酉に義絶せし者の一例を擧ぐれば

御断り申上候 事

一、私弟次郎兵衛と申者身持悪敷ク御座候に付一類共段々異見仕候得共受用仕不近頃は稼方も不仕罷在候処先月廿三日家出仕行衛相知不申候に付何方にていか躰之儀仕出候義も難計奉存候に付一類共相談仕候上右次郎兵衛義此度義絶仕候尤同人義切支丹類族にて無御座宗旨は代々浄土真宗にて御座候右依之御断奉申上候 以上

西 四月十七日

津久野浦

次郎兵衛

姉 ゆり

同人親類惣代同所
同所五人組

七次郎
甚左衛門

とあり、此年代には人民より官廳に出ずを渾て御断りと云ひたり。今より八十九年前なる文政十年丁亥頃に地所を賣買するに、永代に賣渡を爲さずして本銀還しと爲せり。其の一例に曰く。

本銀返証文之事

一、串畑地ヶ所 境

東唐子領峯限 西後磯かきり

南同浦尾根限 北岡の畑かきり

後磯山峯通

畑 二十一歩 高 一升四合 唐子 平兵衛

右銀

右は無據依入用我等所持の畑地ヶ所其方相渡右代銀受取當亥ノ十二月ヨリ来る子ノ十二月迄壹ヶ年之間本銀返に相定候処実正也然上は御年貢諸役共其方可爲支配候年賦之内本銀相濟候は、無相違御返シ可給候年賦過は、此證文を以弥其方支配可被致候其以後一言之申分有之間敷候尤右畑地に付何方よりも構妨無之候若障儀出来候は、批判形人罷出急度狩明可申爲後日依て證文如件

文政十年亥十二月

一、右之通相改相違無之段御代官衆へ申達候 以上

唐子浦 新右衛門殿

唐子浦 賣主 平兵衛
同浦 五人組 源兵衛
津久野浦 證人 安五郎
同浦 肝煎 太郎太夫
同浦 庄屋 覺之右衛門

田端 喜三兵衛

とあり、斯く賣主は勿論五人組と肝煎と庄屋との六個の実印を捺しあれども、代價の額を記入せざるは、大いに失躰に似たれども、當時の風俗を偲べば依然醇朴の慣例を存せり。然るに天保年代に至りての賣買は、文言は同文なれども必ず價格乃ち貸渡高を記入せり。今より六十八年前なる嘉永元年戊申の頃の借用證書に曰く

借用申銀子之件

一、銀 三拾目也

此質物に畑地ヶ所

一、上畑 九歩 高 四升三合五勺 菊千代

右は此度無據依入用我等所持之畑地質物に指入銀子に請取申候処実正也然ル上は来ル酉霜月迄に元利共急度無相違返辨可仕候万一不狩仕候は、右質物に差入候畑地御渡し可候其時一言之申分無御座候尤右質物之儀に付何方よりも構妨無之候爲後日依て證文如件

嘉永元年申十二月

覺之右衛門 殿

借主 佐兵衛
證人 安五郎

とあり、これ漸時に精細に推移せし徴證なり。前述の如く天下の泰平は永續せしに依り、一般の人民は奢移に耽りて、元祿年間に一層の甚しかりければ、享保年間に嚴重なる威圧を以て、儉約の制を定められしより、民心は消極に化し文化乃至嘉永年代に在つては、在方の家屋は概ね草葺にして瓦葺は十分の一に過ぎず、男子外に出づるに手拭もて頬冠りを爲し、女子の中等以上は粗應なる日傘を用みしが、安政の年代より両天傘てふ油引の傘を、男女共に用ゆるに至れり。然れども中等以上の男女なりき。履物は男女共常に藁草履を履きし、雨日には下駄を履きて、表付下駄の如きは上流の男女が履きしのみにして、中流の男女も稀には式日に履けり。而して置は上流社會か或は医師等にして、他に在つては式日の外常に用ひず。斯く消極的時世にしあれば寸豪も嘘栄心を起さず、随つて人智缺^{カラス}拜^{カラス}し怪談を恐れ忘言を信じ、迷信の甚しき事を擧ぐれば、蛇が木に上ると雨が降る。雨の日鶯が啼くと洪水になる。鳥が悲しさうに啼くと人が死ぬ。蛩が家の中に飛込むと雨が降る。川の堤防にある蜂の巣が高い年に洪水がある。蟻が轉宿すると雨が降る。地震が揺つて雉が鳴けばあとゆりがする。蜂の巣が低い年は大風が吹く。鼠の多い家は繁昌する。鷹の夢を見ると古(吉)事がある。ワイく狐が啼くと大漁事が多い。コンコン狐が啼くと不漁である。磯釣に行く途中で狐に逢つたら漁がある、他の獸に逢つたら漁がない。白蟻の出る日は吉日である。朝の下り蜘蛛は吉事の前兆で、夕の下り蜘蛛は凶事の前兆である。優曇華の花咲けばよければ非常によく、悪しければ非常に悪い前兆である。牛の夢を見れば風邪を引く。牛が表から裏へ或は裏から表へぬけると人が死ぬ。燕の巢をかけぬ家には其年必凶事がある。蚯蚓に小便しかけると陰茎がはれる。朝雉が啼けば雨が降る。夕に啼けば日和になる。馬の夢をみて観音様へ参らぬと祟りがある。鳥が水を浴びると雨が降る。午前中に鳥の影が障子にうつつたら雨が降る。鶏が夜遅くアダ餌をあさると翌日は雨がふる。鶏の宵啼すると不吉な事が出来る。梟^{フクロウ}が人を呼ぶ様に啼くと人が死ぬ。犬が長鳴きすると不思議がある。鳶が午前中に啼けば日和じゃ。午後には啼けば雨じゃ。蛙は家が繁昌せぬと宿を換へる。赤蟹が座敷に上つて来ると雨が降る。普請中に守宮^{ヤモリ}知らずして壁に塗り込んだり、押潰したりすると其家に病人が絶江ぬ。朝の出掛けに鼬が道を横ぎると不吉な事が起る。

鼻フクロウがコイくと啼いて犬吼へたら人が死ぬ。尺取虫に頭から足まで量られたら其の人が死ぬ。蜂の巣が低いと風雨が来る。獺が里へ出て桃等を食ふ年は奥山に雪つもる。蜂の巣の少い年に大風が多い。年の初に鶯の鳴声を左耳で聞いたら吉兆である。上齒の抜ける夢を見たら目上の人が死ぬし、下齒の抜ける夢を見たら目上の人が死ぬ。蕉飯を喰へば聾入りの道で狗に吼へられる。彼岸の中日の入日を拝めば仕合せが好い。等の迷を深く信ぜられたり。これは人智の未だ開發せざりし、年代の傳説なりしに、近年に至りて教育の進歩と共に、斯る愚説を信ずるもの、減少しつ、あるは歎欣すべきなれども、男女とも嘔栄心が増長して、衣食並びに贅澤を盡し競ひて華美に流れつ、あるを以て、地方の當路者及び教育家等熱誠を瀉ぎて、質素の訓誨を施ホドコしつ、あれども、大厦の頽るに當つて一本の支ふる能はざるに同じければ、一利一害は古來数を免れざる所なり。

總説

本郷土は日高郡の西端に位して、日高平野に接近したれども紀伊水道に臨みて、舟楫の便あると帆船の風浪を避難して、他府縣人の屢々來往せると・他地方の漁民が來漁すると・漁族を阪神地方に送りて取引する等の事情に因りて、日高平野よりも坂神地方の風俗に近しと雖も、各大字に依りて稍異にせるを以て今左に畧擧せん。

氣質

大 字 氣 質

所謂漁民式なるを以て朴直なり

農民式あり・漁民式あり・町民式ありて一定せざれども、熟れも古來の風習を現存して、敬神的思想に富めるは實に賞すべき慣俗なり。

當大字の戸数は僅少なるを以て、著敷風習・氣質の論ずべきものなれども、漁・農の兩式を具備して宗教を重んじ業務勩勵の傾向あり。

漁民式あり・農民式あり・町民式あり各種混合地なり。坂神地方との往復頻繁なるを以て、自然に坂神地方化しつ、あり。女子は三弦と生花等を学び、男子は勇壯なる角力に熱中せるなり。閑雅なる舞踊に逸強せるあり。氣質は何れも温和にして、稍華美を好める意志あり。

純呼たる農民式にして、古來大字の戸数に著しき増減あらず。各自に耕作に熱誠を竭しづく、敢て投機的事業を顧視せず。随つて失敗をも招かず、保守主義を採りつ、あり。

農民式と漁民式との折衷なり。當大字は敬神と宗教とに篤きは、本郷土中にありて卓絶せり。今其證を擧ぐれば、僅少なる氏子にして壯麗なる産湯神社を新築し、或は耳を宗教に傾けるもの多くして温

(濫)りに來れる説教師を招きて聴聞せざる。これ篤信者の微効なり。

大 字 氣 質
方 杭
小 浦
津 久 野
比 井
小 坂
産 湯

阿尾

漁民式なれども坂神地方の風習混ぜり、本郷土中にて一致協同心に富めるは、本大字の右に出ずる無し。本大字中にて人死すれば喪家の貧富貴賤を論ぜず、二合米と称して白米二合宛を、各戸より喪家に贈呈して弔意を表するの風習は、古来不変に実行しつゝあり。これ本大字の誇りとする所なり。然りして小孝兒童が氏神に参拝すると、寺院に説教を開庭する毎に、老少群参して傾聴する如きは、本郷土に在つて稀に見る所なり。

概括すれば太古の醇朴なる氣風に、都會的風習を加味せし本郷土にしあれど、幸いに浮薄なる坂神地方の氣質に全然感觸せざるは、これ祖先傳來の意志を継承せる、最も慕す可き至なり。然りと雖も衣食住とも、日に月に華美に傾向しつゝ、あれば、教育家と宗教家の宜しく努力を要せざる可からざる所なり。

犯罪

罪を犯し法網に罹れるものを調査するに、貧屢（**糞**）にして窃盜罪を犯せし者と、往時より他国人の移住して賭博を爲せしに依り、賭博罪に罹りしもの、少からざりしに、五・六年以前より絶滅せしは、これ大政下の普きの効果なりき。

言語

各大字毎に稍異なる点の無きにしも非れども、概して輕易なれば所謂漁民式の真相にして、虚飾なし。品格上より論評を下げば中流以下の修辭なり。

長所と短所

漁民と農民との多き郷土にしあれば、概ね朴直にして他人を害するの風俗の絶無なるは、これ本郷土の長所にして、随つて進取の氣象に乏しきを以て、日進月歩の開明に駸々呼たらざるはこれ本郷土の短所なり。

第十一章 衛生

沿革

衛生の事情たるや自然と人爲との兩方面より、其必要に當つて生ずるものたるは論を竣たざる所なり。特に地形風土に関するの多大なるは、痴漢も識知する所たり。疾病の源は土地の高卑・地質・水質・大氣の乾濕・寒暖等より発するもの多し。彼風土病又は地方病と稱する疾病は、主として如上の地方的地理的原因に依るものなり。動物に志て呱呱の初声を発するや、疾病の

随伴せるを以て、療養の術無かる可からざるは、恰も形あらば影の之に伴ふが如し。故に我が帝国に於ては、医術衛生の発達は既に神代に在りて、其緒を見しは歴史に昭々宇たり。本郷土に於ける古代衛生の行はれたるは、今にして詳細に調査すること能はざれども、古書を案ずるに、今より千二百十余年前なる、人皇第四十二代文武天皇の二年戊戌四月に、近江・紀伊二国大疫とありしを推考せば、此年代より豫防或は消毒の行はれしならんこと必せり。然るに官民擧つて悪疫を目して神祇の奮怒なりとし、或は疫神を祭りて大祓を爲し、或道地餐の祭礼を爲して、疫氣を去らんとせり。後四十余年を経て、人皇第四十五代聖武天皇の天平七年乙亥乃至同九年丁酉に亘りて、九州地方に痘瘡の流行しけるに方つて、典藥寮に命じて其治方を勘考せしめ、之を官符と爲して諸国に下さしめたけれども、猶且つ疫神の憤怒を慰藉せしに過ぎざりき。後十余年を経て人皇第四十九代光仁天皇の、宝龜二年辛亥三月に天下に令して、諸国に疫神を祭らしめ、同五年甲寅二月天下諸国に經を讀みて、疫氣を禳はしめし等の類は、年々絶江ざりき。平安の朝以後に至りては、支那との交通頻繁なる結果、医術・医薬等の法盛に輸入し、従つて医道の進歩は前代に比して著しかりけり。然れども當時は佛教盛なる時代にしあれば、仏陀の力を信ずること甚だしく、上は皇室より下は庶民に至るまで、疾病を療するに讀經祈祷を主とせしことは、史乘照々乎たり。今より八百八十六年前なる、人皇第六十八代一條天皇の長元三年庚午五月二十三日に、発せられたる太政官符に曰く

五畿内七道諸国、應圖寫供養文六觀世音菩薩像一体、諸觀世音經百卷事、右去春以来疾病滋蔓、病死儒多、
仮寄託内外、雖致祈祷、空經旬月末期休除、夫觀世音菩薩者、衆生依怙、能施無畏、患病厄者、必拔苦源、
遭急難者、乍得解脱、就中十一面觀音、有頂上佛面、除疫病之願、諸觀世音經、有比舍離国救苦厄之教、
仰弘誓豈無冥感乎、云々 則十七間轉讀件經云々、轉讀之間殊致、潔齋、断絶葷腥禁止屠割云々

とこれ以て當時の衛生は、天下擧つて神佛に祈りしを知るに足る。夫より人智漸次に開發し、鎌倉時代に宗の医方を模倣し、尚我邦の經驗を加味し、解剖・生理・病理等に至るまで面目一新せしが、足利氏の末年支那との交渉少なくなりて、支那の医方を研究するもの減じたるより、本邦の醫師は只管に、意を實際の方向に傾瀉したれども、讀經祈祷を以て唯一の治療及豫防の主眼と爲せしこと、前代に異ならず。徳川の時代に至りて、大に医術の進歩を現じたれども、未だ加持祈祷の風習を弾脱せざりしが、明治維新の際より人智進歩し、衛生の重んず可きを頌知し、大正の今日に及んで一大進歩を爲しつゝあり。これ我が邦の衛生に於ける沿革の一

班なり。
総説

本郷土に於ては、往時に如何なる悪疫が流行せしやは、記録の以て徴證するものなければ、承知すること能はざれども、今より七十四年前なる文政五年壬午に虎列刺病が進入して、朝に三人を殺し、夕に五人を斃死したるより人心は戦々兢兢々として、神明佛陀の冥護を祈りて免れんことをのみ祈祷せられたり。該病は當時に三日ころりと称し、手足冷却し大腹痛・大吐瀉を起し、二時或は半日間にして死亡せるを以て、業務に従事するもの絶無なりき。此の病は文政三年庚辰に始めて瓜哇バメビアアに発し、翌年殊に甚しく同年五月に九州に入り、山陰・山陽の二道に流行し、畿内に入り大阪に進みて猩獺を極め、出嶋より本郷土に傳播せり。當時は病理学は未開にして、衛生思想の幼稚なりしが故に、更に隔離消毒に意を注がざりける結果なり。藩政府より當時発布せられたる觸書に曰く

此節流行之暴瀉病は其療治方種々ある趣に候共其中素人心得べき法を示す。豫め是を防ぐには都て身を冷やす事なく腹には木綿を巻き、大酒大食を慎み其外こなれ難き食物を一切給申間敷候。若し此の症催し候は、早々寢床に入りて飲食を慎み惣身を温め、左に記す芳香散といふ薬を用ゆべし。是のみにして治するもの少なからず。且又吐瀉甚しく惣身冷る程に至りしものは、焼酒一・二合の中に龍腦又は樟腦一・二匁入れあためて木綿切にひたし、腹竝に手足へ靜にすりこみ、芥子泥を心下腹竝手足へ小半時位づつ度々張るべし。

芳香散（桂枝細末・智細末・乾姜細末の三等分）

右調合致し一・二匁づ、時々用ゆべし
芥子泥（からし粉・餛飩粉等分）

右あつき酢にて堅くねり木綿切のはし張候事。但間に合はざる時は、あつき湯にて芥子粉ばかりねり候てもよろし。

又法

あつき茶に其三分一焼酒を和し、砂糖を少し加へ用ゆべし。但座室を閉布木綿等に焼酒をつけ、頻りに惣身をこするへし。但手足の先竝腹冷る所を温鉄又は温石を布につ、みて湯を使ひたる如き心持になる裡こする又よし。

右は此節流行病甚しく諸人難儀致候につき、其病に抱らす早速用ひ申す可候右薬方諸人爲心得無急度相達候事。

安政五年午八月

と藩政の豫防は藥法的豫防と、神佛に冥助を祈らしめて外なかりけり。今より五十余年前なる、文久二年壬戌六月に麻疹大流行にて、死者も又少からず。然れども医術未だ進歩せず、衛生の方法も又明かならず。黴菌の何物たるを了知せず、随つて病死者に接近して寸毫も恐れず。故

に傳染の發展激甚を極めしも、敢て研究せざりしは、実に概歎すべきことにぞある。今や人智開發し医孝進歩して、官民共に衛生に注意し傳染病をして、往時の如く蔓延せしめざるに至りしは、これ教育普及の効果に非ずして何ぞや。

体格

本郷土は海浜に臨めるを以て平常潮風を呼吸し、且つ魚肉を食事すること郡内中に最もたり。故に身体は何れも健全なりしは、毎歲施行しつゝ、ある徴兵検査に於て、甲種合格の多きも郡内に在つて上位を占め居るは事實也。

傳染病

明治十五年九月二日阿尾裏のコレラ稍滋蔓の形勢あり。乃ち郡書記・郡医・雇医を急派し、専ら防疫に従事せしむと雖も、病勢猖獗にして忽ち三十余名の患者を出し、数日ならずして五十名に至る。蓋し曾て該病に罹りたる同浦土佐源吉なるもの、排泄物を溝渠に放棄せること傳播の因を爲せるなり。斯くして病毒も撲滅の事、容易に期すべからざるを以て、檢疫委員の設置方を縣に開進せしも、事遂に行はれず。此の間該浦百五十の人家七・八分は業を抛ち屋余を棄て、背後の山腹に病焰を避け、或は避れて他村に之くも却つて嫌疑せられ、他村と交通を絶塞するに至る爲に、米・塩・薪・水の缺亡を來し浦民の狼狽云ふべからず。蓋し該浦は概ね漁者にして、農を努むる者僅少。耕地又狭小にして、因より所産の米穀を以て、一村を糊するに足らず。常に之を他村に仰ぐ故に、前に罹疫の危険を免るゝも、後に飢餓の困苦を見る。其の慘状実に筆舌に絶す。爰を以て郡衛有志者より米若干を出し、且救荒規則に基き一時錢湯の徒五十余人を救済し、又有志中川伊右衛門主唱のもとに金・穀を募集し、以て焦眉の急を救へり。幸に発病後二週日にして嘔に病勢挫衰し、三週日にして撲滅の効を奏せしは、必死防疫の結果に外ならず。本郡沿海此の災に遭ふも、未だ斯の如く甚しきはあらず。右患者の内赤貧にして、藥價・火葬等の諸費を自辨し能はざるもの、十余名救済を出願す。其金額七拾七圓六拾五錢也。因に此の年は日高郡内に於けるコレラ患者總數八拾名也。

醫師

本郷土に於て往時は医師ありしや、或は何人が医師たりしやは、確知すること能はざれども、近古に至りて、此処彼処に医道を爲せし者散在せられたり。今大字に別ちて略述せん。

方杭は今を距る八・九拾年前に、莊嚴寺住職智得師が、寺務の傍ら医道を兼ねしは、今

猶同寺に藥箆笥の現存せしを以て證するに足れり。

小 浦

は今を距る七・八拾年前に、日下三村てう醫師が當大字円行寺に於て医業を開きて、一般の診療に應じりしは、今猶同寺に藥箆笥等の残留せるを以て徵證するを得。

津久野

は今を距る百七十三年前なる、寛保二年癸亥の秋より翌寛保四年甲子（此の年二月二十一日に延享と改元せられたり）三月まで、一峯てう醫師の居られしは

一 札之事

一、私儀御當所にて療治仕度御願申上候処御聞濟被下去秋より借宅仕居申候得共療も志かく無之候故他所へ立去り申候外に何の構も無之候尤御當所御役人村御衆中へも少も申分無御座候爲後日一札如件。

寛政四年子三月

勢州安濃津

一 峯 花押

紀州 津久野浦庄屋

吉五郎 殿

太兵衛 殿

村御衆 中

と有りしを徵すれば、當時當大字は戸数四十余戸にして、他国の帆船も出入し随つて、医師の必要なるを認めて、一峯てう醫師が来住せられしならん。

比 井

は今より二百十六年前なる元禄十三年庚辰に、長覺寺第六世住職教正師が医道を兼務せられしは

口 書

一、奥熊野高芝浦船頭伊左衛門、船九端帆船船頭水主共五人乗、荷物は切木積大坂へ参申迎、十二月五日小浦湊へ入船仕候。然処水主之内宇兵衛と申者年式拾一、同六日より煩出し申候処々痲瘡出申候。気色勝不申候二付、医者比井浦長覺寺殿を頼療治仕候得共能無御座。同廿三日午ノ刻に相果申候。右死骸當浦にて取置き、申度奉存候間御改御取置せ被成下候様に奉願候

一、右宇兵衛義高芝浦之者、宗旨は代々禪宗にて御座候。私共ためには從弟にて御座候に付御浦手形申請ル二不及申候 以上

元禄十三年

辰ノ十二月廿三日

高芝浦

船頭

伊左衛門

水主

左平太

同

彦太夫

かしき

六

口 書

一、奥熊野高芝浦船頭伊左衛門水主宇兵衛と申す者痲瘡相煩申出拙僧に薬くれ申様にと頼申に付罷越申候処々痲瘡出申気色も勝れ不申候拙僧薬あたへ申段相違無御座候 以上

元禄拾三年辰ノ十二月廿三日

比井浦 長覺寺

小坂

産湯

阿尾

とあるはこれ當時長覺寺住職が医術を開業せられたる証據なり。其年代に中栖源兵衛の祖先なる、源兵衛が隠居して瑞珀と改称し、元禄及宝永の年間に医業を営みしは家記に明なり。『日高鑑』にも「唐子浦源十郎これは親より医者仕来候。」とあり。夫より数年を経て享保之初年に、湯川玄碩の十三代の祖先なる澤右衛門てう医師が、本郡嶋村より移轉し来りて医術を開業し、見澤・見安等子々孫々医術の蘊奥を窮めしより本郷土及び附近、即ち日高郡西口の各地の患者を診療しつゝあり、加ふるに今より七十余年前なる天保年代に、王子神社神職平井鈴成が特得医術を以て、社務の余暇に診療に従事せられたりしは、古老の口碑と平井家の記録とに照々乎たり。故に上世はいざ知らず二百余年前以還は、當大字に在りては医師の断絶なかりけり。は古来戸数に著しき増減なき純農村にあれば、随つて他郷土人の出入も亦頻繁ならず。故に傳染病及び他の疾病も僅少なりければ、敢て医師の必要を感じざるを以て、古来開業医師は絶無にして、若し治療を乞ふことあらば、比井及び其他の医師に診療を仰げり。然れども風邪及び頭痛及び腰痛等に罹りし際は、大恩寺の住職は書物に照して、調合・投剤して足れりとせり。

は古来医師の開業ありしや否やは、今にして調査し能はざれども、近古は各寺院住職が、書物に據りて調合せし風習にしあれば、西教寺に投薬を託して服用せしこと、古老の口碑に存せり。

は本郷土中にて戸数の多きと、他郷人の来往頻繁なるとに因りて、醫師の必要を感じけれども、二百戸内外の漁村に在つて、医術專業者が生計を営むことを得ざれば、假例開業するも永久に持續することを得ざれば、三・五年乃至八・九年にして退去するを常とし、子々孫々繼承すること絶無なりけり。溯つて数十年間の既往を調査するに、西村宗雲・勝田賢徳・山羽宗元・原明俊・生谷昌平・広田處藏・若江倫吾等の諸医師が開業したれども、或は退去して大字中に不便を感じしに、今より六年前なる明治四十三年甲戌より、熊倉保太郎が来りて開業し一般の診療に従事しつゝあり。

徳川氏の時代に至りて従来群雄割據して、交通を阻礙せし弊風を打破し、社会の秩序漸く定まり、四方の往来々頻繁を加ふるに至つて、本郷土の如きは海運業を發達し、今より二百八十年前なる寛永十三年丙子に鎖国令を敷きて、五百石以上の大船・三櫓の兵船を造るを禁ぜしより、本郷土の海運業も一頓挫を來し。随つて海事思想の發達を杜絶するに垂んたり。然れども地勢上の海国たるべき運命は依然として保有し、當時帝国の中心たる大坂と江戸の繁華も、本郷土の海運に據らざるなし。今より二百四十五年前なる寛文十一年辛亥に、河村瑞軒が奥羽の官米を江戸に直輸送するの、航路を開きし時に雇入れたる水主は、伊勢・尾張及び本郷土に求め、一時に大坂及江戸の廻船に覇權を掌握し、海運業の経験深くして、船舶及び熟練なる水主に富みしは他の海国に冠絶せり。藩政時代に於ける本郷土、海運業の盛大なりしこと既述の如し。當時紀伊国に廻船仲間を組織して、江戸往海船に従事せし処多し。其等仲間の所在地は盡く明瞭ならざれども、本郡にては塩屋及び印南と牟婁郡の田辺及び富田と共に、本郷土は盛名を博取したり。続風土記に此の浦に富豪ありて、千石以上の廻船二十三艘許ありと記述し、今より八十九年前なる文政十年丁亥正月の、比井廻船仲間條目に署名せる十六人余りの千石積、十七人余りの千二・三百石積の三十余艘に及べるを以て、其隆盛の状を察するに余あり。現に王子神社に當時廻船業者の奉納せし、華表石燈・額面等の現存せると、円行寺に廻船業者及び銚子港出稼人より、今より百九十九年前なる享保二年丁酉に奉納せし、宗祖一代の画軸四幅の現存せるを瞥視すれば、當時の殷富なりしを偲ぶに余あり。然して現存せる古文章に、今より二百四十年前なる正徳二年壬辰に

此度從 御公儀様被爲 仰付候御條目之趣一々御讀聞ケ被通承知仕候弥以自今堅相守り可申候

一、破損船並荷打船出来有之節は、何方にても見付次第御役人中へ早速相断指圖を請。其場合へ可申何無指圖先達て罷出申間鋪候。尤御城米船は不及申諸廻船共若冲相にて、難風に相有の候処へ參合候節は、助ケ參早速御断可申候。左様之節無断一人も陸へ上申間鋪候。助船御改を請し陸へ上る可申候。

一、被損荷打船より船頭・水主内證にて、不依何隠シ買申度と申すもの有之候とも堅買申間敷候。

一、無別条も諸廻船荷物之内證にて隠シ賣買、たとへ船頭・水主方より申候共承引仕間敷候。且又ぬき酒之儀は猶以堅買申間中間鋪候。

右段々之趣監相守申可候。若言人にても於違背任は、佛神之可蒙御罰爲銘々血判依て件如。

正徳二年辰ノ十二月

茂平

甚兵衛母

長三郎女房

其表書に

此度仰爲 仰付候諸廻船破船御條目に付村中銘々承知血判帳

外 甚左衛門女房
五十名 血判

辰之極月

津久野浦

また同年同月

今度公儀より被仰出候浦々廻船添御高札案文并横田備中守殿・大久保大隅守殿浦觸之書付、役人相添近日浦々相廻、庄屋・肝煎共に一札爲致筈に候。右之節御高札寫浦觸書付共浦々に寫留候筈に候。左候へば手間取申積に付手廻に會所にて寫させ候。間出来次第御請取浦々江御渡、右役人廻候節文字かな等迄違無之様に念入本紙と讀合所持可仕旨御申付可被成候。

十一月廿五日

寒川 弥五太夫

頃日申達候此度從 公儀被 仰出候廻船御高札御案文并横田備中守殿・大久保大隅守殿浦觸之御書付御歩行目付兩人相添浦々御廻被仰付候。趣可相守旨帳面へ庄屋・肝煎共へ印形取候筈にて、明廿九日大小浦より段々奥熊野迄、浦々廻申筈に候。尤海辺少々にて毛掛候。浦村共に庄屋・肝煎へ印形取申筈に候。間組々大庄屋罷出浦々付廻候様に御申付可被成候。

浦廻御歩行目付

世古 兵太夫
宮井 五郎左衛門

一、御歩行目付泊所宿等手支申不様には是又御申付被成候 以上

十一月廿八日

此度被 仰出候御高札之儀に付別紙之通廻文来候。故に寫シ差越申候。間御歩行目付廻候節宿等手支無之様に可被申付候。廻文之通相心得浦々庄屋共へ念入可被申付候。御高札御案文は浦々に寫所持仕筈に候。会所より請取次第遣し可申候 以上

十一月廿九日

大屋 弥一右衛門
田口 伊太夫

塩崎 五郎左衛門殿
川瀬 又藏殿
弓倉 理太夫殿
中村 善左衛門殿

今度添御高札并浦觸御書付之趣に付浦々相心得可申御書付今日於会所に奉行衆御渡し候に付右御書付別紙書通差越申候間浦庄屋・肝煎共は不及申末々迄能心得罷有候様に念入り可被申渡候 以上

十一月廿九日

大屋 弥一右衛門
田口 伊太夫

塩崎 五郎左衛門殿

川瀬 又藏殿

弓倉 利太夫殿

中村 善左衛門殿

此度被仰出候添御高札并浦觸御書付之趣に付浦々可相心得覺

一、御城米船足極印船頭水主人數其外送状引合相違之儀有之候は、其船留置早速郡奉行以注進いたし指圖を請可申候

一、別條無之候共入津之御城米船は船足極印船頭水主人數相改念入帳面記上乘船頭に印形取置右帳面毎年正月より六月晦日迄之分七月初に可指出七月より霜月晦日迄之分極月初に可差出極月分は翌年正月初めに可指出候

但上乘船頭印形帳厚キ紙之定帳に可致候
下に付紙 此印形帳 公儀へ御出被逝候間箱に成共入置損じ不申様に致置可指出候

一、前々御高札に有之通諸廻船沖にて勿荷致又は破舟有之節は急度逐吟味浦手形念入可申候船頭に少も不実之仕形有之候は、其所に留置荷主方へ申通筈に候間其様子早速可相達候
十一月

表紙に

今度御建被 遊候浦方御高札御添御高札に付被仰渡御書付并御状寫

辰 十二月三日 渡ス

西口 八ヶ浦

と政府が海運業を保護せられしの如何に深厚なりしかを偲ぶのみならず、浦々に於ても相互に趣旨を遵奉し

一 札之事

一、今度御公儀様より被爲 御出候浦方御添御高札御案文并に横田備中守様・大久保大隅守様御浦觸之御書付庄屋・肝煎方へ御寫し被下候通一々承知仕堅相守可申候

一、破船舟之節庄屋・肝煎方より呼出シ不申もの男女子供に至迄言人も其場へ罷出申間鋪候若世悴共にても指圖無之もの罷出候は、其五人組迄いか様之曲事にも可被仰付候

一、遭難風候船有之を見付候は、其段は庄屋・肝煎へ可申參候

一、破損舟之節往還旅人は各別之儀他村之もの若其村へ入込暫罷有候は早速庄屋・肝煎へ相断可申候わけ立つ不申者少之内にも置候は、其家主は不及申五人組迄いか様之越度にも可被仰付候

一、廻船に乗候もの又は漁稼に參候もの於他国猥成儀仕間敷候御添御高札并御浦觸之通弥堅可奉守候
右之通堅相守可申段判形如件
正徳二年 辰ノ霜月

付野浦 五人組頭

津久野庄屋

次郎左衛門 殿
七右衛門 殿

市左衛門
長作
太治兵衛
作兵衛
外四十五人 連印

五十戸主の連印あり、中に円照寺も連印せられたり。今より二百十三年前なる元禄十六年癸未に、沖合にて船舶衝突し一方に損害を被りたりし際に、損害賠償して事件落着せし古文章に曰く

浦手形之事

一、大阪乗名屋沖船頭万右衛門舟十八端帆船船頭水主共十五人乗江戸へ罷下り申述九月四日之夜紀州宮崎沖にて同国日高郡名屋浦權三郎舟と走違ひ當り合權三郎舟水舟に罷成候に付同五日之朝當湊へ權三郎舟に水主尤水舟共に万右衛門舟漕入船仕候尤候て權三郎船荷物之内だて杯多ク濡シ大分損銀參由其上舟損し申に付小浦・付之浦・唐子浦・比井浦庄屋中其他日高廻船持申出合權三郎舟は大分の損銀有之候間爲合カ銀子拾枚万右衛門方より權三郎方へ遣し候様にと談相方得心之上相濟候則双方之濟一札寫シ此浦手形之奥に繰延遣し申候右之儀に付當浦に逗留仕候段浦手形万右衛門望被申候右之段相違無之に付裏手形依て如件

元禄十六年末ノ九月十六日

大阪乗名屋

輿兵衛 殿

小浦庄屋 市太夫
同所肝煎 佐五右衛門
付野浦庄屋 岡野右衛門
同所肝煎 七左衛門

とあり同年沖合にて鯨を拾ひければ奉行が之を処分せられたり。其の文章に曰く

覺

一、阿尾浦拾ひ鯨岸和田之者吾人阿尾浦之者二人にて拾来候由右分之一之儀鯨代銀ヲ三ツに割り壹ツ分岸和田之者に遣し此内にて一分口取立残ツ分の内半分は取揚此の内にて壹分口取立させ可被申候自今も御領分の者拾ひ来り候はゞ半分拾ひ主に被下半分は取揚に致し此内にて一分口取立候尤拾主に被下候分には口銀出不申筈且又他領之者拾ひ来候は前々之通壹分口取立残所は拾ひ主に被下候筈

一、寄鯨之儀前々之通不残取揚申筈但其浦之者出合右くし引揚骨折候はゞ其品に依り大分一遣し可被申候尤取揚二成候内にて壹分口取立申筈

一、田辺下新宮下へ拾来候くしら并寄鯨ともに前々より右所共役人作畧にて此方には構ひ不申候自分も前

々之通に御心得可有之候 以上

辰三月九日

長坂 儀兵衛 印

飯田 甚助 殿

山田 佐次郎 殿

如此御證文出候二付浦々口前所に心得させ候ため寫し出し候間右紙面之通相心得候様に可被申候尤何れの浦にても拾ひ鯨寄りくしら有之候は、此方へ申越候様に可被申渡候 以上

辰ノ三月九日

山田 佐次郎 印
飯田 甚介 印

本ノ衆中

右御紙面之通に御心得尤所々に寫取證文部屋へ張附置候様に可被成候且又出番所預り口相勤候方へも心得させ置候様に可被成候 以上

本ノ御前 傳六

辰 三月十日
衣奈浦より富田浦迄

とあり、今より百二十五年前なる寛政三年辛亥の頃、除々に外国船が来りし故に、藩政廳より
通達せられたる古文章に

表紙に

寛政三年亥十月

庄屋 許 扣

公儀被仰出御書付三通御意書言通都合四通並御用役衆奉行衆御通シ郡奉行衆御添簡とも
と記し、中に

此度被 仰出候に付別紙御書付寫シ吉冊差越候間急々廻達可被致候右之趣夫々寫シ取置村役人共并未々迄も
不洩様得と可申聞候依之申越候 以上
十月十一日

岡 孫太夫
村田 九郎左衛門

七組大庄屋 久保田 井村々地主宛

一、昨日御用役中被申通候 公儀被 仰出御書付三通御意書一通都合四通寫シ并同役中被申渡候書付寫共指
越候間何レにも寫取置早々順達可被致候 以上
十月五日

丹羽 傳四郎

兩熊野 宛
口六郡

先達熊野浦漂流候由異国船之儀此方より參候ものへ手向等致候趣にも不相見殊に船数も無少候へは右等は成

たけ以計策引留メ差押可被伺筋にて有之候別紙の趣此度被仰出候間以来右之趣に無油断御申付被成候様
以上

九月

御意被遊候は此度御書付之趣は相守可申儀に候得共兼而浦御定有之儀に付此上御備等相増に先は不及儀に思
乍然共非常之備は堅致置可申事に付以来大筒は致用意置キ可然候新宮・田辺之儀は對馬之守帶刀領地之儀故
早速手當も相整候得共熊野之儀は御城下程遠之場所に付事に臨相廻候ては不手行に可有之候間兼而相廻置漂
流之節は右大筒相心得候もの少々遣シ此度御書付之趣は豫而御定に付キ罷出候ものへ能ク心得させ置可申候
夫に付計策を以引留メ船具等取上候に付而は計策の致方悪敷候へば却而拒キ可申哉も難計々節血氣にはやり
早速兵器を用候而は甚如何之事に付たとひ計策を用不申候とも得と及筆談成たけ仁愛を以だましすかし其上
にも強て拒候はゞ其時は不得已御觸之趣を以船をも人をも打碎可申事に候右之趣漂流之節仰出 之もの共能
々相心得させ候様との御事

右は兵器を用候期を外れ候ては恥辱に相成候事に付可申事に至つては不得己可申事に候とも先は御仁徳を
以取計勇にはやり事を早速に不破方との思召に候段江戸表より申參候事
一、航路通行之儀に付被 仰出も有之候間致此方御船之段々及破損候節も多き事故右等御修覆も無等閑取計
候様是又江戸表より来 来候事

下ヶ紙

以後漂流之節計策を以引とめ船具等取上ヶ取扱など地土にて難行届キ可有之候間件之趣熊野御目附郡奉
行へ能々御心得させ候様御年寄衆御申聞ヶ候事

先頃筑前・長門・石見之沖に異国船一艘漂流の様子にて程遠く乗離レ候儀も有之又地先近く寄来候儀も候て
彼是日数八日程之内右之趣候処當時は帆影も不相見趣に候。惣て異国船漂着候はゞ何れにも手當致し先船具
取上ヶ置長崎表へ送遣シ候儀夫々可被相伺事に候以来異国船見掛候はゞ早々手當人数等差配先見へかゝり事
かましく無之様に致筆談役或は見分之もの等出し様子相試可申候若拒候趣に候はゞ船をも人をも打碎無頓着
筋間彼船へ乗船迅速に相働切捨等にも致候はゞ召捕儀も尤相成候勿論大筒石火矢など用ひ候も勝手次第之事
に候筆談等も相調へ又は見分等を不拒趣に候はゞ成丈穩に取計右船をば計策を以成とも敏糸置船具等をも取
上げ置人をば上陸致させ番人付置立販り不申様いたし早々可相同若及異儀候はゞ捕置可被申候異国之者は宗
門之処も不相分儀に付番人の外見物等をも最初より厳重にも不及取計し難成様子に候はゞ前文之通可被相心得候若
し数艘にもおよび候 又数少ク候とも最初より厳重にも不及取計し難成様子に候はゞ前文之通可被相心得候若
へき事に候尤も右躰之節は都て向寄領分へ早々申通シ人数船等も取揃可被差出候
但出張之陣屋又は少領等にて其場に大筒之類有合不申は最寄之内所持之場所より申談次第早々指越取計
候様可被心得

前々海路乗船之面々も近来多陸路通行有之趣に候尤船手等之義も無油断筋にて有之候得共參勤御暇之節々乗
船被致候も畢竟船路之様子熟練致し且は其用意おのづから不閑爲にも候間右等之義も心得可被有之事に候
右之趣可被相心得候尤も其時宣により御取計一条いたしかたき事に候得共事に臨伺を経候ては圖を失ひ可申
義に付先大概心得之趣相違候條其余之作書は時宣により可被取計事候兼て議定いたし置可然節は可被相伺置
候取計行届之義に至り候はゞ御沙汰の程も可有之事に候間成丈可被心配尤家来共格別出精之ものは名前等を
も可被書出事

右之通相違無御座候間私共可印仕差上申候 以上

北泊り漁師仕入方
宿 津久野浦

金 作 摺印
七右衛門 摺印
清右衛門 摺印
若吉 印

とあり當時外国船の出入毎に、官民の注意一方ならざりしを目撃するが如し。然して廻船業の
状況は、左の古文章にて明かなり。

表紙に

寛政三亥十二月二十六日申刻に廻ル

御廻米之儀に付御觸書御本紙之寫扣

武州葛飾郡西葛領

深川本村名主 忠右衛門之添書

と記し中に

追つて此觸書早々相廻シ觸留より最寄御代官私領之領主

地頭江相達御勘定所へ可相返候也
攝津・河内・和泉・播磨・備前・石見・美作・丹後・筑前・越前・越後・陸奥・出羽・能登・佐渡・国村
々御廻米之儀船中におひて風雨波還り等にて御米濡沢手出来之節其最寄浦役人有之候場所江乗付見分改を請濡
諸証文取之候筈に候得共格別里數隔り候場所にては其時化之様子難分事に付以來は浦役人無之場所にても直に
其最寄之地方江風順次第乗付船頭上乘之ものより申通船中濡沢手見分改を請候筈に候間船頭郡中上乘之もの
断次第其場所之村役人早速罷出船頭上乘之ものより申通船中濡沢手見分改を請候筈に候間船頭郡中上乘之もの
不拘船中御米濡沢手之次第皆濡小沢手依相改夫々依印致し見届右船頭上乘差出候書付証文繼添船頭上乘に可相
渡候然共風順を以乘廻候廻船事に候上は柳以差滞無之様相心得早速相改證文差出尤浦役人儀は猶更其旨嚴重に
相守仕来而已に不拘取締第一に心得候様可致候万一右見分改方之次第不正之筋相聞候におみては可爲由事
候也。

亥十月十八日

内 繕 印
左 太 印
佐 渡 印
主 伊右十ヶ国浦附
武蔵・模相・伊豆・駿河・遠江・三河・尾張・伊勢・志摩・紀伊
御料 私領村々 寺社領 名主 組頭
主 佐 左 内
繕 渡 太 繕
印 印 印
備 與 御用に付無印形 甚 八
前 兵 印 印 忌 甲
後 丹 後 斐
印 印

一、御勘定奉行様 御連名浦御觸 吉通

右者今夜伊奈右近將監様御役所より御渡被成候間則本紙は封じ別紙寫添順達致候間御觸之趣慥に御承知之

上村役人衆中御請印被成夜中少しも無滞刻付を以御順達可被成候尤御本紙拜見被成度御村方は御開封之上其段御断書被成御順達勿論墨付手摺よこれ等無之様大切に御取扱可被成候御觸留り御料・私領・寺社領共面々江御届之上直に御勘定所江御返納可被成候以上

寛政三年

亥十月十九日夜九ツ半時

武州葛飾郡葛西領深川本村

名主 忠右衛門

武蔵国より紀伊国迄村々名主組頭衆中

とありて回米取締を嚴重にせられたり。其他廻船に関する書類は数多にして枚擧に違あらず。今より百四十四年前なる安永三年甲午に被船せし一件書類寫し左の如し

安永三年午六月廿三日大風波に付見て崎にて阿州堂野山屋清太兵衛舟破船に付船頭水主口書ひかへ

御取扱被成候

小浦にて熊野船小松原舟貳艘比井浦にて小船六・七艘も有之候土用に入候てより段々雨風強く吹廿二日より吹廿三日午刻頃より頻に風破強ク不休大時化當浦に堂浦庄五郎船参り午前舟二十三艘掛居候庄五郎船破戸崎へ度々打寄候内右破戸の内へ浪にて引込無難にて助ル山屋船は緒綱切れ申に付破船致候前段未聞之大風所々大傷有之由

漁舟は朝之内に舟引置申二付数艘共無別条無之候

口書

水主 船頭

一、阿州板野郡堂ノ浦船頭清兵衛生魚生ケ船六反帆水主共四人乘當四月より下ケ釣仕入漁舟拾四艘引御當浦へ罷下り漁稼仕罷居候に付右生ケ舟御當浦へ掛り居候処昨二十三日南風強ク波高ク相成候に付段々碇指入掛ケ溜申候共未刻頃より頓に風波強ク相成船中兎や角相働候得共次第に波高ク五頭差入候四頭迄網切レ御當浦系ん崎と申荒磯近ク流參磯際にて船打返シ私共命危ク溺候内御村庄屋肝煎衆大勢之人足御通出又村方に止宿仕居候私共仕入漁舟乗組之者共不殘罷出助ケ給彼是御介抱被下候に付命助り上り候内船は系ん崎と申荒磯へ打上ゲくだに相成申候其内村役人衆より御支配之御役所江御駐進申上候由にて木下十内殿并に杖突衆早速御来被下破船之次第御尋被成候上万端御念入被仰付被下段々御介抱被成下少も不自由成儀無御座奉存候

一、私共儀親代々より御當浦へ最早八・九年も漁稼に毎週春爲罷越居申候儀に御座候猶又私仕入之船御當浦に数多罷在候処来ル七月差入此には例年之通不殘国元へ罷販申儀に付私共其節迄逗留仕相稼申度奉存候

一、直船頭之儀に御座候へば此度之次第御浦状は不奉願候

右之通少も相違不申上候 以上

阿州板野郡堂ノ浦 船頭 清太兵衛
同 水主 惣七
同 所 佐左衛門

右私共相結右船頭水主申口承知仕候 以上

同 十兵衛

右之通吟味仕候口書取指上申候 以上

津久野浦 庄屋 吉五郎
同 浦 肝煎 七郎右衛門

日高郡南谷組大庄屋 木下十内

片山 吉郎兵衛 様
水嶋 惣右衛門 様

とありコノ所へ縣誌ノ比井唐子庄屋ノ文七伴船頭ノ文ト入レル、これ交通誌の大略なり。

総説

前項の如くなりしに、汽船の発達に伴ひて一時は衰頹其極に達して、船業者は墳墓の地を去りて、他郷土に入り職業を求むるの己む無きに至りしが、外国に移住して送金し妻子をして安穩生活せしむるに至りしと、定期寄港の汽船の往復頻繁にして附近の乗客昇降すると、魚類を上方地方に輸送するの利便とに依りて、漸時に繁盛に向ひつゝ、あるは、これ本郷土天與の幸福なりと云ふべし。

道路

本郷土中にて大字比井の海岸は、人力車・荷車の通行を得れども、他大字に至つては道路狹くして車輪通じ難し。

車輪

人力車 四 大荷車 一 小荷車 一二

船舶

.....

航路

大阪商船会社の汽船一日に数回寄港せるを以て、他郷土に往復する者の利便なると、物産の輸出入に好都合なるは、他郷土の羨む処となれり。未だ標識の設なけれども大字比井の港口に連夜点燈して、出入の船舶に浅深と方向を示しつゝあり。因に大字小浦に於て、昔日より港口に点燈せしに、明治維新の際に廃せられたり。蓋し該点は官費なりし。水難救済所の設備は無しと雖も、遭難ある毎に比井崎村長が浦役人の事務を掌管しつゝあり。

郵便局

古来の通信機関は飛脚と便船のみなりければ、天候に依りて通信を辨ずるに数日を要せしが、明治十三年庚辰五月十六日に、比井郵便局を設置せられしより、迅速且つ安全に全国通信の便を得たれば、随つて飛脚は漸時減少の状態を示せり。尋で同十八年乙酉十月一日に貯金事務を開始し、同二十六年癸巳四月十六日に爲替事務を開始し、同二十八年乙未一月一日に外国爲替事務を開始し、同三十二年己亥四月一日に電報爲替事務を開始し、同三十三年庚子二月一日に小包郵便を開始し、同三十四年辛丑二月一日に電信事務を開始し、同三十六年一月一日に外国小包郵便を開始し、三十九年三月一日に振替貯金事務を開始し、大正三年甲寅二月六日に電話を開始せられたり。斯く郵便事務は日を追ふて進捗しければ、目下函場を十一ヶ所に設置し、局区内なる三尾村に明治四十四年七月十日より、無集配三等郵便局を設置するに至れり。今比井郵便局に於ける既往十ヶ年間の引受及び配達せし件を聞くに

年次	引受件数	配達数
明治三十八年	七三五二四	一一二〇一六
"三十九年	七〇三二七	一〇九五八七
"四十年	七五四五〇	一三六〇五六
"四十一年	七五三四七	一三九九八三
"四十二年	八〇八六〇	一三一〇一〇五
"四十三年	八八四七三	一四五四〇〇二
"四十四年	九七〇〇九	一五七四八八
大正元年	九二六六七	一六五一〇八
"二年	一〇〇九九二	一八三八八四
"三年	一〇九六三〇	一八四三八〇

因に比井郵便局開始以来の局長は

氏名	就職年月	退職年月	通計年月
上西 邦助	明治十三年 四月	明治三十六年 五月	十二年 二月
前田 秀	明治二十六年 五月	明治二十八年十二月	二年 八月
外川 敬一	明治二十八年十二月		

汽船取扱店

汽船の航海開始以来、神田組或は熱田共立會社の汽船が、臨時に寄港せしことありしも、熟れも永續せざりしが、今を距ること十七年前なる明治三十二年己亥五月に、始めて大阪商船株式

會社の扱店を開始せられたり。當時は一日に乗降客の平均三・四名にして偶然六・七名も同時に降乗せば珍しいと爲せしに、日に月に隆盛に趣向し、随つて荷物の出入も漸次に増加したり。故に明治四十四年辛亥に、紀伊汽船組或は共同汽船組の来りて、競争を試みしも悉く失敗に版して閉鎖せられたり。加ふるに大正三年甲寅八月十日より、勝浦線の下り急行船が毎日午後九時四十分に寄港せられし以来、降客は非常に増加せり。今既往十個年間の乗降客数を左に掲げん

年次	乗客数	降客数
明治三十八年	四一八一人	四二一九人
"三十九年	四二一八人	四三六一人
"四十年	四三〇一人	四三二二人
"四十一年	四二七〇人	四二九八人
"四十二年	四五〇七人	四六八七人
"四十三年	四八〇五人	四九六三人
"四十四年	四二八一人	四二八八人
大正元年	四九〇三人	四九八六人
"二年	五〇三〇人	五〇九二人
"三年	六二一九人	七一一九人

因に急行船の降客は、日に月に多きを加ふる以て、本年度より降客の多きこと、更に多かるは自然の理なり。

宿屋

本郷土は他郷土より、漁業に来れる者の宿泊所、及び帆船の水夫が風浪を避難して、浦泊りする所謂漁民宿、或は船宿等数多あれども、公然鑑札を有して旅客・或は行商人・或は巡回官吏・或は汽船の乗降客を止宿せしなむ旅館は大字比井の三戸のみなり。

大字	名称	字	番地	氏名
比井	錦山	北出	六五〇番地	糸谷シツ
比井	松の屋	北出	六七四番地	上西邦助
比井	勝浦屋	波戸ノ内	四五〇番地	勝浦六松

第十三章 各種団体

別項諸表の如く、各大字毎に職業の異なるに依りて、団体の組織は未だ完全ならざれども、先進

者の指導に依り、漸次に発展しつつあり。

赤十字社 八十三人にして、内特別社員一名あり。

婦人会 二十九名、これは大字小浦に在り。各大字の各寺に佛教婦人会を組織志あれども、

未だ員数等を詳記すること能はず。

同窓會 比井尋常高等小孝校に百二十人。阿尾尋常小孝校に七十人あり。

農會 四百八十五人

在郷軍人会 百五十九人

青年會 七個あり。今之を左表に掲げん。

地名	會名	會長	會員
方杭	方杭青年會	井上邦助	會員
地名	會名	會長	會員
小浦	小浦立志會	外川寅市	會員
比井	比井同志青年會	西下正作	會員
小坂	小坂青年會	武内庸太郎	會員
産湯	産湯光輝會	玉置秀次郎	會員
阿尾	阿尾青年會	津村孫三郎	會員
方杭	方杭青年會		會員

第十四章 名所旧蹟

當郷は日高の古村として、元より名所旧蹟に富む。其の主なるもの左の如し。

(イ) 御茶立石

大字阿尾の田杭より日御崎に至る路傍にあり。近年岩を壊ちて聊か其の形容を損ぜり。『名所圖會』に云ふ、「田杭より日御崎に至磯山、巨巖落落としたる中に、四方壁立し、嚴上平かにして数十人を座すべし」と。俗に南龍公の御茶立石と呼び、また千畳敷ともいへり。

(ロ) 中出磯

比井湾口にあり(自然誌参照)。俚謡子歌ふて曰く

比井へ這入るか小浦へ寄るか

思案半ばの中出磯

(ハ) 鉾突ノ鼻

阿尾の西に突出せるところ(自然誌参照)をいふ。里傳に神功皇后御上陸の時、御鉾を杖突かせ給ひしより鉾突

の名は起れりと。按ずるに、『日本書紀』に、皇后新羅より凱旋の時のことを記して、「命ニ武内宿禰ニ横出ニ南海ニ泊ニ千紀伊水門ニ中略 皇后南詣ニ紀伊国ニ會ニ太子於日高一」とある。日高は即ち當郷にして 此事今や孝界の定説たり 則鉾突の辺に上陸し給ひしなるべし。

(二) 産湯の井

俗に産湯の七つ井と傳ふれど、今存せるは、井纒に一のみ。大字産湯、産湯川の左岸大榕樹の根許にあるの則ち是なり。傳へて武内大臣譽田別皇子を奉じて到り、御産湯をまゐらせしところとなす。『讀風土記』産湯浦の條に云ふ、「村中古より今に至るまで、難産の憂なしといふ。又皇子に産湯を奉りしより其火を傳へて、今に絶えず。故に村中火を打つこと絶へてなし。もしたまゝ火の消えし家は、隣家に傳へしをとりて用ふ。只田畑に出づるもの、煙草など吸ふには火を打つことありといふ。又火を祭るに湯立をなすこと當村になし。これ皆古の故事といふ。千五・六百年を経て火を傳ふること、珍しき風俗といふべし 云々」此の風滅びて既に久しく今多くは考ふべからず。

(ホ) 軍の浦

比井浦の異名なりといふ。神功皇后此所より御船出ありしにより此の名起ると。其の名義怪むに堪へたれど、大体上神后が此の辺より、御出帆ありしと考ふること強ち不當にあらず。

(ハ) 逗留穴

阿尾大字尾崎五四〇番地海岸にあり、一名教如洞とい、容積六坪ばかりあり。天正年間織田氏本願寺と事を構へし時、顯如上人の息教如南奔して、當地に來り光徳寺に據る。門徒輩時運の教如に非なるを憂へ、彼を奉じて此の空に匿し、心を盡して護衛す。逗留旬余龜山城主湯川氏來襲するに及び、遂に支ふる能はず。門徒相謀りて鈴木瀟海岸より突出でたる大岩礁のところより、教如を舟に乘せて和歌浦に送る。『光徳寺記』によるに、其の時の舟人田郎兵衛・丁良太夫、尚住了春、都合四人とあり。

(ト) 五つ石

小坂の中部比井街道に沿ふて巨石五個相並べるあり。里俗五つ石といひ、觸るれば必ず祟ありとて、路路改修に際しても、敢て之を動かさんとする者なし。傳へて云ふ、花山院法皇熊野に詣で給ふとて、津久野浦に御上陸あり、比井を経て小坂に至らせ給ひ。畏くも路傍に御坐ありて、御昼餐を召させ給ふ。土人恐懼惜かず急ぎ最寄にありし、清淨なる石を運び並べまゐらせしもの、即ち今に遺れるなりと。此の時またを折らせ給ひしところを、箸折といひ地名に遺れり。

(チ) 兜崎

津久野浦の西に突出せるところをいふ。其の尖端を兜山といふ。名勝圖會「甲山に作る。其の形の似たるを以て呼ぶ也。『風土記』に云ふ「甲山村の出崎にして島の形をなせり。辨財天社あり。」里の俗謡に云ふ、

松になりたやかぶとの松に

上り船をば見てくらす

(リ) 女房浦

小浦の北方海浜をいふ。神社誌に詳なり。

(X) 常燈台址

『名所圖會』に云ふ、「同村（小浦）の西端山上に燈明台を建て、毎夜燈を点じ往来の船の便とす。」

第十五章 墳墓

本村には古墳及び墓碑の見るべきものなし。古墳はもと海岸各所に散在せるものありしも、大抵破壊されて、現存するもの極めて稀なり。左に最近調査の結果を掲ぐ。

(1) 川尻の塚穴

大字産湯川尻といふにあり。産湯八幡社より谷を隔て、南の山上に辨財天趾あり。それより南に下る数十歩にしてこの塚穴を見る。此の処西南海に臨み、塚は正南に向ひて谷に臨む。上部は玄室の天井石一枚を存するの外、土も石も概ね取り去られ、羨道両側の石も一部を残せるのみ。羨道の間口四尺余、奥行並に高さは算定するに由なし。玄室は間口約六尺・奥行七尺余り・高さ約五尺（但低部土に埋れ居るを以て、此の高さは實際の高さをあらはさず）石材は礫石にして、其の雑駁なる築き方は、紀州南部の古墳に多く見る処と異ならず。昔火の雨降りし時之を築いて、隠家とせしなりてふ里傳は此処にもあり（斯の傳説は他地方の古墳にもあり）。発掘の年代及び発見物等一切不明に属す。村民玉置弥之助氏壯時、此の塚穴附近（六八五番地）にて開墾中山を開いて畑となす圖らずも、素焼き一個を発掘せしことありといふも、破棄して今存せず。その談によるに堤瓶又は埴の類なりしが如し。

(II) 次郎太郎塚

大字比井の北上に東西相並んで二基の古墳あり、其の間相距る数町。東なるは字後谷の畑中にあり、俗に太郎塚と云う。西なるは八王子原にありて、俗に次郎塚といふ。『俗風土記』唐子浦の条に「古塚村の北畑中にあり、廻り三間・高さ一間塚の上に松の大木あり五郎殿松といふ。五郎何人なりや詳ならず」とあるは、右二塚の何れに當るや。今五郎殿松なる松樹なく、五郎の傳また傳ふるなきを以て考ふる能はず。太郎塚は既に全く崩壊せるを、石槨の石など濫に積み重ねたるものと覺しく巨石露に見ゆ。次郎塚は小規模の円墳に属し、其の口は恐らく南面せるならん。本村に於て完全に存せる古墳は、実に此の一基あるのみ。次郎太郎塚など併称するは、近時の俗称に過ぎざるべく、両塚の間殆ど相關する所なかるべし。

(III) 高見寺の墳跡

明治初年の『小浦村誌』に、村落の後西峯の山の尾に古墳三箇所あり、各周二十間量石巨大何人の墳なるを詳にせず云々の記事あり、各週二十間とは聊か誇大の云い方なれど、今も西峯の山腹に古墳一基の痕跡あることのみは事実也。たゞ全く崩壊し去れるを以て、其の規模等測定するに由なし。

第十六章 名門及人物

本郷土に著名なる家系は乏しからざるに非れども、記録の遺存残留無きを以て、明白に記録すること能はざれども、今左の各戸に所藏せる書類と古老の口碑とに據りて録せん。

塩崎次郎左衛門家系
大字津久野塩崎次郎左衛門の家系を案ずるに、今より百七十九年前なる元文二年丁巳正月に、第十代前次郎左衛門時信が記録せられたる、塩崎家正統本系圖説に徴すれば、該家の系統を地悉し得其の文章に曰く

曾聞論撰其先祖之有德善功烈勲勞慶賞声名而明著之後世者此孝子孝孫心也由今被旧記委訪古老傳説而筆録我先祖塩崎氏所以由起以欲今將來子孫異世同聽焉

抑今家塩崎俗姓其本源者人皇七十代後冷泉院御宇清和源氏頼義公之家臣横山野太夫経兼之曾孫八幡住人小權守時廣（人皇八十代高倉院北面或号右馬充）之息男金剛丸時兼者是也蓋父子但東鑑所載之勇士而實是源家之忠臣也

東鑑曰文治五年九月奥州ノ泰衡ガ首ヲ梟ル康平五年九月入道將軍頼義貞任ガ首ヲ獲ルノ時横山野太夫経兼ガ奉ハリトシテ門各貞兼ヲ以テ件ノ首ヲ請取シメ郎從惟仲ヲシテ梟シム件ノ例ヲ追テ経兼ガ曾孫小權守時広二仰ス時広時兼ヲ以テ景時ガ手ヨリ泰衡ノ首ヲ請取シメ郎從惟仲ガ後胤七代広綱ヲ召出シテ梟セシム云々

然金剛丸時兼臨建保元年和田倉戰之時專雖合力於義盛而武運不得時遂隱厥身於南紀海浜那智麓
東鑑二時兼八時広ガ男ニシテ和田ノ義盛ニ合力セシ人ニテ行方不知ト云是也

而賤謙民間改本名而称那須之丞常業漁躍爲渡世雖出囊之能德自然感之而世悉學販之則爲手跡兵衛師故人皇八十四代順徳院御宇建保肆稔冬其所之住人以実方（本是漁家之勇士也曾平氏盛代牢人于此地云々）之娘妻之而産二男子焉長男是建保第陸戌寅曆誕生而名城之進相統慈父家矣次男是承久二庚辰歳出誕而名幾之進乃成人後住宅新宮則娶二階堂某女某家倍々繁昌云々 然父那須乃丞時兼六旬有參歳而宝治元年六月五日正念往生矣（此時城之進三十歳舍弟幾之進二十八歳云々）本家幾之進者二男一女子長子者是建長三年誕生而其名云那知右衛門（三十四歳時子）次男是康元第一層出誕而称藤右衛門也一女子者正嘉貳稔出生云々父城之進春兼七旬有二歳正應二年己丑五月三日絶息閉眠而法諱號慈孝円月居士也曾而其父時兼法名称雲玄残月居士前不記之故今於此載之蓋各宗躰眞言傍專念浄土之信士也時應時兼共有法念上人值遇緣人故云々又本家相統那智右衛門二男有長子云岡右衛門則正安第二庚子曆誕生父五十歳時子也蓋至此年老無子故丹心觀音大土祈之果得二男子次男幾右衛門者乾元第一層出誕而成人後又住居新宮矣慈父那智右衛門重兼六十有九歳元應第一己未仲穉八日念佛往生法号称一貫達道居士云々長子岡右衛門（時春）目出度相統父遺跡殊其性風雅巨優長軍法兵術故以野中瀬六郎之娘而爲妻渡世甚販電矣其頃後醍醐・光嚴而盛運之境元弘・建武兵乱起而彼大塔宮二品親王熊野落之時三山社司別當悉加擔六波羅方而不帰枝朝家以斯得神勅靈夢而分入十津河彼戸那須兵衛之情晴愛今竹原八郎之介借道日今爰悲哉三山別當定通之惡党徒不謹非道郷民其勢劇盛而隱身無処窮忍出彼地越国原其途中通懸頼於玉置庄司無其詮反起兵而計奉害宮噫々危哉而運哉天道不捨人焉紀伊国住人野中瀬六郎中文字太平記該訓而治長字同七郎・横山経兼末孫岡右衛門賀舅其勢三千余騎奉守護宮而追避寄来朝敵其勢猶如爰龍虎梅竹唐絵殊其日軍功帰岡右衛門故大塔宮御感不斜賜姓名而改塩崎次郎左衛門尉定兼且授輿一扇子而祝子孫繁昌矣凡其地紙一所画之御相天日月地流水菱草栄而小蝶遊風景也故塩崎一類各随所其好執此扇子其一而爲定紋焉及上羽花菱上本扇等

同聞勿論也焉嗟如我禹賤殊於此小村豈如斯諸願哉實是所以佛加被令然也依之今準功成退身古語而逢役儀名跡等付愚息吉五郎旦告白我先祖如是嗚呼誤必勿流不謹 於公務哉 有儀此是塩崎相傳之一腰也是亦愚妻持參之錯一筋實坂本氏相傳之錯治也妻之俗姓坂本氏則聖德大師佛法弘通佛開運之兩臣其一人坂本畑打尉十五代後胤兵衛尉政統之息中興坂本中將源佐衛門尉正行之嫡子又左衛門尉正時之二男比井浦長覺寺中興第二世住職殘行統院教證大德之第一息女弥阿梅香是也乃延宝第五丁巳曆生而元禄七甲戌年正月八日十有八而嫁此塩崎之家矣其時以生家之惣領而嫁公務之家礼因縁慈父教證道人庭訓先祖不賤付母方重代之錯以贈當家云々錯由来俗姓系圖委如彼家記録故書之而已當和夫婦・両家重宝今讓支之改而已然則當家系圖其書曆數百年而文字等不分明故臘滿凝翠法師而添削清書備後生焉汝素恭傳持永流子孫請後之孫子謹而補書以後之事實而爲子子孫々龜鑑焉嗟我非好名聞實不得止云ふ

塩崎氏 第十一代

前治郎左衛門時信

元文二年正月吉日
塩崎十二代治郎左衛門殿

と有り夫より子々相続して、現戸主治郎左衛門は第十八代なり。因に大塔宮より治郎左衛門てふ名を下賜せられしに、第十三代以来治を次と改めしは、該年代は深く文字に注意せざりしに出でしならん。

堀太郎右衛門家系

大字方杭堀太郎右衛門の家系を案ずるに、田辺城主杉若越後守の家臣にして、切目の莊を領したる堀太兵衛なる者は、主家没落の後に弟雅樂と共に、本郡和田浦に潜伏せしが、今大正四年乙卯を距ること三百十余年前なる、慶長の初年に方杭に來たりて藁莽を開墾して移住し、雅樂は眞宗教旨を信奉し、莊嚴寺を創立して住職し、太兵衛は庄官と爲り子々孫々帶刀許可の庄官の職に従事し、明治維新に至るまで在職し、日高郡中に在って庄屋中の屈指の旧家なり。然るに古記録の遺留無きを以て、詳細なる調査を遂ぐることに可能なれども、血統の断絶せざりしは、莊嚴寺に藏せる過去帳に徴して明かなり。

中栖源兵衛家系

大字比井中栖源兵衛の家系を案ずるに、同家に傳ふる所の古文章に曰く。

當家中栖源右衛門代々口傳

先祖を尋ぬるに、清和天皇皇子貞純親王御子六孫王源ノ經基公より五代孫と申すは初代六孫王源經基公二代は多田満仲公三代は撰津守源頼光四代は河内守源頼信五代は伊豫守源義之源家五代目將軍伊豫守源頼義嫡男は八幡太郎源義家二男加茂治郎源義綱三男は新羅三郎源義光末孫源六郎光盛君當中栖家之爲先祖先祖者信州之大井に知行人也光盛君世を忽び足利三時代武立玉世居られし処世乱て後を湯川家に味方直光郷之時度々之軍功外様格故永正・天文之比湯川之御書現前多く後又武衰へ農家を賜ひ永禄・元龜・天正之頃田地之註狀現たり併し武を兼玉ひてありし処湯川家滅び賜ひて秀吉公時代浅野家国主たりし時一國の武末皆改て傳て財取上其百ヶ一をしるしに残

し被下當家に鎧の首輪よだれ掛鎧通忝も光盛公軍之時もとゞりに納め玉ふ千手觀音許り被殘淺野家始て之時地村庄屋役を勤メ南龍院様御入国以后も村役勤メ元禄・宝永之時此中栖源を兵衛隱居して瑞珀といふて醫師を被致保事者今諸人の存る処なり医具も残りある。清譽了徵靈是也其子茂兵衛後源右兵衛になり家をとるへききの時家を保つ事難澁して職を初め候由清屋淨林靈是也其子岩兼源太郎・源兵衛育て又先祖之家を祈り寛政元年酉九月十六日七拾四歳にして天然寺御住主十念と共に極樂へ往生し玉ふ是法名者西譽了達と内室は比井津山源右衛門之娘なり先祖に敵く存候者追而可考

寛政四

源兵衛 嫡男

中栖源藏 光常

覺書

尊父西譽了達居士御存命之内御傳被遊候事共

一、我先祖者信濃源氏大井六郎源光盛郷より今農家に至るとはいえとも血脈之男子絶へざると代々一子相傳目出度家也

一、名者源六郎源兵衛代々唱候得共三百年有余源右兵衛通名也家とく持たざる内者名種々まちくたりといへども源六郎名にて公役等相勤来候事も時々あり代々兄弟に公役等相勤来候事も時々あり源十郎・源一・源

二・茂兵衛・三太夫杯之名は

一、當所産土神・三尾龍王・三崎等の棟札皆中栖源兵衛也

一、當屋敷者昔無年貢之由にて惣而唐子は中栖ウウ々たり源十郎・半右衛門と屋敷分又由

一、南龍院様御成被成被遊候家は浜に居候時なり以前焼失故浜に暫住候よし

一、先祖之廟所は宮之前往吉谷に皆わかる所戦国の時分なれば豊臣公の御時田畑之極りし節古塚取片付候よし

一、其の頃宮の前に少し印置候由天下久敷乱候ゆえ物事一向やくたい成由御當家成物事正直に民安緒難

一、天下久敷乱殊に昔者當別て武之末なる人数多住武を幸び戦国に夕夕カヒ等に年を送り物事やくたいなり

一、先亡之口弟杯といふ事佛法をもちひず死せば山谷へ埋仕廻候申南龍院様御入国以来宗旨等定候て墓所極り

寺も昔は池之上に眞言宗で妻林體僧被居候夫より淨土宗天然寺惠周僧分今之寺も宗法

寛政四 源右兵衛始源六郎 長男 源 藏 光常

一、我先祖代々之ふるき書物今度立合拜見致候について本家之源内殿へ寫し遣し候得共後々に至るともかまひ

一、有間敷候 有間敷候

一、本家別家之論以後有之共當源兵衛之家本家に相違なき事は昔より書物之名また年未御公用勤来候名に而明

白なる事

寛政四 源光常字高中 記置

子四月

湯川家代々系圖

一、五峯 二、天心道誠 三、祖印宗源弥太良名乘本宮湯峯ニテ天狗トヨセ合明日風呂ニテ参会可仕ト云天狗同心又其内ニ銅ニテ爪十摺立風呂へ入天狗先弥太郎カク其後弥太郎天狗カクル天狗はナシ申由候 四、天源宗泉 五、天章慶祐 六、陽白源清 七、天用源譽 八、円哉親公 九、一河宗純 十、岱宗庭建康宮

内小輔源政春歌道勝 法住院殿義隆御代に奉公侍に被召出御相伴仕南方副將軍位に成錦直垂被下ニテ湯川家重代ト成リ是アリ 十一、詳岩宗吉民部小輔直光慶安二丑百六十年余河内国若江郡教光興寺ニテ敵河内国三好修理太夫ト合戦シ成年討死方久井村井上清三郎母方祖父高恒九郎太郎討死清三郎母姥兄林十左衛門討死此外数人有リ 十二、先光岸淨照小輔直春此代二国破 慶安二丑百年余大和国ニテ病死 十三、丹波守十四、勝三郎 慶安二己五年六月吉日

林 輿三右衛門 直花押

中栖源兵衛尉殿

とあり而して鎧のよだれ掛 鎧通 千手觀音 葉研等今に同家に所藏せらる。其の他所藏せる古文章多くして枚擧に違あらざれども今ニ・三を左に摘録せん。

コノ処へ感状と古書を入レル

とあり同家の古きことを識知するに足る。

平井守義 家系

平井家の家系を摘出す

外川吉太郎家系

大畧ヲ摘出す

土井寅吉 家系

大畧ヲ摘出す

坪内輿四郎

文政十一年正月廿三日出生。小浦武助の長男也。資性温厚擊実。幼時漢孝を久志誕生院に孝ぶ。明治四年洪浪あり、小浦の堤防全く崩壊し一郷の打撃云ふべからず。輿四郎即ち同志へ城山仙助・中井長七・中城吉左衛門・山本源助・中井新三郎・宮本惣次郎・三岩徳三郎と共奮つて復旧工事を企圖し・或は共有林木を伐採賣却し・或は寄附金を募集し・或は頼母子講を組織して、以て資金を調へ明治五年五月起工・越へて七年十一月竣成す。之より先縣下に大小の区制を布くに當り、輿四郎第六区二小区の戸長に任ぜられ、右に公務を執り・左に工事を督し勵精謹苦す。明治十二年五月和歌山縣會の開かるや、選ばれて其の議員となり一期間勤続す。爾後公職を退きしも公共に盡力せしこと勝げて数ふべからず。小池浦の地由來灌水に乏しきを憂へ、溜池を築きて早害に備へしが、如き其の一例なり。明治廿二年和歌山市に移り、後更に京都府下山科に轉住して、定業に従事せしが明治三十八年病を以て逝く。

湯川玄碩

弘化四年十一月廿七日を以て生る。幼時紀藩の大医華岡氏に就いて医学を修め塾頭たり。販来湯川家十代のの医学を継承す。明治九年本縣第六大区医務取締役に任ぜられ、全年十月第六大区種痘専務医となり、十三年日高郡醫となれり。起へて十五年五月縣會議員補缺選舉に際し大多数を以て當選し、翌年八月山林原野地租改正委員に

比井崎村誌 了

擧げられ、十月和歌山縣勸業諮問会員となり、十七年二月再び縣會議員に當選、四月の縣會公選を江て地方衛生委員に擧げられ、同年内・外科医免許状を受く。明治十七年七月比井浦外七箇村戸長（準十二等官月俸拾四円）に任じ、翌月補役人兼務を命ぜらる。十九年判任官八等に準ず。二十二年五月比井崎村長に當選し爾來明治四十三年九月に至る二十余箇年間改選毎に當選し、回を重ねること実に六度に及べり。二十三年三たび縣會議員に當選し、二十五年全半數改選に際し、又多數を以て當選したりき。三十年陸軍召集出納官吏を命ぜられ、翌年一月に比井崎村農會長に當選、三十二年日高郡會議員に選ばれ、尋で同議長に當選す。三十四年縣農會評議員となり、三十八年郡會幹事に擧げられ、全年義勇艦隊建設地方委員を囑託せらる。三十九年郡農會代表者・縣農會代表者となり中央總會に出席す。全年十一月大日本農會特別會員に推薦せらる。四十二年十二月赤十字社特別會員に列せらる。四十三年比井・阿尾兩校医を囑託せらる。其の他檢疫医となり徴兵參事員と成りて、公事に盡瘁すること多年、其の筋の旌賞また頻なり。即ち明治十八年比井街道改修に際し、土地約二反八畝歩及び金壹千壹百円を寄附せしにより、賞勳局より銀杯一個の下賜あり。三十七・八年戰役に於ける功勞に対しては叙勳（勳七等青色桐葉章及び金五十円）の榮に預れり。其の他明治十一年以降虎疫豫防及び治療に盡して縣より賞せらる、こと前後三回。土地整理事務盡力・官公衙新築費・洪水・火災被害救恤金等寄附、及軍資獻納等に依り受賞數次。特に赤十字社に対しては功勞多し。又村長としては地方開發に貢獻すること大。特に基本財産の増殖・殖産興業の獎勵等功績顯著なるの故を以て、明治三十九年及同四十二年の兩回縣知事より表彰せらる、あり。三十九年には大日本農會より綠白綬有功章を授與せらる、あり。一々列擧するに違なし。明治四十三年九月故ありて村長を辞し、爾來比井灣頭の自邸に閑居し、趣味の盆栽に没頭して靜に志を養へり。大正に入りて健康勝れず、遂に五年九月二十日を以て逝く。玄碩子なし、明治十八年旧紀伊藩土坂部魯叟の三男を容れて養嗣子となす。今の医孝博士湯川玄洋これなり。

		付録 比井 崎村史年表	
紀元	天皇	年号	
八六一	(神功)	一	神功皇后阿尾に御乗陸
一六五〇頃	一條	?	花山院熊野御參詣の途次御通過
一八一八	後白河	保元三	十月二十三日法華經八巻比井若一王子境内に埋む(宝宝七年発掘)
二〇五六	後小松	應永三	二月九日大通院聖易發起御靈社創始
二一四四	後土御門	文明一六	十月光徳寺の祖道明眞言より眞宗に轉ず。此の頃教順西教寺を開く
二一五二	全	明應元	比井青苔寺の僧教念(眞言)蓮如に皈依
二一七一	後柏原	永正八	九月僧了空蓮如に皈依し一字を創立す(一行寺の前身)
二一七三	全	全一〇	青苔寺眞宗に改宗(長覺寺の前身)
二一七六	全	全一三	六月一行寺号公称
二一九八	後奈良	天文七	八月長覺寺号公称
二二〇〇	全		中栖源右兵衛此の頃湯川直光に仕へ頼に軍功を立つ
二二四五	正親町	天正一三	龜山城落城當地兵燹に罹る。此の頃外川氏比井に來住す。
二二五六頃	後陽成	慶長元頃	堀弥太郎兵衛方杭を開く
二二六一	全	全六	此年檢地あり。方杭の民家三戸
二二六四	全	全九	天然寺の僧教譽、宝譽に皈依し寺谷より現位置に移轉改宗
二二六七	全	全一二	三月莊嚴寺本堂建立
二二七四	後水尾	全一九	方杭若宮建立
二二七五	全	元和元	四月晦日畠山政氏比井に戦死
二二七九	全	全五	此年方杭八戸・小浦四十二戸・津久野十二戸・比井百三戸・小坂十九戸・産湯二十三戸・阿尾七十七戸 計二百八十四戸
二二九五	明正	寛永一二	正月大通院住寺明專改宗して眞宗に皈し一字を嘗む。之を円行寺とす。此の年寺号公称
二三〇〇	全	全一七	光徳寺号公称
二三一一	後光明	慶安四	十二月一行寺本尊下付
二三二三	靈元	寛文三	円照寺本堂建立・此の年の戸数方杭二〇・小浦七一・津久野二六・比井一六五・小坂二六・産湯五八・阿尾一二七 計四九三
二三二九	全	全九	大恩寺本堂建立。此の頃白髭明神を王子明神といひし歟?

紀元	天皇	年号	
二五三二	明治	明治五	三月補亡吏・惣廻り等置かる。四月大小区制布かる。當地は第六大区二小区に属す
二五三三	全	全六	向陽・比井・小浦・産湯・阿尾各小孝校開校。比井王子・小浦御霊・産湯八幡・阿尾白髭 各社村社に列らる
二五三四	全	全七	捕亡吏を警羅と改称
二五三五	全	全八	三月警羅を羅卒と改称・十月更に巡査と改称
二五三七	全	全一〇	三月比井に浦役場設置
二五三九	全	全一二	郡区町村制改正・四月坪内輿四郎縣會議員に當選
二五四〇	全	全一三	上西邦助比井局長となる
二五四二	全	全一五	九月阿尾に虎疫発生患者五十名に及ぶ。八月湯川玄碩縣會議員に當選
二五四三	全	全一六	向陽・小浦兩校を比井小孝に合併
二五四四	全	全一七	五月比井他七ヶ村（方杭・小浦・津久野・比井・小坂・産湯・阿尾・三尾）戸長役場を比井 に置く。湯川玄碩官選戸長となる
二五四五	全	全一八	七月比井に巡査派出所設置・八月比井小孝を海南小孝と改称
二五四八	全	全二一	四月産湯簡易小孝校を比井に合併
二五四九	全	全二二	現制の比井崎村を組織す・湯川玄碩村長となる
二五五〇	全	全二三	海南小孝改築経費七百元・十二月十四日長覺寺にて教育幻燈会開催
二五五一	全	全二四	新令に依り比井・阿尾兩尋常小孝設置
二五五二	全	全二五	十二月末熊野勝浦沖秋刀魚船遭難事件あり・村民岡野運藏・富田熊吉行衛不明
二五五三	全	全二六	五月前田参秀比井郵便局長となる。夏赤痢流行
二五五五	全	全二八	四月土屋正五郎阿尾校長となる。十二月外川敬一比井局長となる
二五五六	全	全二九	四月比井校に三孝年の高等科設置、西下正作校長たり。六月中松円一阿尾校長となる。七月 阿尾校新築落成・全月三尾巡査駐在所新設二付田杭は其の管内に移る。
二五五九	全	全三二	五月大阪商船会社比井扱店開業・中村栄太郎當村より・湯川玄碩志賀より郡會議員當選
二五六三	全	全三六	十月山本源助郡會議員に當選
二五六四	全	全三七	四月津村孫三郎阿尾校長となる。

紀元	天皇	年号	
二五六五	明治	明治三八	此の年坪内輿四郎逝く
二五六六	全	全三九	九月円照寺本堂再建
二五六七	全	全四〇	十月塩崎次郎左衛門郡会議員に當選
二五六八	全	全四一	十一月・十二月津久野、比井等の小祠を比井王子に合祀
二五六九	全	全四二	十二月山本清五郎比井村崎長となる
二五七〇	全	全四三	七月七日小浦の小祠を御霊神社に、小坂・産湯の小祠を産湯八幡社へ、阿尾の小祠を白髭社へ各合祀・八月湯川玄碩村長を辞す・九月佐竹長藏阿尾校長となる。
二五七一	全	全四四	二月郡書記坂本繁村長事務を管掌る・三月大出弥右衛門村長となる。十月外川寅一郡会議員に當選・此の年紀伊汽船寄港
二五七二	明治今上	全四五	
二五七三	今上	大正二	二月白井藤楠村長となる。
二五七四	全	全三三	三月津村孫三郎阿尾校長となる。
二五七五	全	全三四	中村栄太郎當村より、白井藤楠志賀村より郡会議員に當選。五月山本敬藏比井校長となる。御霊社改築・七月朝香宮鳩王御成。
二五七六	全	全三五	九月湯川玄碩逝く
二五七七	全	全三六	三月津村孫三郎比井校長に、地坂信吉阿尾校長に轉任。四月五日比井王子社の経筒国宝に指定さる(文部省告示第七二号)

『比井崎村誌』について

- 一、比井崎村誌全一卷は田辺の人小川仲記の編著せるものであつて、序文に明かなる如く印刷村内有志に配布する計画であつたが、何かの理由で未刊に終つたものであつて、現在比井崎村役場に所蔵されてゐる。
- 一、自分が『比井崎村誌』あるを知つたのは、雑賀貞次郎氏の『田辺町誌』に依つたのであつて、まだ此の外に同人の手に成つたものとして、丹生・白崎・切目の三村誌がある。出機得ればこれ等も追々寫本してをき度いと考へてゐる。
- 一、『比井崎村誌』原本を借覽し得たのは、比井の煙草小賣人津野正吉氏が、同役場に勤務せるを以てである。
- 一、『比井崎村誌』の内容後半は、後日相當手入れする豫定であつたと見へ、前半に比べ幾分蕪雑である。数字の記入のない所もしばしば見受けるが、遂に其のまゝになつてゐる。
- 一、本書の寫本は六月十九日にはじまり七月七日に終わる。此の間十九日間なり。
昭和二十四年七月八日

『比井崎村誌』の活字化を終えて

- 一、約一ヶ月間掛かつてやっと活字化を終了した。手書きの写本は年表を入れ百八十八頁あり、今回一部小文字化したしたが、それでも百十頁となつた。
- 一、旧町村誌の活字化の際、何時も思うは明治・大正・昭和初期と、第二次世界大戦後の表現の違いである。私に於いては神話としか思わなかつたことが、史実として記載されていたり、人皇とか天皇崇拝の強い表現には、歴史の流れを大いに感じている。
平成十五（二〇〇三）年十二月十一日

清水 章博